

国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)

追加型投信 国内 資産複合 インデックス型

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年1月30日)

この目論見書により行なう国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年7月30日に関東財務局長に提出しており、2024年7月31日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

| | |
|------------|----------------------|
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | C E O 兼代表取締役社長 小池 広靖 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都江東区豊洲二丁目2番1号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

| | |
|----------------------------|-----|
| 目次 | 2 |
| 第一部 【証券情報】 | 3 |
| (1) 【ファンドの名称】 | 3 |
| (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】 | 3 |
| (3) 【発行（売出）価額の総額】 | 3 |
| (4) 【発行（売出）価格】 | 3 |
| (5) 【申込手数料】 | 3 |
| (6) 【申込単位】 | 4 |
| (7) 【申込期間】 | 4 |
| (8) 【申込取扱場所】 | 4 |
| (9) 【払込期日】 | 4 |
| (10) 【払込取扱場所】 | 4 |
| (11) 【振替機関に関する事項】 | 4 |
| (12) 【その他】 | 4 |
| 第二部 【ファンド情報】 | 5 |
| 第1 【ファンドの状況】 | 5 |
| 1 【ファンドの性格】 | 5 |
| 2 【投資方針】 | 10 |
| 3 【投資リスク】 | 20 |
| 4 【手数料等及び税金】 | 23 |
| 5 【運用状況】 | 25 |
| 第2 【管理及び運営】 | 35 |
| 1 【申込（販売）手続等】 | 35 |
| 2 【換金（解約）手続等】 | 36 |
| 3 【資産管理等の概要】 | 37 |
| 4 【受益者の権利等】 | 39 |
| 第3 【ファンドの経理状況】 | 40 |
| 1 【財務諸表】 | 43 |
| 【中間財務諸表】 | 139 |
| 2 【ファンドの現況】 | 149 |
| 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】 | 150 |
| 第三部 【委託会社等の情報】 | 151 |
| 第1 【委託会社等の概況】 | 151 |
| 1 【委託会社等の概況】 | 151 |
| 2 【事業の内容及び営業の概況】 | 153 |
| 3 【委託会社等の経理状況】 | 154 |
| 4 【利害関係人との取引制限】 | 204 |
| 5 【その他】 | 204 |
| 約款 | 205 |

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)

(以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額*とします。

*「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

なし

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位（当初元本1口=1円）

(7) 【申込期間】

2024年7月31日から2025年7月29日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日の翌営業日までに申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

◆ 「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

※ 受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

わが国の公社債および株式を実質的な主要投資対象^{*}とし、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

※ ファンドは、「国内債券マザーファンド」および「国内株式マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、2,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け))

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 補足分類 |
|---------|-------------------|-------------------------------------|---------|
| 単位型 | 国 内 海 外 内 外 | 株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () | インデックス型 |
| 追加型 | | 資産複合 | 特 殊 型 |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 対象インデックス |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年 1 回 | グローバル | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月) 年 12 回 (毎月) 日々 | 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) | ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ | 日経 225 T O P I X その他 (合成指数) |
| 不動産投信 | その他 () | エマージング | | |
| その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券) 資産配分固定型)) | | | | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | | | |

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。)に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え

「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目

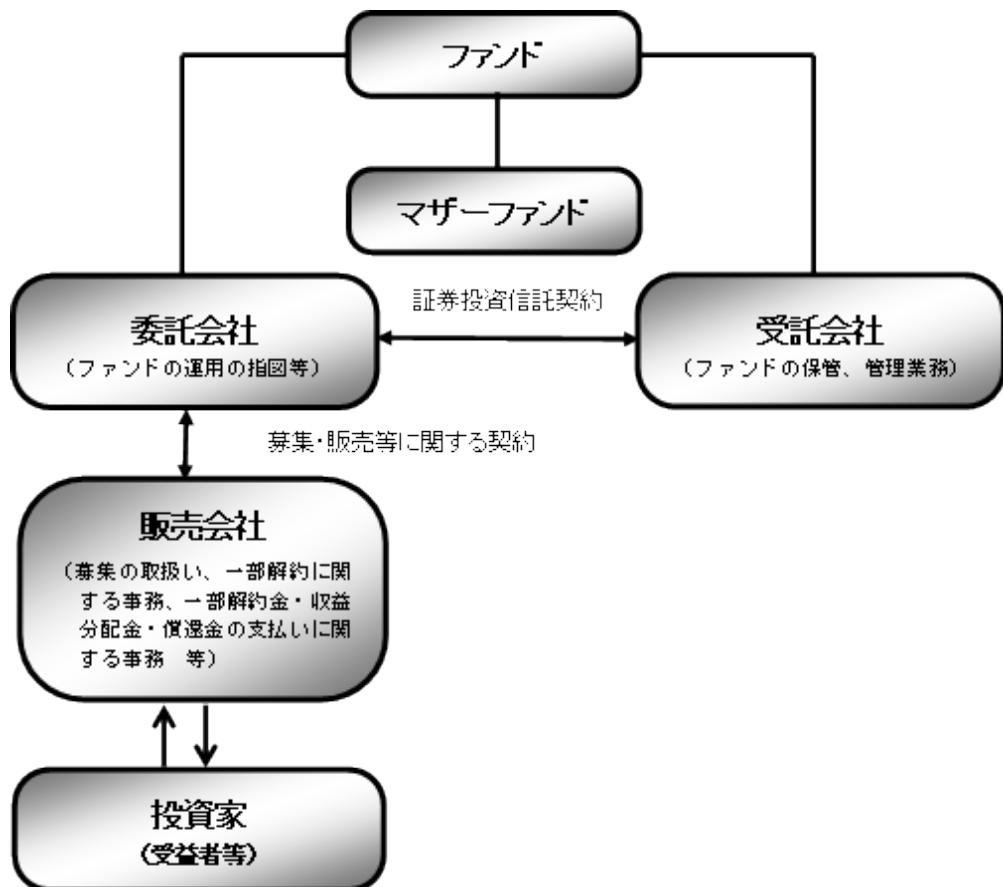
指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

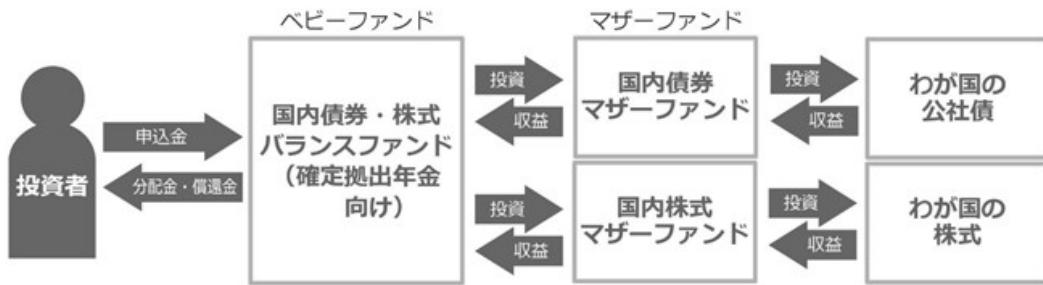
2002年4月12日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



| | |
|--------------------|----------------------------|
| ファンド | 国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け） |
| マザーファンド (親投資信託) | 国内債券マザーファンド 国内株式マザーファンド |
| 委託会社(委託者) | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社(受託者) | 野村信託銀行株式会社 |

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2024年12月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|-----------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋1-13-1 | 5,150,693株 | 100% |

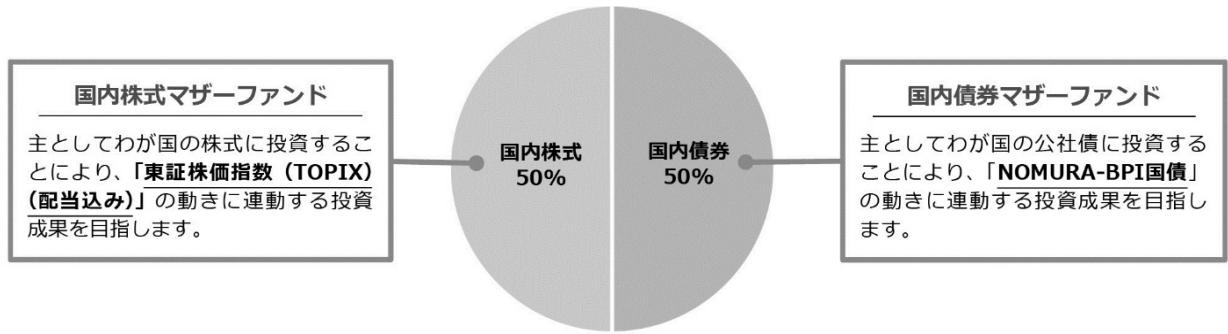
2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

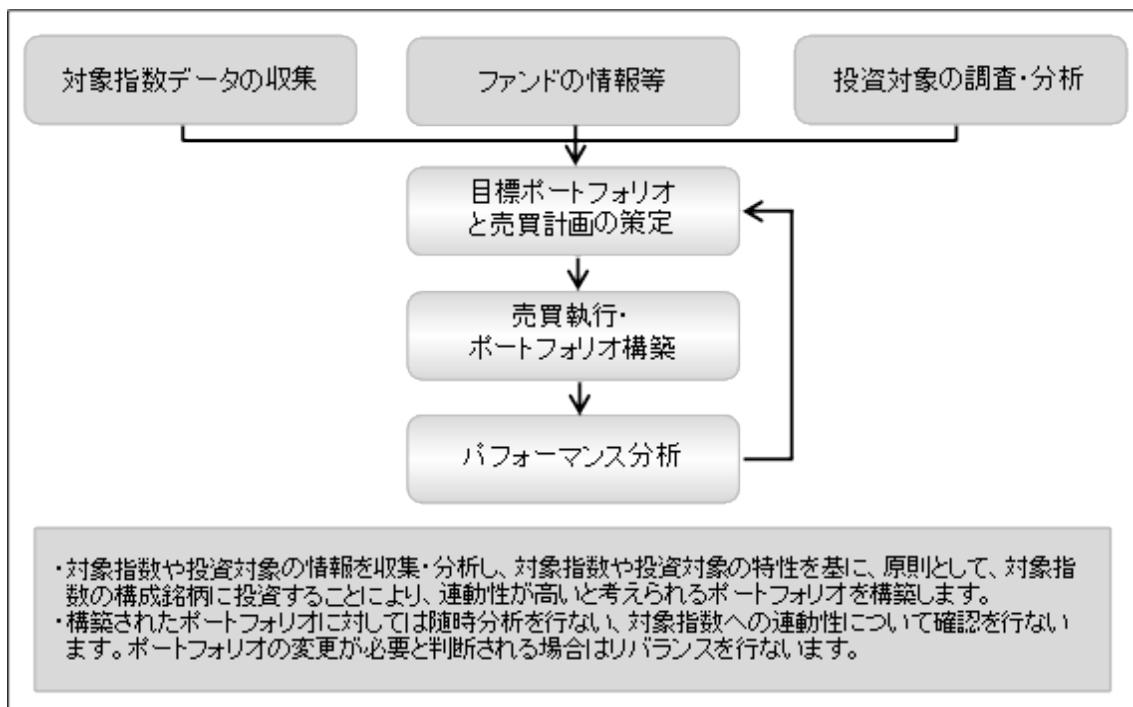
わが国の公社債および株式を実質的な主要投資対象とし、これらに分散投資するバランス運用を行なうことで、キャピタルゲインとインカムゲインを総合したトータルリターンの獲得を目指します。

◆運用にあたっては、「国内債券マザーファンド」および「国内株式マザーファンド」の各受益証券に投資を行ないます。

◆各マザーファンドへの投資比率は50%:50%を基本とし、原則として3ヵ月毎にリバランスを行ないます。



■投資プロセス■



* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■各マザーファンドが対象とする指標の著作権等について■

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

- ①配当込み TOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」）という。の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができ

- る。
- ③ J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤ 本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧ 以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

(2) 【投資対象】

わが国の公社債および株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「国内債券マザーファンド」および「国内株式マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債および株式に直接投資する場合があります。

■各マザーファンドの主要投資対象■

[1] 国内債券マザーファンド

わが国の公社債を主要投資対象とします。

[2] 国内株式マザーファンド

わが国の株式を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

① 投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限⑤および⑥」に定めるものに限ります。)に係る権利

ハ 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券マザーファンド受益証券(以下「国内債券マザーファンド」といいます。)および国内株式マザーファンド受益証券(以下「国内株式マザーファンド」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くも

のとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
- 2 国債証券
- 3 地方債証券
- 4 特別の法律により法人の発行する債券
- 5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債について、転換社債型新株予約権付社債*に限ります。)
※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。
- 6 コマーシャル・ペーパー
- 7 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの
- 8 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 9 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 10 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 11 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
なお、第1号の証券または証書を「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託(上記「(2) 投資対象②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象

- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引

(参考)各マザーファンドの概要

(国内債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資は行いません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

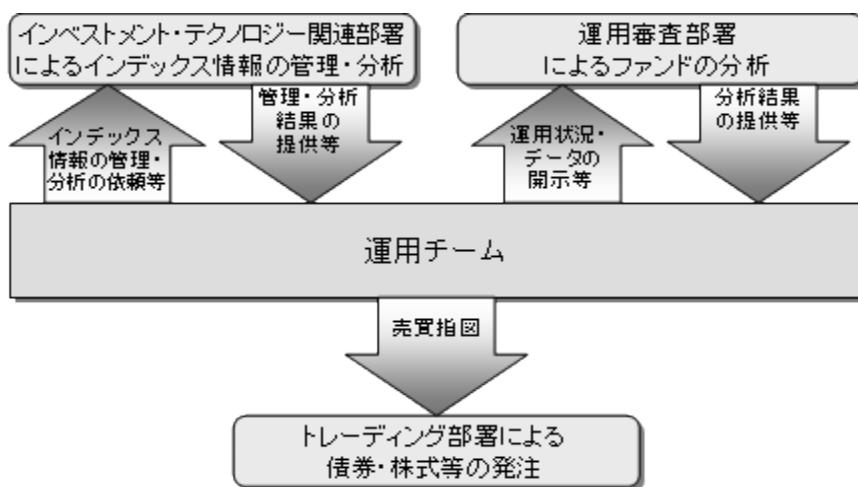
② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

- ④ 有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（3）【運用体制】

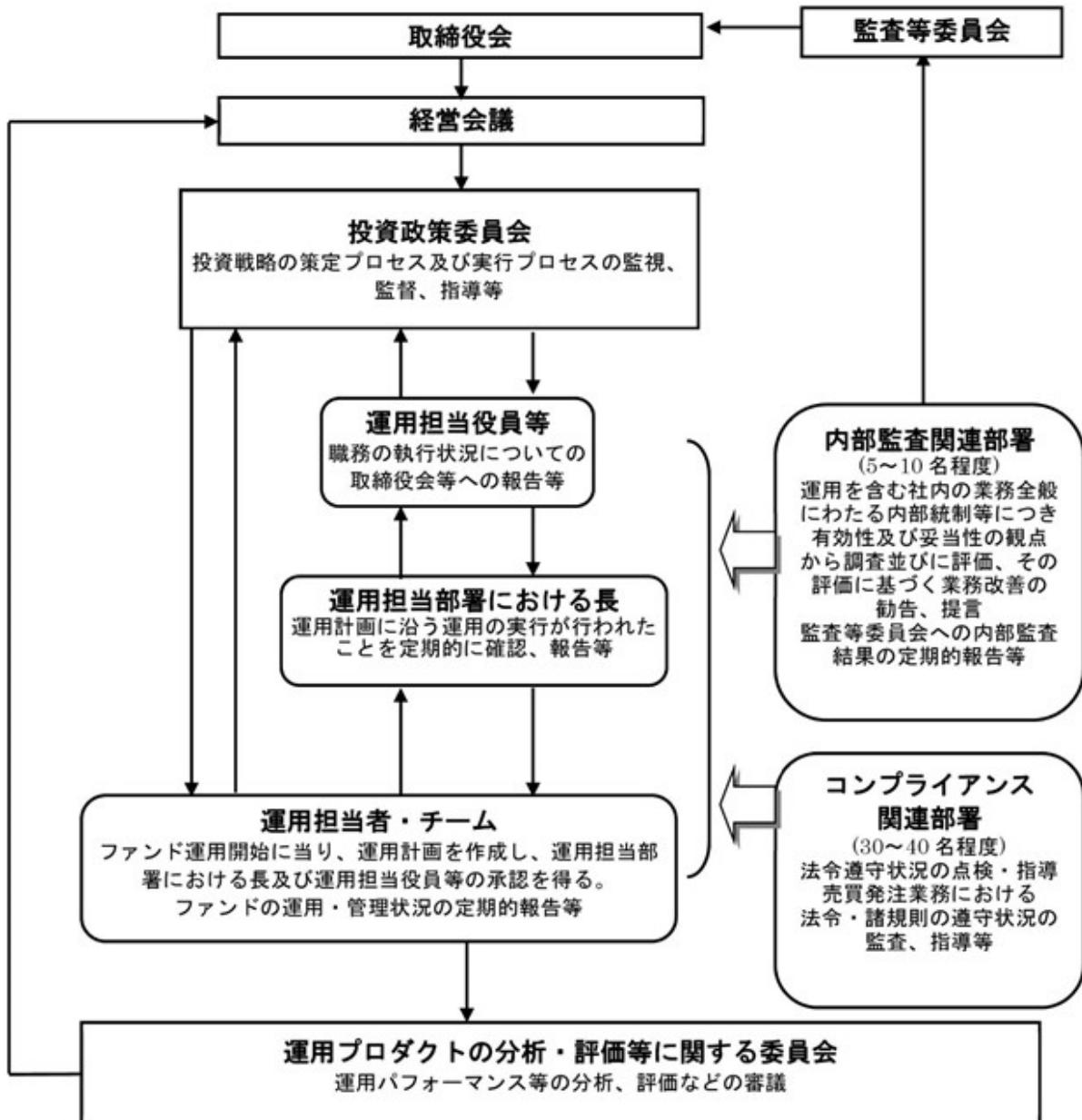
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設げず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※ 利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※ 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年5月10日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

① 株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

② 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

③ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

④ 投資信託証券への投資割合

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

⑤ 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

(i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入貸

付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2) 投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥ スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第24条)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(iv) 上記(iii)において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi) 委託者は、スワップ取引を行なうあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 投資する株式の範囲(約款第 20 条)

委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑧ 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑩ 信用取引の指図範囲(約款第 22 条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2 株式分割により取得する株券

3 有償増資により取得する株券

4 売り出しにより取得する株券

5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

⑪ 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第 26 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑫ 資金の借入れ(約款第 34 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金

の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(13) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

(14) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

◆ ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

◆ 債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

◆ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

◆ 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

◆ 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可

能性があります。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

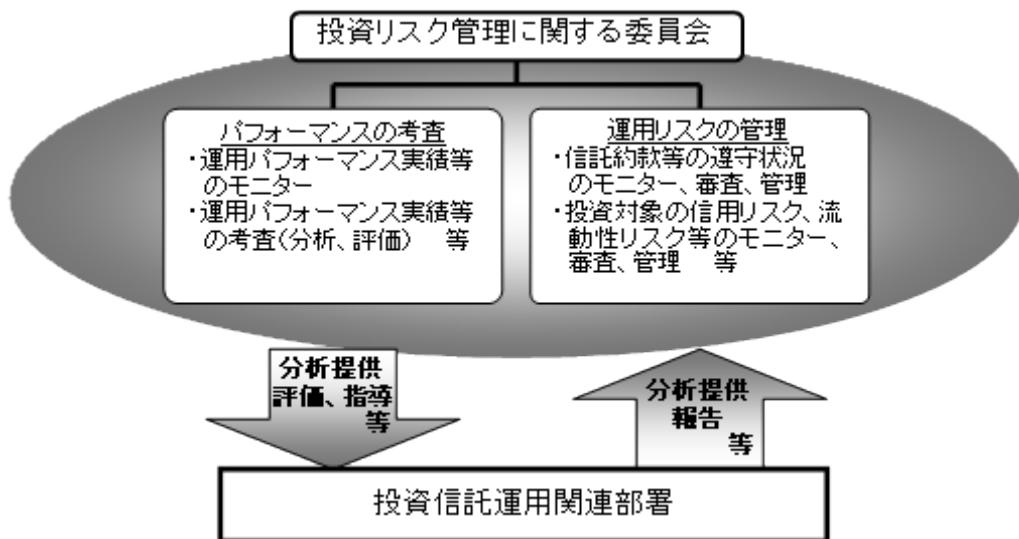
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

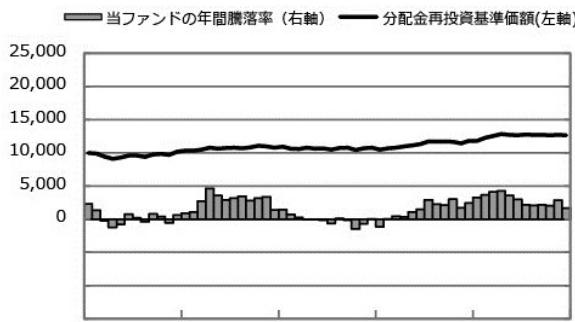
リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

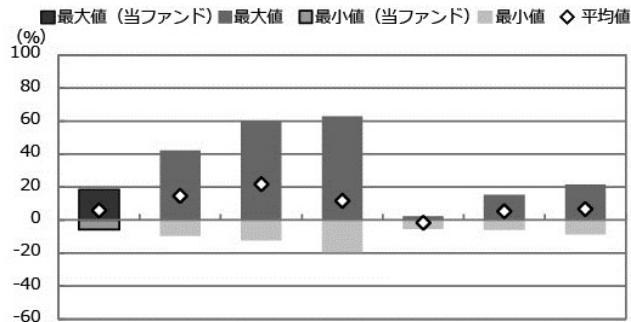
■ リスクの定量的比較 (2019年12月末～2024年11月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年12月 2020年11月 2021年11月 2022年11月 2023年11月 2024年11月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---------|-------------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 18.6 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 2.3 | 15.3 | 21.5 |
| 最小値 (%) | △ 5.8 | △ 9.5 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 (%) | 5.9 | 14.6 | 21.6 | 11.6 | △ 1.6 | 5.3 | 6.7 |

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年12月末を10,000として指數化しております。

* 年間騰落率は、2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

<代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）…配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社J P X 総研又は株式会社J P X 総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に對してもJPXは責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）…MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）…FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられます、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市场における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.572%（税抜年 0.52%）の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>

年 0.22%

<販売会社>

年 0.25%

<受託会社>

年 0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

| <委託会社> | <販売会社> | <受託会社> |
|--------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%)の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

*源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■個別元本について■

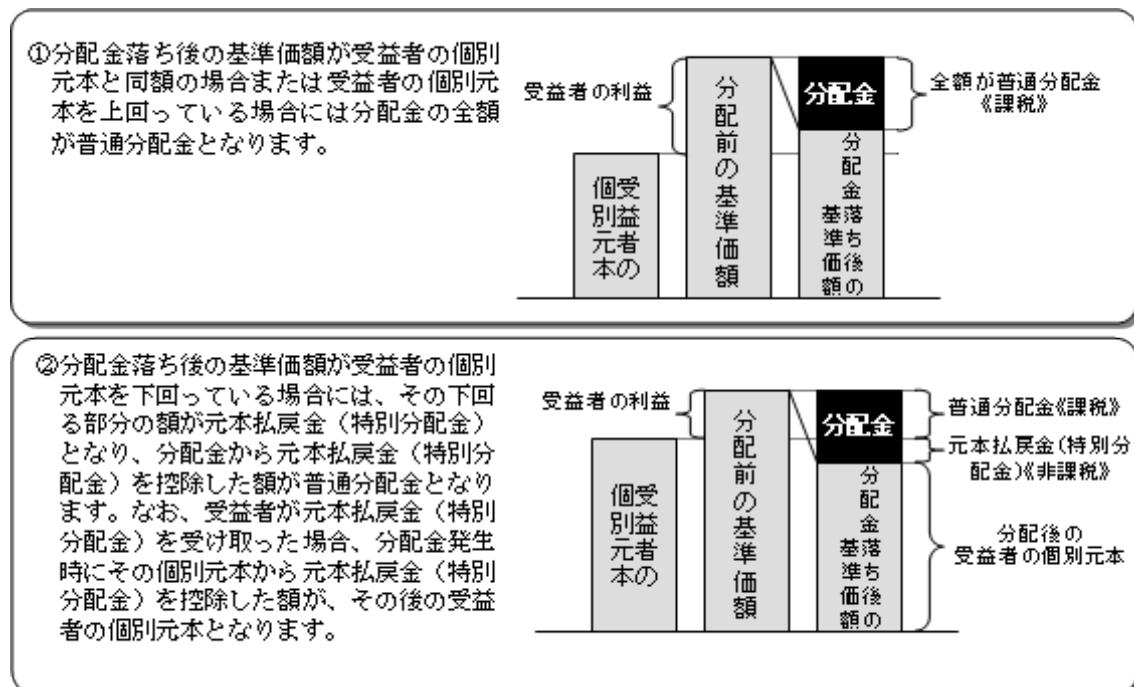
- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

- ◆換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
- なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



*上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

*上記は2024年11月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場

合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位：%)

| | 総経費率 (①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|------|------------|------------|-----------|
| ファンド | 0.56 | 0.56 | 0.00 |

(2023年5月11日～2024年5月10日)

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は2024年11月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|--------------------|------|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 513,919,560 | 99.95 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | — | 205,796 | 0.04 |
| 合計（純資産総額） | | 514,125,356 | 100.00 |

（参考）国内債券マザーファンド

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|--------------------|------|----------------|---------|
| 国債証券 | 日本 | 21,326,455,590 | 99.48 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | — | 110,053,494 | 0.51 |
| 合計（純資産総額） | | 21,436,509,084 | 100.00 |

（参考）国内株式マザーファンド

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|--------------------|------|-----------------|---------|
| 株式 | 日本 | 742,160,229,510 | 98.58 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | — | 10,687,603,691 | 1.41 |
| 合計（純資産総額） | | 752,847,833,201 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 資産の種類 | 建別 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|----------|----|------|----------------|---------|
| 株価指数先物取引 | 賃建 | 日本 | 11,358,960,000 | 1.50 |

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|---------------|-------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | 国内債券マザーファンド | 204,972,689 | 1.2670 | 259,706,452 | 1.2560 | 257,445,697 | 50.07 |
| 2 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | 国内株式マザーファンド | 84,012,665 | 3.0005 | 252,080,735 | 3.0528 | 256,473,863 | 49.88 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.95 |
| 合 計 | 99.95 |

(参考) 国内債券マザーファンド

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 | 投資 比率 (%) |
|----|------|------|----------------------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 43回 | 380,000,000 | 99.50 | 378,121,700 | 99.29 | 377,317,200 | 0.1 | 2026/6/20 | 1.76 |
| 2 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (5年) 第14 8回 | 370,000,000 | 99.31 | 367,460,100 | 99.14 | 366,847,600 | 0.005 | 2026/6/20 | 1.71 |
| 3 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (2年) 第46 1回 | 260,000,000 | 100.12 | 260,332,600 | 99.77 | 259,402,000 | 0.4 | 2026/6/1 | 1.21 |
| 4 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 C T 利付(5年) 第 2回 | 260,000,000 | 99.96 | 259,903,200 | 99.07 | 257,592,400 | 0.5 | 2029/6/20 | 1.20 |
| 5 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 64回 | 230,000,000 | 95.96 | 220,718,700 | 95.67 | 220,041,000 | 0.1 | 2031/9/20 | 1.02 |
| 6 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 C T 利付(10年) 第2回 | 220,000,000 | 101.10 | 222,428,400 | 99.91 | 219,813,000 | 1 | 2034/3/20 | 1.02 |
| 7 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (5年) 第16 3回 | 220,000,000 | 99.72 | 219,384,000 | 99.05 | 217,918,800 | 0.4 | 2028/9/20 | 1.01 |
| 8 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 67回 | 220,000,000 | 95.81 | 210,787,900 | 95.49 | 210,080,200 | 0.2 | 2032/6/20 | 0.98 |
| 9 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 68回 | 220,000,000 | 95.46 | 210,022,000 | 95.21 | 209,462,000 | 0.2 | 2032/9/20 | 0.97 |
| 10 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 69回 | 210,000,000 | 97.80 | 205,387,200 | 97.25 | 204,231,300 | 0.5 | 2032/12/20 | 0.95 |
| 11 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 63回 | 210,000,000 | 96.18 | 201,987,300 | 95.91 | 201,417,300 | 0.1 | 2031/6/20 | 0.93 |
| 12 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 | 200,000,000 | 100.03 | 200,068,000 | 99.68 | 199,376,000 | 0.4 | 2026/9/1 | 0.93 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|------|----------------------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|-------|------------|------|
| | | | (2年) 第46 4回 | | | | | | | | |
| 13 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 54回 | 200,000,000 | 98.05 | 196,100,000 | 97.53 | 195,076,000 | 0.1 | 2029/3/20 | 0.91 |
| 14 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 70回 | 200,000,000 | 97.46 | 194,923,400 | 96.98 | 193,974,000 | 0.5 | 2033/3/20 | 0.90 |
| 15 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 75回 | 190,000,000 | 101.83 | 193,488,800 | 100.78 | 191,487,700 | 1.1 | 2034/6/20 | 0.89 |
| 16 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 72回 | 190,000,000 | 99.56 | 189,175,400 | 98.94 | 187,989,800 | 0.8 | 2033/9/20 | 0.87 |
| 17 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 74回 | 190,000,000 | 98.60 | 187,340,000 | 98.38 | 186,925,800 | 0.8 | 2034/3/20 | 0.87 |
| 18 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 65回 | 195,000,000 | 95.59 | 186,416,100 | 95.39 | 186,014,400 | 0.1 | 2031/12/20 | 0.86 |
| 19 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 71回 | 190,000,000 | 96.42 | 183,203,600 | 95.87 | 182,170,100 | 0.4 | 2033/6/20 | 0.84 |
| 20 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 66回 | 190,000,000 | 96.06 | 182,521,600 | 95.79 | 182,014,300 | 0.2 | 2032/3/20 | 0.84 |
| 21 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (5年) 第17 4回 | 180,000,000 | 99.91 | 179,847,000 | 99.90 | 179,832,600 | 0.7 | 2029/9/20 | 0.83 |
| 22 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (2年) 第46 5回 | 180,000,000 | 99.82 | 179,685,000 | 99.66 | 179,397,000 | 0.4 | 2026/10/1 | 0.83 |
| 23 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (2年) 第46 0回 | 180,000,000 | 99.99 | 179,982,300 | 99.65 | 179,380,800 | 0.3 | 2026/5/1 | 0.83 |
| 24 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (5年) 第14 9回 | 180,000,000 | 99.25 | 178,651,800 | 98.97 | 178,155,000 | 0.005 | 2026/9/20 | 0.83 |
| 25 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 50回 | 180,000,000 | 98.78 | 177,814,800 | 98.30 | 176,947,200 | 0.1 | 2028/3/20 | 0.82 |
| 26 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 44回 | 170,000,000 | 99.42 | 169,021,100 | 99.14 | 168,544,800 | 0.1 | 2026/9/20 | 0.78 |
| 27 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (30年) 第3 2回 | 150,000,000 | 112.05 | 168,080,300 | 110.36 | 165,547,500 | 2.3 | 2040/3/20 | 0.77 |
| 28 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (10年) 第3 73回 | 170,000,000 | 97.35 | 165,511,500 | 96.96 | 164,835,400 | 0.6 | 2033/12/20 | 0.76 |
| 29 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (30年) 第3 4回 | 150,000,000 | 109.86 | 164,794,000 | 108.38 | 162,577,500 | 2.2 | 2041/3/20 | 0.75 |
| 30 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (30年) 第3 3回 | 150,000,000 | 107.16 | 160,741,500 | 105.91 | 158,868,000 | 2 | 2040/9/20 | 0.74 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 99.48 |
| 合計 | 99.48 |

(参考) 国内株式マザーファンド

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|----|-------------------|--------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 10,278,900 | 3,362.54 | 34,563,282,450 | 2,551.50 | 26,226,613,350 | 3.48 |
| 2 | 日本 | 株式 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 12,489,600 | 1,590.75 | 19,867,897,830 | 1,792.00 | 22,381,363,200 | 2.97 |
| 3 | 日本 | 株式 | ソニーグループ | 電気機器 | 6,771,400 | 2,372.77 | 16,067,029,557 | 3,007.00 | 20,361,599,800 | 2.70 |
| 4 | 日本 | 株式 | 日立製作所 | 電気機器 | 5,028,900 | 2,999.24 | 15,082,893,055 | 3,751.00 | 18,863,403,900 | 2.50 |
| 5 | 日本 | 株式 | リクルートホールディングス | サービス業 | 1,550,900 | 7,229.61 | 11,212,415,602 | 10,385.00 | 16,106,096,500 | 2.13 |
| 6 | 日本 | 株式 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 3,972,800 | 3,019.21 | 11,994,729,622 | 3,686.00 | 14,643,740,800 | 1.94 |
| 7 | 日本 | 株式 | キーエンス | 電気機器 | 193,400 | 69,760.40 | 13,491,662,576 | 64,720.00 | 12,516,848,000 | 1.66 |
| 8 | 日本 | 株式 | 任天堂 | その他製品 | 1,220,800 | 7,866.24 | 9,603,110,656 | 8,810.00 | 10,755,248,000 | 1.42 |
| 9 | 日本 | 株式 | 東京海上ホールディングス | 保険業 | 1,859,300 | 5,132.22 | 9,542,344,587 | 5,564.00 | 10,345,145,200 | 1.37 |
| 10 | 日本 | 株式 | 伊藤忠商事 | 卸売業 | 1,375,200 | 7,255.26 | 9,977,439,421 | 7,384.00 | 10,154,476,800 | 1.34 |
| 11 | 日本 | 株式 | みずほフィナンシャルグループ | 銀行業 | 2,570,500 | 3,067.36 | 7,884,672,906 | 3,784.00 | 9,726,772,000 | 1.29 |
| 12 | 日本 | 株式 | 信越化学工業 | 化学 | 1,736,900 | 5,812.51 | 10,095,764,957 | 5,554.00 | 9,646,742,600 | 1.28 |
| 13 | 日本 | 株式 | 三菱商事 | 卸売業 | 3,781,000 | 3,337.97 | 12,620,891,825 | 2,525.50 | 9,548,915,500 | 1.26 |
| 14 | 日本 | 株式 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 409,200 | 34,268.30 | 14,022,590,744 | 23,310.00 | 9,538,452,000 | 1.26 |
| 15 | 日本 | 株式 | 三井物産 | 卸売業 | 3,005,900 | 3,869.24 | 11,630,554,250 | 3,136.00 | 9,426,502,400 | 1.25 |
| 16 | 日本 | 株式 | 日本電信電話 | 情報・通信業 | 57,684,900 | 161.15 | 9,296,332,505 | 153.40 | 8,848,863,660 | 1.17 |
| 17 | 日本 | 株式 | 第一三共 | 医薬品 | 1,830,200 | 5,357.90 | 9,806,033,262 | 4,749.00 | 8,691,619,800 | 1.15 |
| 18 | 日本 | 株式 | ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 956,600 | 7,944.96 | 7,600,155,830 | 8,936.00 | 8,548,177,600 | 1.13 |
| 19 | 日本 | 株式 | 三菱重工業 | 機械 | 3,415,200 | 1,327.37 | 4,533,240,231 | 2,197.50 | 7,504,902,000 | 0.99 |
| 20 | 日本 | 株式 | HOYA | 精密機器 | 377,800 | 18,185.06 | 6,870,319,182 | 19,260.00 | 7,276,428,000 | 0.96 |
| 21 | 日本 | 株式 | KDDI | 情報・通信業 | 1,426,400 | 4,333.49 | 6,181,297,170 | 4,950.00 | 7,060,680,000 | 0.93 |
| 22 | 日本 | 株式 | 武田薬品工業 | 医薬品 | 1,725,600 | 4,129.86 | 7,126,496,205 | 4,083.00 | 7,045,624,800 | 0.93 |
| 23 | 日本 | 株式 | ソフトバンク | 情報・通信業 | 31,032,100 | 194.97 | 6,050,463,026 | 193.10 | 5,992,298,510 | 0.79 |
| 24 | 日本 | 株式 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 4,581,400 | 1,715.92 | 7,861,354,367 | 1,291.50 | 5,916,878,100 | 0.78 |
| 25 | 日本 | 株式 | セブン&アイ・ホールディングス | 小売業 | 2,260,000 | 2,040.15 | 4,610,741,315 | 2,604.00 | 5,885,040,000 | 0.78 |
| 26 | 日本 | 株式 | ファーストリテイリング | 小売業 | 115,000 | 40,952.54 | 4,709,543,224 | 51,110.00 | 5,877,650,000 | 0.78 |
| 27 | 日本 | 株式 | 富士通 | 電気機器 | 1,797,100 | 2,370.39 | 4,259,840,624 | 2,866.00 | 5,150,488,600 | 0.68 |
| 28 | 日本 | 株式 | 三菱電機 | 電気機器 | 1,986,400 | 2,746.24 | 5,455,146,706 | 2,547.00 | 5,059,360,800 | 0.67 |
| 29 | 日本 | 株式 | アドバンテスト | 電気機器 | 609,400 | 5,496.61 | 3,349,637,004 | 8,240.00 | 5,021,456,000 | 0.66 |
| 30 | 日本 | 株式 | 日本たばこ産業 | 食料品 | 1,156,900 | 4,386.77 | 5,075,059,506 | 4,219.00 | 4,880,961,100 | 0.64 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 国内／国外 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|-------|--------|---------|
| 株式 | 国内 | 水産・農林業 | 0.07 |
| | | 鉱業 | 0.25 |
| | | 建設業 | 2.13 |
| | | 食料品 | 3.13 |

| | |
|------------|-------|
| 繊維製品 | 0.40 |
| パルプ・紙 | 0.13 |
| 化学 | 5.26 |
| 医薬品 | 4.51 |
| 石油・石炭製品 | 0.54 |
| ゴム製品 | 0.57 |
| ガラス・土石製品 | 0.66 |
| 鉄鋼 | 0.80 |
| 非鉄金属 | 0.81 |
| 金属製品 | 0.49 |
| 機械 | 5.46 |
| 電気機器 | 17.07 |
| 輸送用機器 | 6.84 |
| 精密機器 | 2.39 |
| その他製品 | 2.57 |
| 電気・ガス業 | 1.28 |
| 陸運業 | 2.34 |
| 海運業 | 0.64 |
| 空運業 | 0.34 |
| 倉庫・運輸関連業 | 0.14 |
| 情報・通信業 | 7.56 |
| 卸売業 | 6.64 |
| 小売業 | 4.58 |
| 銀行業 | 8.65 |
| 証券、商品先物取引業 | 0.87 |
| 保険業 | 3.25 |
| その他金融業 | 1.21 |
| 不動産業 | 1.77 |
| サービス業 | 5.07 |
| 合 計 | 98.58 |

②【投資不動産物件】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

(参考) 国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 種類 | 取引所 | 名称 | 買建／ 売建 | 枚数 | 通貨 | 帳簿価額 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------------|-------|---------------------|-----------|-----|-----|----------------|----------------|-----------------|
| 株価指数先物 取引 | 大阪取引所 | TOPIX 先物(2024年12月限) | 買建 | 424 | 日本円 | 11,473,884,184 | 11,358,960,000 | 1.50 |

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

2024年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| | | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額(円) | |
|---------|--------------|------------|-------|--------------|--------|
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第14計算期間 | (2015年5月11日) | 238 | 238 | 1.5315 | 1.5320 |
| 第15計算期間 | (2016年5月10日) | 243 | 243 | 1.4691 | 1.4696 |
| 第16計算期間 | (2017年5月10日) | 289 | 289 | 1.5949 | 1.5954 |
| 第17計算期間 | (2018年5月10日) | 350 | 350 | 1.7066 | 1.7071 |
| 第18計算期間 | (2019年5月10日) | 373 | 373 | 1.6248 | 1.6253 |
| 第19計算期間 | (2020年5月11日) | 391 | 391 | 1.6116 | 1.6121 |
| 第20計算期間 | (2021年5月10日) | 480 | 480 | 1.8627 | 1.8632 |
| 第21計算期間 | (2022年5月10日) | 470 | 470 | 1.8130 | 1.8135 |
| 第22計算期間 | (2023年5月10日) | 500 | 500 | 1.9263 | 1.9268 |
| 第23計算期間 | (2024年5月10日) | 559 | 559 | 2.1765 | 2.1770 |
| | 2023年11月末日 | 520 | — | 2.0385 | — |
| | 12月末日 | 520 | — | 2.0398 | — |
| | 2024年1月末日 | 539 | — | 2.1108 | — |
| | 2月末日 | 551 | — | 2.1652 | — |
| | 3月末日 | 566 | — | 2.2108 | — |
| | 4月末日 | 562 | — | 2.1868 | — |
| | 5月末日 | 554 | — | 2.1790 | — |
| | 6月末日 | 560 | — | 2.1972 | — |

| | | | | |
|-------|-----|---|--------|---|
| 7月末日 | 556 | — | 2.1895 | — |
| 8月末日 | 518 | — | 2.1917 | — |
| 9月末日 | 512 | — | 2.1767 | — |
| 10月末日 | 516 | — | 2.1906 | — |
| 11月末日 | 514 | — | 2.1761 | — |

②【分配の推移】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

| | 計算期間 | 1口当たりの分配金 |
|---------|-----------------------|-----------|
| 第14計算期間 | 2014年5月13日～2015年5月11日 | 0.0005円 |
| 第15計算期間 | 2015年5月12日～2016年5月10日 | 0.0005円 |
| 第16計算期間 | 2016年5月11日～2017年5月10日 | 0.0005円 |
| 第17計算期間 | 2017年5月11日～2018年5月10日 | 0.0005円 |
| 第18計算期間 | 2018年5月11日～2019年5月10日 | 0.0005円 |
| 第19計算期間 | 2019年5月11日～2020年5月11日 | 0.0005円 |
| 第20計算期間 | 2020年5月12日～2021年5月10日 | 0.0005円 |
| 第21計算期間 | 2021年5月11日～2022年5月10日 | 0.0005円 |
| 第22計算期間 | 2022年5月11日～2023年5月10日 | 0.0005円 |
| 第23計算期間 | 2023年5月11日～2024年5月10日 | 0.0005円 |

③【収益率の推移】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

| | 計算期間 | 収益率 |
|-----------|------------------------|-------|
| 第14計算期間 | 2014年5月13日～2015年5月11日 | 20.0% |
| 第15計算期間 | 2015年5月12日～2016年5月10日 | △4.0% |
| 第16計算期間 | 2016年5月11日～2017年5月10日 | 8.6% |
| 第17計算期間 | 2017年5月11日～2018年5月10日 | 7.0% |
| 第18計算期間 | 2018年5月11日～2019年5月10日 | △4.8% |
| 第19計算期間 | 2019年5月11日～2020年5月11日 | △0.8% |
| 第20計算期間 | 2020年5月12日～2021年5月10日 | 15.6% |
| 第21計算期間 | 2021年5月11日～2022年5月10日 | △2.6% |
| 第22計算期間 | 2022年5月11日～2023年5月10日 | 6.3% |
| 第23計算期間 | 2023年5月11日～2024年5月10日 | 13.0% |
| 第24期（中間期） | 2024年5月11日～2024年11月10日 | 1.3% |

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|-------------|----------------------------------|------------|------------|-------------|
| 第 14 計算期間 | 2014 年 5 月 13 日～2015 年 5 月 11 日 | 30,439,217 | 24,076,918 | 155,939,746 |
| 第 15 計算期間 | 2015 年 5 月 12 日～2016 年 5 月 10 日 | 29,413,290 | 19,933,186 | 165,419,850 |
| 第 16 計算期間 | 2016 年 5 月 11 日～2017 年 5 月 10 日 | 26,093,201 | 9,928,912 | 181,584,139 |
| 第 17 計算期間 | 2017 年 5 月 11 日～2018 年 5 月 10 日 | 41,202,901 | 17,234,351 | 205,552,689 |
| 第 18 計算期間 | 2018 年 5 月 11 日～2019 年 5 月 10 日 | 41,397,324 | 17,197,548 | 229,752,465 |
| 第 19 計算期間 | 2019 年 5 月 11 日～2020 年 5 月 11 日 | 38,974,950 | 26,046,834 | 242,680,581 |
| 第 20 計算期間 | 2020 年 5 月 12 日～2021 年 5 月 10 日 | 52,535,022 | 37,140,438 | 258,075,165 |
| 第 21 計算期間 | 2021 年 5 月 11 日～2022 年 5 月 10 日 | 37,242,989 | 35,906,809 | 259,411,345 |
| 第 22 計算期間 | 2022 年 5 月 11 日～2023 年 5 月 10 日 | 21,446,896 | 21,060,706 | 259,797,535 |
| 第 23 計算期間 | 2023 年 5 月 11 日～2024 年 5 月 10 日 | 21,504,923 | 24,325,608 | 256,976,850 |
| 第 24 期（中間期） | 2024 年 5 月 11 日～2024 年 11 月 10 日 | 9,123,648 | 30,502,703 | 235,597,795 |

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2024年11月29日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

| | |
|---------|-------|
| 2024年5月 | 5 円 |
| 2023年5月 | 5 円 |
| 2022年5月 | 5 円 |
| 2021年5月 | 5 円 |
| 2020年5月 | 5 円 |
| 設定来累計 | 120 円 |

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

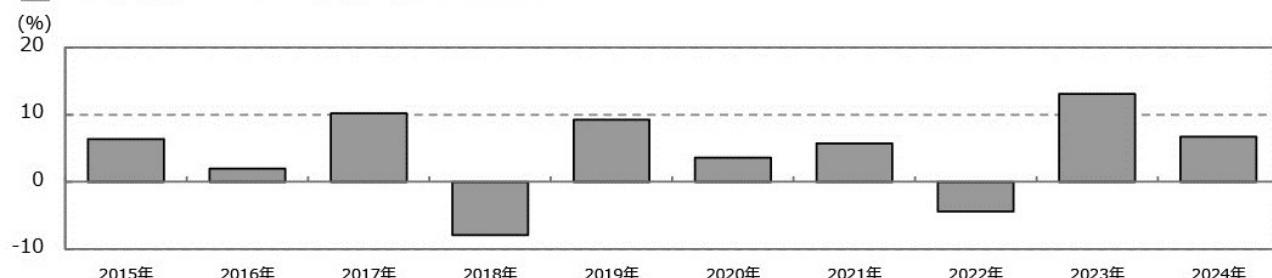
・「国内債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

| 順位 | 銘柄 | 種類 | 投資比率 (%) |
|----|----------------------|------|----------|
| 1 | 国庫債券 利付 (10年) 第343回 | 国債証券 | 0.9 |
| 2 | 国庫債券 利付 (5年) 第148回 | 国債証券 | 0.9 |
| 3 | 国庫債券 利付 (2年) 第461回 | 国債証券 | 0.6 |
| 4 | 国庫債券 C T利付 (5年) 第2回 | 国債証券 | 0.6 |
| 5 | 国庫債券 利付 (10年) 第364回 | 国債証券 | 0.5 |
| 6 | 国庫債券 C T利付 (10年) 第2回 | 国債証券 | 0.5 |
| 7 | 国庫債券 利付 (5年) 第163回 | 国債証券 | 0.5 |
| 8 | 国庫債券 利付 (10年) 第367回 | 国債証券 | 0.5 |
| 9 | 国庫債券 利付 (10年) 第368回 | 国債証券 | 0.5 |
| 10 | 国庫債券 利付 (10年) 第369回 | 国債証券 | 0.5 |

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

| 順位 | 銘柄 | 業種 | 投資比率 (%) |
|----|-------------------|-------|----------|
| 1 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 1.7 |
| 2 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 1.5 |
| 3 | ソニーグループ | 電気機器 | 1.3 |
| 4 | 日立製作所 | 電気機器 | 1.2 |
| 5 | リクルートホールディングス | サービス業 | 1.1 |
| 6 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 1.0 |
| 7 | キーエンス | 電気機器 | 0.8 |
| 8 | 任天堂 | その他製品 | 0.7 |
| 9 | 東京海上ホールディングス | 保険業 | 0.7 |
| 10 | 伊藤忠商事 | 卸売業 | 0.7 |

■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)



・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。

・2024年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 販売単位

1円以上1円単位（当初元本1口=1円）とします。

(4) 販売価額

取得申込日の基準価額とします。

(5) 申込代金の支払い

取得申込日の翌営業日までに申込金額を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

(6) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

(7) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。
(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

(3) 換金単位

1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4) 換金価額

解約申込みの受付日の基準価額となります。

(5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(6) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

(7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けを中止した場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとします。

(8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法*により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

*一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します*。 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額 |
| 株式 | 原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。 |

* 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2002年4月12日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として毎年5月11日から翌年5月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると

きは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、「自動けいぞく投資契約」に基づいて自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間(2023年5月11日から2024年5月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年7月12日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）の2023年5月11日から2024年5月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）の2024年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第 22 期 (2023 年 5 月 10 日現在) | 第 23 期 (2024 年 5 月 10 日現在) |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 1, 527, 723 | 1, 771, 915 |
| 親投資信託受益証券 | 500, 241, 115 | 559, 074, 184 |
| 未収入金 | 1, 420, 572 | 1, 841, 791 |
| 未収利息 | - | 3 |
| 流動資産合計 | 503, 189, 410 | 562, 687, 893 |
| 資産合計 | 503, 189, 410 | 562, 687, 893 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 129, 898 | 128, 488 |
| 未払解約金 | 1, 227, 322 | 1, 717, 009 |
| 未払受託者報酬 | 132, 940 | 147, 716 |
| 未払委託者報酬 | 1, 249, 605 | 1, 388, 489 |
| 未払利息 | 2 | - |
| その他未払費用 | 7, 915 | 8, 795 |
| 流動負債合計 | 2, 747, 682 | 3, 390, 497 |
| 負債合計 | 2, 747, 682 | 3, 390, 497 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 259, 797, 535 | 256, 976, 850 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 240, 644, 193 | 302, 320, 546 |
| （分配準備積立金） | 93, 002, 430 | 146, 236, 658 |
| 元本等合計 | 500, 441, 728 | 559, 297, 396 |
| 純資産合計 | 500, 441, 728 | 559, 297, 396 |
| 負債純資産合計 | 503, 189, 410 | 562, 687, 893 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第 22 期 自 2022 年 5 月 11 日 至 2023 年 5 月 10 日 | 第 23 期 自 2023 年 5 月 11 日 至 2024 年 5 月 10 日 |
|-------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | - | 152 |
| 有価証券売買等損益 | 32, 599, 919 | 67, 220, 572 |
| 営業収益合計 | 32, 599, 919 | 67, 220, 724 |
| 営業費用 | | |

| | | |
|--------------------------------------------|-------------|-------------|
| 支払利息 | 151 | 157 |
| 受託者報酬 | 266,546 | 289,172 |
| 委託者報酬 | 2,505,481 | 2,718,116 |
| その他費用 | 15,866 | 17,218 |
| 営業費用合計 | 2,788,044 | 3,024,663 |
| 営業利益又は営業損失 (△) | 29,811,875 | 64,196,061 |
| 経常利益又は経常損失 (△) | 29,811,875 | 64,196,061 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | 29,811,875 | 64,196,061 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) | 738,033 | 2,406,556 |
| 期首剰余金又は期首次損金 (△) | 210,897,673 | 240,644,193 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 17,942,605 | 22,612,762 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 17,942,605 | 22,612,762 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 17,140,029 | 22,597,426 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 17,140,029 | 22,597,426 |
| 分配金 | 129,898 | 128,488 |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | 240,644,193 | 302,320,546 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4. その他 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年5月11日から2024年5月10日までとなっております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

| 第22期 2023年5月10日現在 | | 第23期 2024年5月10日現在 | |
|-------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 | 259,797,535口 | 1. 計算期間の末日における受益権の総数 | 256,976,850口 |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) | 1.9263円 (19,263円) | 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) | 2.1765円 (21,765円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第22期 自 2022年5月11日 至 2023年5月10日 | | | 第23期 自 2023年5月11日 至 2024年5月10日 | | |
|--------------------------------------|-----------|--------------|--------------------------------------|-----------|--------------|
| 1. 分配金の計算過程 | | | 1. 分配金の計算過程 | | |
| | | | | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 7,797,001円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 8,112,803円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 4,901,274円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 53,676,702円 |
| 収益調整金額 | C | 215,630,656円 | 収益調整金額 | C | 220,777,624円 |
| 分配準備積立金額 | D | 80,434,053円 | 分配準備積立金額 | D | 84,575,641円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 308,762,984円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 367,142,770円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 259,797,535口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 256,976,850口 |

| | | |
|--------------------|-----------------------|-----------|
| 10,000 口当たり収益分配対象額 | $G=E/F \times 10,000$ | 11,884 円 |
| 10,000 口当たり分配金額 | H | 5 円 |
| 収益分配金金額 | $I=F \times H/10,000$ | 129,898 円 |

| | | |
|--------------------|-----------------------|-----------|
| 10,000 口当たり収益分配対象額 | $G=E/F \times 10,000$ | 14,286 円 |
| 10,000 口当たり分配金額 | H | 5 円 |
| 収益分配金金額 | $I=F \times H/10,000$ | 128,488 円 |

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

| 第 22 期 自 2022 年 5 月 11 日 至 2023 年 5 月 10 日 | 第 23 期 自 2023 年 5 月 11 日 至 2024 年 5 月 10 日 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> | <p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p> |

(2) 金融商品の時価等に関する事項

| 第 22 期 2023 年 5 月 10 日現在 | 第 23 期 2024 年 5 月 10 日現在 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| <p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第 22 期 自 2022 年 5 月 11 日 至 2023 年 5 月 10 日 | 第 23 期 自 2023 年 5 月 11 日 至 2024 年 5 月 10 日 |
|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘査して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事者はございません。 | 同左 |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第 22 期 自 2022 年 5 月 11 日 至 2023 年 5 月 10 日 | | 第 23 期 自 2023 年 5 月 11 日 至 2024 年 5 月 10 日 | |
|--------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------|-----------------|
| 期首元本額 | 259, 411, 345 円 | 期首元本額 | 259, 797, 535 円 |
| 期中追加設定元本額 | 21, 446, 896 円 | 期中追加設定元本額 | 21, 504, 923 円 |
| 期中一部解約元本額 | 21, 060, 706 円 | 期中一部解約元本額 | 24, 325, 608 円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第 22 期 自 2022 年 5 月 11 日 至 2023 年 5 月 10 日 | 第 23 期 自 2023 年 5 月 11 日 至 2024 年 5 月 10 日 |
|-----------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| | 損益に含まれた評価差額（円） | 損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 31, 029, 804 | 59, 474, 699 |
| 合計 | 31, 029, 804 | 59, 474, 699 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 5 月 10 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 5 月 10 日現在)

(単位:円)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---------------|-----|-------------------------|---------------|--------------------------|----|
| 親投資信託受益 証券 | 日本円 | 国内株式マザーファンド | 91, 310, 319 | 280, 413, 989 | |
| | | 国内債券マザーファンド | 219, 780, 894 | 278, 660, 195 | |
| | | 銘柄数：2 組入時価比率：100. 0% | 311, 091, 213 | 559, 074, 184 100. 0% | |
| 合計 | | | | 559, 074, 184 | |

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「国内債券マザーファンド」および「国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

資産の部

流動資産

| | |
|---------|----------------|
| コール・ローン | 56,681,730 |
| 国債証券 | 18,071,202,940 |
| 未収入金 | 30,467,500 |
| 未収利息 | 41,350,784 |
| 前払費用 | 1,915,214 |
| 流動資産合計 | 18,201,618,168 |
| 資産合計 | 18,201,618,168 |

負債の部

流動負債

| | |
|--------|------------|
| 未払解約金 | 52,112,628 |
| 流動負債合計 | 52,112,628 |
| 負債合計 | 52,112,628 |

純資産の部

元本等

| | |
|-----------------|----------------|
| 元本 | 14,314,586,900 |
| 剩余金 | |
| 期末剩余金又は期末欠損金（△） | 3,834,918,640 |
| 元本等合計 | 18,149,505,540 |

| | |
|---------|----------------|
| 純資産合計 | 18,149,505,540 |
| 負債純資産合計 | 18,201,618,168 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年5月10日現在

| | |
|----------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.2679円 (10,000口当たり純資産額) (12,679円) |
|----------------------------|-------------------------------------------------------|

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年5月11日
至 2024年5月10日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年5月10日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年5月10日現在

| 期首 | 2023年5月11日 |
|------------------------------------|-----------------|
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額 | 16,728,022,987円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 5,251,074,268円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 7,664,510,355円 |
| 期末元本額 | 14,314,586,900円 |
| 期末元本額の内訳* | |
| バランスセレクト30 | 595,089,383円 |
| バランスセレクト50 | 674,724,796円 |
| バランスセレクト70 | 387,911,795円 |
| ネクストコア | 95,078,677円 |
| 野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用） | 265,036,266円 |
| 野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用） | 1,026,232,443円 |
| バランスセレクト30（確定拠出年金向け） | 31,670,579円 |
| バランスセレクト50（確定拠出年金向け） | 78,382,599円 |
| バランスセレクト70（確定拠出年金向け） | 35,655,553円 |
| 野村日本国債インデックスファンド（確定拠出年金向け） | 4,734,401,161円 |
| 国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け） | 219,780,894円 |
| 野村D C運用戦略ファンド | 5,042,995,044円 |
| 野村D C運用戦略ファンド（マイルド） | 1,127,627,710円 |

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年5月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年5月10日現在)

(単位:円)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|-----|-------------------|-------------|-------------|----|
| 国債証券 | 日本円 | 国庫債券 利付(2年) 第452回 | 300,000,000 | 299,334,000 | |
| | | 国庫債券 利付(2年) 第453回 | 30,000,000 | 29,919,000 | |
| | | 国庫債券 利付(2年) 第455回 | 240,000,000 | 239,126,400 | |
| | | 国庫債券 利付(2年) 第456回 | 490,000,000 | 488,760,300 | |
| | | 国庫債券 利付(2年) 第457回 | 50,000,000 | 49,849,500 | |
| | | 国庫債券 利付(2年) 第458回 | 10,000,000 | 9,984,700 | |
| | | 国庫債券 利付(2年) 第459回 | 200,000,000 | 199,642,000 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第146回 | 150,000,000 | 149,664,000 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第147回 | 120,000,000 | 119,380,800 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第148回 | 160,000,000 | 158,945,600 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第149回 | 180,000,000 | 178,651,800 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第150回 | 160,000,000 | 158,635,200 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第151回 | 60,000,000 | 59,415,000 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第152回 | 30,000,000 | 29,788,200 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第153回 | 90,000,000 | 89,005,500 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第154回 | 100,000,000 | 99,072,000 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第156回 | 30,000,000 | 29,786,700 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第157回 | 30,000,000 | 29,749,800 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第158回 | 80,000,000 | 79,028,800 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第162回 | 160,000,000 | 158,872,000 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第163回 | 240,000,000 | 239,332,800 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第164回 | 140,000,000 | 138,139,400 | |
| | | 国庫債券 利付(5年) 第165回 | 130,000,000 | 128,857,300 | |
| | | 国庫債券 利付(40年) 第1回 | 50,000,000 | 55,609,000 | |
| | | 国庫債券 利付(40年) 第2回 | 70,000,000 | 74,872,000 | |
| | | 国庫債券 利付(40年) 第3回 | 90,000,000 | 95,927,400 | |
| | | 国庫債券 利付(40年) 第4回 | 90,000,000 | 95,564,700 | |
| | | 国庫債券 利付(40年) 第5回 | 70,000,000 | 71,145,200 | |
| | | 国庫債券 利付(40年) 第6回 | 70,000,000 | 69,289,500 | |
| | | 国庫債券 利付(40年) 第7回 | 90,000,000 | 84,715,200 | |
| | | 国庫債券 利付(40年) 第8回 | 65,000,000 | 56,428,450 | |
| | | 国庫債券 利付(40年) 第10回 | 70,000,000 | 51,516,500 | |
| | | 国庫債券 利付(40年) 第11回 | 20,000,000 | 14,075,600 | |
| | | 国庫債券 利付(40年) 第12回 | 20,000,000 | 12,411,400 | |

| | | | |
|--------------------|-------------|-------------|--|
| 国庫債券 利付(40年)第13回 | 30,000,000 | 18,327,000 | |
| 国庫債券 利付(40年)第14回 | 60,000,000 | 39,097,200 | |
| 国庫債券 利付(40年)第15回 | 130,000,000 | 93,346,500 | |
| 国庫債券 利付(40年)第16回 | 150,000,000 | 117,892,500 | |
| 国庫債券 C T利付(10年)第1回 | 10,000,000 | 9,849,300 | |
| 国庫債券 利付(10年)第340回 | 240,000,000 | 240,712,800 | |
| 国庫債券 利付(10年)第341回 | 200,000,000 | 200,190,000 | |
| 国庫債券 利付(10年)第342回 | 60,000,000 | 59,795,400 | |
| 国庫債券 利付(10年)第343回 | 200,000,000 | 199,080,000 | |
| 国庫債券 利付(10年)第344回 | 40,000,000 | 39,789,200 | |
| 国庫債券 利付(10年)第345回 | 70,000,000 | 69,575,100 | |
| 国庫債券 利付(10年)第346回 | 140,000,000 | 139,011,600 | |
| 国庫債券 利付(10年)第347回 | 130,000,000 | 128,941,800 | |
| 国庫債券 利付(10年)第348回 | 100,000,000 | 99,072,000 | |
| 国庫債券 利付(10年)第349回 | 110,000,000 | 108,826,300 | |
| 国庫債券 利付(10年)第350回 | 180,000,000 | 177,814,800 | |
| 国庫債券 利付(10年)第351回 | 160,000,000 | 157,806,400 | |
| 国庫債券 利付(10年)第352回 | 160,000,000 | 157,505,600 | |
| 国庫債券 利付(10年)第353回 | 140,000,000 | 137,509,400 | |
| 国庫債券 利付(10年)第354回 | 210,000,000 | 205,921,800 | |
| 国庫債券 利付(10年)第355回 | 100,000,000 | 97,911,000 | |
| 国庫債券 利付(10年)第356回 | 80,000,000 | 78,228,000 | |
| 国庫債券 利付(10年)第358回 | 40,000,000 | 38,990,400 | |
| 国庫債券 利付(10年)第359回 | 50,000,000 | 48,642,000 | |
| 国庫債券 利付(10年)第360回 | 120,000,000 | 116,432,400 | |
| 国庫債券 利付(10年)第361回 | 110,000,000 | 106,437,100 | |

| | | | | |
|--|-------------------|-------------|-------------|--|
| | 国庫債券 利付（10年）第362回 | 120,000,000 | 115,784,400 | |
| | 国庫債券 利付（10年）第363回 | 200,000,000 | 192,398,000 | |
| | 国庫債券 利付（10年）第364回 | 170,000,000 | 163,035,100 | |
| | 国庫債券 利付（10年）第365回 | 195,000,000 | 186,416,100 | |
| | 国庫債券 利付（10年）第366回 | 190,000,000 | 182,521,600 | |
| | 国庫債券 利付（10年）第367回 | 170,000,000 | 162,793,700 | |
| | 国庫債券 利付（10年）第368回 | 190,000,000 | 181,353,100 | |
| | 国庫債券 利付（10年）第369回 | 150,000,000 | 146,494,500 | |
| | 国庫債券 利付（10年）第370回 | 170,000,000 | 165,646,300 | |
| | 国庫債券 利付（10年）第371回 | 130,000,000 | 125,161,400 | |
| | 国庫債券 利付（10年）第372回 | 190,000,000 | 189,175,400 | |
| | 国庫債券 利付（10年）第373回 | 100,000,000 | 97,476,000 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第1回 | 30,000,000 | 33,608,100 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第3回 | 30,000,000 | 33,106,800 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第4回 | 30,000,000 | 34,417,800 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第5回 | 50,000,000 | 55,332,500 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第6回 | 20,000,000 | 22,502,200 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第9回 | 20,000,000 | 21,025,200 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第10回 | 30,000,000 | 30,769,200 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第11回 | 40,000,000 | 43,054,800 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第12回 | 30,000,000 | 33,365,700 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第13回 | 30,000,000 | 33,107,700 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第14回 | 40,000,000 | 45,636,000 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第15回 | 40,000,000 | 46,055,200 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第16回 | 70,000,000 | 80,647,700 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第17回 | 70,000,000 | 80,010,000 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第18回 | 60,000,000 | 68,001,600 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第19回 | 70,000,000 | 79,372,300 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第20回 | 60,000,000 | 69,354,600 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第21回 | 40,000,000 | 45,407,200 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第22回 | 30,000,000 | 34,731,300 | |

| | | | |
|------------------|-------------|-------------|--|
| 国庫債券 利付（30年）第23回 | 40,000,000 | 46,328,000 | |
| 国庫債券 利付（30年）第24回 | 20,000,000 | 23,159,000 | |
| 国庫債券 利付（30年）第25回 | 50,000,000 | 56,767,500 | |
| 国庫債券 利付（30年）第26回 | 70,000,000 | 80,246,600 | |
| 国庫債券 利付（30年）第27回 | 70,000,000 | 81,034,800 | |
| 国庫債券 利付（30年）第28回 | 100,000,000 | 115,715,000 | |
| 国庫債券 利付（30年）第29回 | 110,000,000 | 125,702,500 | |
| 国庫債券 利付（30年）第30回 | 90,000,000 | 101,456,100 | |
| 国庫債券 利付（30年）第31回 | 110,000,000 | 122,203,400 | |
| 国庫債券 利付（30年）第32回 | 120,000,000 | 134,709,600 | |
| 国庫債券 利付（30年）第33回 | 100,000,000 | 107,698,000 | |
| 国庫債券 利付（30年）第34回 | 120,000,000 | 132,277,200 | |
| 国庫債券 利付（30年）第35回 | 120,000,000 | 128,350,800 | |
| 国庫債券 利付（30年）第36回 | 120,000,000 | 127,998,000 | |
| 国庫債券 利付（30年）第37回 | 100,000,000 | 104,702,000 | |
| 国庫債券 利付（30年）第38回 | 50,000,000 | 51,411,000 | |
| 国庫債券 利付（30年）第39回 | 60,000,000 | 62,541,600 | |
| 国庫債券 利付（30年）第40回 | 70,000,000 | 71,645,000 | |
| 国庫債券 利付（30年）第41回 | 30,000,000 | 30,155,100 | |
| 国庫債券 利付（30年）第42回 | 70,000,000 | 70,207,900 | |
| 国庫債券 利付（30年）第43回 | 100,000,000 | 100,150,000 | |
| 国庫債券 利付（30年）第44回 | 80,000,000 | 80,000,000 | |
| 国庫債券 利付（30年）第45回 | 70,000,000 | 67,451,300 | |
| 国庫債券 利付（30年）第46回 | 90,000,000 | 86,562,000 | |
| 国庫債券 利付（30年）第47回 | 80,000,000 | 78,210,400 | |
| 国庫債券 利付（30年）第48回 | 60,000,000 | 56,428,200 | |
| 国庫債券 利付（30年）第49回 | 70,000,000 | 65,695,000 | |
| 国庫債券 利付（30年）第50回 | 20,000,000 | 16,564,400 | |
| 国庫債券 利付（30年）第54回 | 20,000,000 | 16,312,600 | |
| 国庫債券 利付（30年）第55回 | 30,000,000 | 24,388,200 | |
| 国庫債券 利付（30年）第56回 | 20,000,000 | 16,205,000 | |
| 国庫債券 利付（30年）第57回 | 30,000,000 | 24,207,900 | |
| 国庫債券 利付（30年）第58回 | 60,000,000 | 48,217,200 | |
| 国庫債券 利付（30年）第59回 | 10,000,000 | 7,815,800 | |
| 国庫債券 利付（30年）第60回 | 40,000,000 | 32,686,400 | |
| 国庫債券 利付（30年）第61回 | 10,000,000 | 7,747,600 | |

| | | | | |
|--|------------------|-------------|-------------|--|
| | 国庫債券 利付（30年）第67回 | 40,000,000 | 29,436,400 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第68回 | 30,000,000 | 21,992,100 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第69回 | 50,000,000 | 37,539,000 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第70回 | 50,000,000 | 37,403,000 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第71回 | 50,000,000 | 37,265,000 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第72回 | 40,000,000 | 29,702,400 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第73回 | 30,000,000 | 22,194,900 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第74回 | 50,000,000 | 40,088,000 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第75回 | 90,000,000 | 77,755,500 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第76回 | 80,000,000 | 70,675,200 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第77回 | 90,000,000 | 83,297,700 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第78回 | 90,000,000 | 79,178,400 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第79回 | 60,000,000 | 50,109,600 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第80回 | 110,000,000 | 106,224,800 | |
| | 国庫債券 利付（30年）第81回 | 90,000,000 | 82,843,200 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第78回 | 10,000,000 | 10,194,500 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第79回 | 10,000,000 | 10,205,600 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第80回 | 10,000,000 | 10,216,600 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第81回 | 10,000,000 | 10,246,200 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第82回 | 15,000,000 | 15,389,550 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第83回 | 15,000,000 | 15,446,100 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第84回 | 50,000,000 | 51,407,000 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第85回 | 13,000,000 | 13,435,890 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第86回 | 10,000,000 | 10,372,100 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第88回 | 20,000,000 | 20,829,800 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第90回 | 20,000,000 | 20,879,200 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第91回 | 10,000,000 | 10,463,000 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第92回 | 30,000,000 | 31,371,600 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第93回 | 70,000,000 | 73,281,600 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第94回 | 70,000,000 | 73,479,700 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第95回 | 90,000,000 | 95,373,900 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第96回 | 85,000,000 | 89,553,450 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第97回 | 50,000,000 | 53,033,000 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第98回 | 60,000,000 | 63,440,400 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第99回 | 110,000,000 | 116,686,900 | |
| | 国庫債券 利付（20年）第100 | 70,000,000 | 74,765,600 | |

| | | | | |
|------------------|------------|------------|--|--|
| | 回 | | | |
| 国庫債券 利付（20年）第101 | 70,000,000 | 75,296,200 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第102 | 60,000,000 | 64,779,600 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第103 | 35,000,000 | 37,647,050 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第104 | 10,000,000 | 10,675,600 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第105 | 60,000,000 | 64,229,400 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第106 | 60,000,000 | 64,485,600 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第107 | 50,000,000 | 53,649,500 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第108 | 50,000,000 | 53,199,000 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第109 | 60,000,000 | 63,963,600 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第110 | 40,000,000 | 43,021,200 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第111 | 10,000,000 | 10,846,100 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第112 | 85,000,000 | 91,768,550 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第113 | 60,000,000 | 65,007,600 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第115 | 40,000,000 | 43,695,600 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第116 | 70,000,000 | 76,678,700 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第117 | 70,000,000 | 76,281,100 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第118 | 40,000,000 | 43,463,600 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第119 | 50,000,000 | 53,738,500 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第120 | 70,000,000 | 74,384,100 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第121 | 70,000,000 | 75,756,800 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第122 | 40,000,000 | 43,044,000 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第123 | 70,000,000 | 76,792,800 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第124 | 40,000,000 | 43,627,200 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第125 | 70,000,000 | 77,396,200 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第126 | 60,000,000 | 65,528,400 | | |

| | | | | |
|-----------------------|-------------|-------------|--|--|
| | 回 | | | |
| 国庫債券 利付（20年）第127 回 | 30,000,000 | 32,566,500 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第128 回 | 80,000,000 | 86,937,600 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第129 回 | 20,000,000 | 21,598,400 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第130 回 | 50,000,000 | 54,036,500 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第133 回 | 50,000,000 | 54,088,500 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第134 回 | 20,000,000 | 21,653,400 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第140 回 | 40,000,000 | 43,021,600 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第141 回 | 60,000,000 | 64,581,600 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第143 回 | 70,000,000 | 74,783,800 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第144 回 | 50,000,000 | 52,980,500 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第145 回 | 60,000,000 | 64,582,200 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第146 回 | 50,000,000 | 53,823,000 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第147 回 | 90,000,000 | 95,994,000 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第148 回 | 90,000,000 | 95,058,000 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第149 回 | 100,000,000 | 105,508,000 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第150 回 | 120,000,000 | 125,268,000 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第151 回 | 90,000,000 | 92,034,000 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第152 回 | 80,000,000 | 81,645,600 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第153 回 | 90,000,000 | 92,651,400 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第154 回 | 70,000,000 | 71,209,600 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第155 回 | 80,000,000 | 79,503,200 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第156 回 | 30,000,000 | 27,739,800 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第158 回 | 50,000,000 | 46,408,500 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第159 回 | 30,000,000 | 28,090,500 | | |
| 国庫債券 利付（20年）第160 | 50,000,000 | 47,216,000 | | |

| | | | | |
|------------------|---|------------|------------|--|
| | 回 | | | |
| 国庫債券 利付（20年）第161 | 回 | 50,000,000 | 46,418,500 | |
| 国庫債券 利付（20年）第162 | 回 | 40,000,000 | 36,960,400 | |
| 国庫債券 利付（20年）第163 | 回 | 60,000,000 | 55,207,800 | |
| 国庫債券 利付（20年）第164 | 回 | 70,000,000 | 63,240,800 | |
| 国庫債券 利付（20年）第165 | 回 | 30,000,000 | 26,962,500 | |
| 国庫債券 利付（20年）第166 | 回 | 50,000,000 | 46,036,000 | |
| 国庫債券 利付（20年）第167 | 回 | 40,000,000 | 35,612,800 | |
| 国庫債券 利付（20年）第168 | 回 | 50,000,000 | 43,637,500 | |
| 国庫債券 利付（20年）第169 | 回 | 50,000,000 | 42,716,500 | |
| 国庫債券 利付（20年）第170 | 回 | 20,000,000 | 16,983,200 | |
| 国庫債券 利付（20年）第171 | 回 | 30,000,000 | 25,335,300 | |
| 国庫債券 利付（20年）第172 | 回 | 20,000,000 | 17,084,000 | |
| 国庫債券 利付（20年）第173 | 回 | 50,000,000 | 42,480,000 | |
| 国庫債券 利付（20年）第174 | 回 | 40,000,000 | 33,799,200 | |
| 国庫債券 利付（20年）第175 | 回 | 60,000,000 | 51,307,200 | |
| 国庫債券 利付（20年）第176 | 回 | 70,000,000 | 59,542,000 | |
| 国庫債券 利付（20年）第177 | 回 | 40,000,000 | 33,241,200 | |
| 国庫債券 利付（20年）第178 | 回 | 40,000,000 | 33,679,600 | |
| 国庫債券 利付（20年）第179 | 回 | 40,000,000 | 33,518,400 | |
| 国庫債券 利付（20年）第180 | 回 | 60,000,000 | 52,821,000 | |
| 国庫債券 利付（20年）第181 | 回 | 70,000,000 | 62,463,800 | |
| 国庫債券 利付（20年）第182 | 回 | 70,000,000 | 64,439,200 | |
| 国庫債券 利付（20年）第183 | 回 | 90,000,000 | 86,920,200 | |
| 国庫債券 利付（20年）第184 | 回 | 60,000,000 | 54,899,400 | |
| 国庫債券 利付（20年）第185 | 回 | 60,000,000 | 54,729,600 | |

| | | | | |
|----|-------------------------|----------------|--------------------------|--|
| | 回 | | | |
| | 国庫債券 利付 (20年) 第186回 | 90,000,000 | 87,697,800 | |
| | 国庫債券 利付 (20年) 第187回 | 100,000,000 | 93,842,000 | |
| 小計 | 銘柄数：240 組入時価比率：99.6% | 18,198,000,000 | 18,071,202,940 100.0% | |
| 合計 | | | 18,071,202,940 | |

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年5月10日現在)

| 資産の部 | |
|-----------------|-----------------|
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 33,306,749,230 |
| 株式 | 687,263,505,710 |
| 派生商品評価勘定 | 86,212,076 |
| 未収配当金 | 6,868,185,867 |
| 未収利息 | 74,935 |
| その他未収収益 | 95,720,444 |
| 差入委託証拠金 | 1,066,977,484 |
| 流動資産合計 | 728,687,425,746 |
| 資産合計 | 728,687,425,746 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 165,869,729 |
| 未払解約金 | 2,296,256,636 |
| 未払利息 | 460,600 |
| 有価証券貸借取引受入金 | 21,262,526,289 |
| 流動負債合計 | 23,725,113,254 |
| 負債合計 | 23,725,113,254 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 229,552,252,758 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | 475,410,059,734 |
| 元本等合計 | 704,962,312,492 |
| 純資産合計 | 704,962,312,492 |
| 負債純資産合計 | 728,687,425,746 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

| 2024年5月10日現在 | | |
|----------------------------|------------------|-----------------|
| 1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額 | 3,0710 円 |
| | (10,000口当たり純資産額) | (30,710円) |
| 2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券 | | 20,411,048,100円 |

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

| 自 2023年5月11日 至 2024年5月10日 | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | |
| 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | |
| 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク | |
| 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 | |
| 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 | |
| これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 | |
| 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 | |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | |
| 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。 | |
| ○市場リスクの管理 | |
| 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 | |
| ○信用リスクの管理 | |
| 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 | |
| ○流動性リスクの管理 | |
| 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 | |

(2) 金融商品の時価等に関する事項

| 2024年5月10日現在 |
|--------------|
|--------------|

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

| 2024年5月10日現在 | |
|----------------------------------|------------------|
| 期首 | 2023年5月11日 |
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額 | 222,905,745,135円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 41,159,404,358円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 34,512,896,735円 |
| 期末元本額 | 229,552,252,758円 |
| 期末元本額の内訳* | |
| バランスセレクト30 | 89,813,107円 |
| バランスセレクト50 | 210,367,110円 |
| バランスセレクト70 | 362,905,378円 |
| 野村世界6資産分散投信(安定コース) | 1,514,486,247円 |
| 野村世界6資産分散投信(分配コース) | 2,183,111,168円 |
| 野村世界6資産分散投信(成長コース) | 10,889,840,669円 |
| 野村資産設計ファンド2015 | 22,738,343円 |
| 野村資産設計ファンド2020 | 25,436,925円 |
| 野村資産設計ファンド2025 | 39,428,608円 |
| 野村資産設計ファンド2030 | 68,579,527円 |
| 野村資産設計ファンド2035 | 69,888,119円 |
| 野村資産設計ファンド2040 | 124,657,364円 |
| 野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け) | 21,040,716,110円 |
| のむラップ・ファンド(保守型) | 1,415,205,129円 |
| のむラップ・ファンド(普通型) | 13,017,982,570円 |
| のむラップ・ファンド(積極型) | 7,491,838,616円 |
| 野村資産設計ファンド2045 | 30,015,870円 |
| 野村インデックスファンド・TOPIX | 2,265,527,959円 |
| マイ・ロード | 1,658,399,268円 |
| ネクストコア | 19,009,925円 |
| 野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型 | 911,878,807円 |
| 野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け) | 2,950,434,750円 |
| 野村世界6資産分散投信(配分変更コース) | 977,466,090円 |
| 野村資産設計ファンド2050 | 32,290,841円 |
| 野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型 | 7,233,251円 |
| 野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型 | 4,763,810円 |
| 野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型 | 4,184,668円 |
| 野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型 | 4,247,685円 |
| のむラップ・ファンド(やや保守型) | 314,333,770円 |
| のむラップ・ファンド(やや積極型) | 1,401,142,564円 |
| インデックス・ブレンド(タイプI) | 3,684,967円 |
| インデックス・ブレンド(タイプII) | 3,277,648円 |
| インデックス・ブレンド(タイプIII) | 24,447,486円 |
| インデックス・ブレンド(タイプIV) | 10,936,432円 |
| インデックス・ブレンド(タイプV) | 37,201,028円 |
| 野村6資産均等バランス | 4,420,957,750円 |
| 世界6資産分散ファンド | 90,099,189円 |
| 野村資産設計ファンド2060 | 32,857,131円 |

| | |
|---------------------------------------------------|---------------------|
| はじめてのN I S A・日本株式インデックス（T O P I X） | 247, 041, 565 円 |
| ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式 | 3, 480, 935, 667 円 |
| グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用） | 158, 970, 718 円 |
| グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用） | 97, 889, 473 円 |
| グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用） | 207, 063, 104 円 |
| グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用） | 96, 598, 826 円 |
| ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用） | 1, 335, 915 円 |
| ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用） | 4, 415, 099 円 |
| ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用） | 425, 276 円 |
| 野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用） | 1, 298, 520, 562 円 |
| 野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用） | 481, 089 円 |
| 野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用） | 8, 216, 363 円 |
| 野村・国内株式インデックスファンド・V A S（適格機関投資家専用） | 21, 825, 344 円 |
| 野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用） | 7, 147, 406 円 |
| 野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用） | 62, 094, 451 円 |
| 野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用） | 114, 027, 918 円 |
| 野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用） | 3, 266, 478, 168 円 |
| 野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用） | 22, 007, 033 円 |
| ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用） | 187, 906, 415 円 |
| ノムラF O F s用インデックスファンド・T O P I X（適格機関投資家専用） | 4, 043, 604, 304 円 |
| 野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用） | 24, 886, 484 円 |
| 野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用） | 96, 362, 247 円 |
| 野村F O F s用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用） | 1, 425, 322 円 |
| バランスセレクト30（確定拠出年金向け） | 4, 763, 755 円 |
| バランスセレクト50（確定拠出年金向け） | 24, 327, 980 円 |
| バランスセレクト70（確定拠出年金向け） | 33, 243, 979 円 |
| 国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け） | 91, 310, 319 円 |
| マイバランス30（確定拠出年金向け） | 6, 823, 003, 253 円 |
| マイバランス50（確定拠出年金向け） | 21, 764, 075, 197 円 |
| マイバランス70（確定拠出年金向け） | 29, 778, 330, 080 円 |
| 野村国内株式インデックスファンド・T O P I X（確定拠出年金向け） | 41, 882, 177, 775 円 |
| マイバランスD C 30 | 3, 017, 383, 320 円 |
| マイバランスD C 50 | 5, 802, 706, 309 円 |
| マイバランスD C 70 | 7, 260, 665, 317 円 |
| 野村D C国内株式インデックスファンド・T O P I X | 14, 130, 835, 913 円 |
| 野村D C運用戦略ファンド | 1, 010, 278, 001 円 |
| 野村D C運用戦略ファンド（マイルド） | 71, 865, 397 円 |
| マイターゲット2050（確定拠出年金向け） | 2, 094, 944, 555 円 |
| マイターゲット2030（確定拠出年金向け） | 1, 865, 721, 298 円 |
| マイターゲット2040（確定拠出年金向け） | 1, 749, 498, 564 円 |
| 野村世界6資産分散投信（D C）安定コース | 15, 194, 560 円 |
| 野村世界6資産分散投信（D C）インカムコース | 7, 843, 673 円 |
| 野村世界6資産分散投信（D C）成長コース | 149, 979, 821 円 |
| 野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2030 | 48, 248, 184 円 |
| 野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2040 | 52, 535, 611 円 |
| 野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2050 | 39, 686, 536 円 |
| マイターゲット2035（確定拠出年金向け） | 1, 110, 122, 399 円 |
| マイターゲット2045（確定拠出年金向け） | 895, 475, 199 円 |
| マイターゲット2055（確定拠出年金向け） | 696, 188, 352 円 |
| マイターゲット2060（確定拠出年金向け） | 994, 900, 248 円 |
| 野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2060 | 34, 442, 154 円 |
| マイターゲット2065（確定拠出年金向け） | 412, 095, 032 円 |
| 多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け） | 147, 721, 593 円 |
| みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金D C向け） | 203, 210, 454 円 |
| 野村D Cバランスファンド（年金運用戦略タイプ） | 118, 268, 920 円 |
| マイターゲット2070（確定拠出年金向け） | 164, 382 円 |

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年5月10日現在)

(単位:円)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|----|-----|----------------|---------|----------|---------------|--------------------------|
| | | | | 単価 | 金額 | |
| 株式 | 日本円 | 極洋 | 10,300 | 3,790.00 | 39,037,000 | |
| | | ニッスイ | 250,200 | 964.60 | 241,342,920 | 貸付有価証券 100株 |
| | | マルハニチロ | 37,100 | 3,367.00 | 124,915,700 | 貸付有価証券 100株 |
| | | 雪国まいたけ | 21,300 | 977.00 | 20,810,100 | 貸付有価証券 100株(100株) |
| | | カネコ種苗 | 7,100 | 1,440.00 | 10,224,000 | |
| | | サカタのタネ | 28,500 | 3,665.00 | 104,452,500 | 貸付有価証券 600株(600株) |
| | | ホクト | 20,000 | 1,795.00 | 35,900,000 | |
| | | ホクリヨウ | 1,400 | 1,020.00 | 1,428,000 | 貸付有価証券 600株(600株) |
| | | 住石ホールディングス | 31,800 | 1,217.00 | 38,700,600 | 貸付有価証券 14,900株(400株) |
| | | 日鉄鉱業 | 10,000 | 4,825.00 | 48,250,000 | |
| | | 三井松島ホールディングス | 14,800 | 3,985.00 | 58,978,000 | 貸付有価証券 2,000株 |
| | | I N P E X | 840,300 | 2,424.00 | 2,036,887,200 | |
| | | 石油資源開発 | 29,000 | 6,690.00 | 194,010,000 | 貸付有価証券 400株 |
| | | K&Oエナジーグループ | 11,300 | 3,375.00 | 38,137,500 | 貸付有価証券 1,800株 |
| | | ショーボンドホールディングス | 34,100 | 6,141.00 | 209,408,100 | |
| | | ミライト・ワン | 75,500 | 1,983.50 | 149,754,250 | 貸付有価証券 300株 |
| | | タマホーム | 15,700 | 4,440.00 | 69,708,000 | 貸付有価証券 7,300株(2,600株) |
| | | サンヨーホームズ | 1,000 | 730.00 | 730,000 | 貸付有価証券 400株 |
| | | 日本アクア | 3,500 | 948.00 | 3,318,000 | |
| | | ファーストコー ポレーション | 2,400 | 839.00 | 2,013,600 | 貸付有価証券 1,100株 |
| | | ベステラ | 2,000 | 956.00 | 1,912,000 | 貸付有価証券 900株(500株) |
| | | キャンディール | 1,500 | 594.00 | 891,000 | 貸付有価証券 700株 |

| | | | | |
|-----------------|---------|-----------|---------------|---------------------------|
| ダイセキ環境ソリューション | 1,700 | 943.00 | 1,603,100 | 貸付有価証券 800株(800株) |
| 第一カッター興業 | 7,200 | 1,514.00 | 10,900,800 | |
| 安藤・間 | 145,000 | 1,157.00 | 167,765,000 | |
| 東急建設 | 78,400 | 805.00 | 63,112,000 | 貸付有価証券 1,200株 |
| コムシスホールディングス | 79,900 | 3,588.00 | 286,681,200 | |
| ビーアールホールディングス | 36,700 | 360.00 | 13,212,000 | |
| 高松コンストラクショングループ | 18,600 | 2,786.00 | 51,819,600 | |
| 東建コーポレーション | 6,300 | 11,170.00 | 70,371,000 | 貸付有価証券 100株 |
| ソネック | 900 | 927.00 | 834,300 | |
| ヤマウラ | 12,700 | 1,381.00 | 17,538,700 | 貸付有価証券 5,000株 |
| オリエンタル白石 | 92,600 | 382.00 | 35,373,200 | |
| 大成建設 | 160,300 | 5,999.00 | 961,639,700 | |
| 大林組 | 625,900 | 1,760.00 | 1,101,584,000 | |
| 清水建設 | 496,300 | 1,042.00 | 517,144,600 | 貸付有価証券 19,900株(2,100株) |
| 飛島建設 | 18,000 | 1,415.00 | 25,470,000 | 貸付有価証券 100株(100株) |
| 長谷工コーポレーション | 160,600 | 1,925.00 | 309,155,000 | 貸付有価証券 12,300株(300株) |
| 松井建設 | 16,300 | 846.00 | 13,789,800 | 貸付有価証券 300株 |
| 錢高組 | 900 | 4,290.00 | 3,861,000 | |
| 鹿島建設 | 388,100 | 3,020.00 | 1,172,062,000 | 貸付有価証券 16,300株 |
| 不動テトラ | 12,100 | 2,203.00 | 26,656,300 | 貸付有価証券 100株(100株) |
| 大末建設 | 2,300 | 1,814.00 | 4,172,200 | |
| 鉄建建設 | 12,500 | 2,836.00 | 35,450,000 | |
| 西松建設 | 33,400 | 4,652.00 | 155,376,800 | |
| 三井住友建設 | 130,300 | 397.00 | 51,729,100 | |
| 大豊建設 | 6,000 | 3,280.00 | 19,680,000 | 貸付有価証券 2,800株(300株) |
| 佐田建設 | 3,700 | 713.00 | 2,638,100 | |
| ナカノフド一建設 | 4,100 | 631.00 | 2,587,100 | |
| 奥村組 | 28,400 | 4,955.00 | 140,722,000 | |
| 東鉄工業 | 21,700 | 3,065.00 | 66,510,500 | |
| イチケン | 1,500 | 2,387.00 | 3,580,500 | |

| | | | | |
|---------------|---------|----------|---------------|-----------------------------|
| 富士ビー・エス | 2,600 | 447.00 | 1,162,200 | |
| 淺沼組 | 12,900 | 3,670.00 | 47,343,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| 戸田建設 | 236,900 | 1,065.00 | 252,298,500 | 貸付有価証券 600 株 |
| 熊谷組 | 28,900 | 4,215.00 | 121,813,500 | 貸付有価証券 100 株 |
| 北野建設 | 1,100 | 3,575.00 | 3,932,500 | |
| 植木組 | 1,700 | 1,678.00 | 2,852,600 | |
| 矢作建設工業 | 23,800 | 1,501.00 | 35,723,800 | 貸付有価証券 100 株 |
| ピーエス三菱 | 22,200 | 1,005.00 | 22,311,000 | |
| 日本ハウスホールディングス | 37,400 | 312.00 | 11,668,800 | 貸付有価証券 4,600 株 |
| 新日本建設 | 24,600 | 1,598.00 | 39,310,800 | |
| 東亜道路工業 | 34,800 | 1,310.00 | 45,588,000 | 貸付有価証券 400 株 |
| 日本道路 | 20,500 | 1,911.00 | 39,175,500 | 貸付有価証券 200 株 |
| 東亜建設工業 | 54,000 | 1,077.00 | 58,158,000 | |
| 日本国土開発 | 49,800 | 521.00 | 25,945,800 | 貸付有価証券 13,900 株 (200 株) |
| 若築建設 | 6,100 | 3,375.00 | 20,587,500 | |
| 東洋建設 | 44,100 | 1,353.00 | 59,667,300 | 貸付有価証券 1,000 株 (1,000 株) |
| 五洋建設 | 248,100 | 799.70 | 198,405,570 | 貸付有価証券 57,200 株 |
| 世紀東急工業 | 22,500 | 1,650.00 | 37,125,000 | 貸付有価証券 700 株 (400 株) |
| 福田組 | 6,600 | 5,600.00 | 36,960,000 | |
| 住友林業 | 151,300 | 5,898.00 | 892,367,400 | |
| 日本基礎技術 | 3,500 | 520.00 | 1,820,000 | |
| 巴ヨーポレーション | 7,300 | 710.00 | 5,183,000 | 貸付有価証券 1,600 株 |
| 大和ハウス工業 | 484,000 | 4,275.00 | 2,069,100,000 | 貸付有価証券 30,200 株 (500 株) |
| ライト工業 | 34,800 | 2,127.00 | 74,019,600 | 貸付有価証券 2,500 株 |
| 積水ハウス | 530,800 | 3,638.00 | 1,931,050,400 | |
| 日特建設 | 16,700 | 1,135.00 | 18,954,500 | 貸付有価証券 200 株 |
| 北陸電気工事 | 12,000 | 1,138.00 | 13,656,000 | |
| ユアテック | 38,600 | 1,544.00 | 59,598,400 | 貸付有価証券 2,200 株 |
| 日本リーテック | 13,700 | 1,308.00 | 17,919,600 | |

| | | | | |
|-----------------|---------|----------|-------------|----------------------------|
| 四電工 | 7,300 | 3,680.00 | 26,864,000 | |
| 中電工 | 27,200 | 3,110.00 | 84,592,000 | 貸付有価証券 200株 |
| 関電工 | 109,600 | 1,883.00 | 206,376,800 | 貸付有価証券 18,300株(300株) |
| きんでん | 121,700 | 3,054.00 | 371,671,800 | 貸付有価証券 1,200株 |
| 東京エネシス | 16,300 | 1,294.00 | 21,092,200 | |
| トーエネック | 5,800 | 5,260.00 | 30,508,000 | |
| 住友電設 | 16,600 | 3,700.00 | 61,420,000 | |
| 日本電設工業 | 32,900 | 2,079.00 | 68,399,100 | |
| エクシオグループ | 171,100 | 1,730.50 | 296,088,550 | 貸付有価証券 1,700株(1,700株) |
| 新日本空調 | 11,300 | 3,870.00 | 43,731,000 | 貸付有価証券 400株 |
| 九電工 | 37,800 | 6,567.00 | 248,232,600 | 貸付有価証券 2,200株(600株) |
| 三機工業 | 37,800 | 2,237.00 | 84,558,600 | |
| 日揮ホールディングス | 173,200 | 1,377.50 | 238,583,000 | 貸付有価証券 12,200株(3,100株) |
| 中外炉工業 | 5,700 | 3,375.00 | 19,237,500 | |
| ヤマト | 4,900 | 1,133.00 | 5,551,700 | |
| 太平電業 | 10,900 | 4,285.00 | 46,706,500 | |
| 高砂熱学工業 | 46,900 | 5,340.00 | 250,446,000 | 貸付有価証券 6,700株 |
| 三晃金属工業 | 800 | 4,715.00 | 3,772,000 | |
| 朝日工業社 | 16,300 | 1,545.00 | 25,183,500 | |
| 明星工業 | 33,900 | 1,299.00 | 44,036,100 | 貸付有価証券 200株 |
| 大氣社 | 20,200 | 4,860.00 | 98,172,000 | 貸付有価証券 100株 |
| ダイダン | 23,000 | 3,140.00 | 72,220,000 | 貸付有価証券 2,000株 |
| 日比谷総合設備 | 12,700 | 2,990.00 | 37,973,000 | 貸付有価証券 200株 |
| フィル・カンパニー | 2,700 | 635.00 | 1,714,500 | |
| テスホールディングス | 37,700 | 439.00 | 16,550,300 | 貸付有価証券 1,100株 |
| インフロニア・ホールディングス | 201,800 | 1,398.00 | 282,116,400 | 貸付有価証券 4,700株(400株) |
| レイズネクスト | 25,300 | 2,088.00 | 52,826,400 | 貸付有価証券 600株 |
| ニップン | 52,600 | 2,416.00 | 127,081,600 | 貸付有価証券 24,800株(24,800株) |

| | | | | |
|----------------|----------|------------|---------------|-------------------------------|
| 日清製粉グループ本社 | 162, 500 | 2, 091. 00 | 339, 787, 500 | |
| 日東富士製粉 | 3, 100 | 5, 330. 00 | 16, 523, 000 | |
| 昭和産業 | 17, 000 | 3, 490. 00 | 59, 330, 000 | |
| 鳥越製粉 | 5, 200 | 678. 00 | 3, 525, 600 | 貸付有価証券 1, 400 株 |
| 中部飼料 | 24, 300 | 1, 463. 00 | 35, 550, 900 | 貸付有価証券 1, 300 株 |
| フィード・ワン | 25, 700 | 1, 063. 00 | 27, 319, 100 | 貸付有価証券 400 株 |
| 東洋精糖 | 1, 100 | 1, 959. 00 | 2, 154, 900 | 貸付有価証券 500 株 (500 株) |
| 日本甜菜製糖 | 10, 200 | 2, 001. 00 | 20, 410, 200 | |
| DM三井製糖ホールディングス | 17, 400 | 3, 030. 00 | 52, 722, 000 | 貸付有価証券 200 株 |
| 塩水港精糖 | 7, 700 | 265. 00 | 2, 040, 500 | 貸付有価証券 3, 500 株 |
| ウェルネオシュガー | 8, 800 | 2, 213. 00 | 19, 474, 400 | 貸付有価証券 100 株 |
| 森永製菓 | 74, 200 | 2, 642. 00 | 196, 036, 400 | 貸付有価証券 100 株 |
| 中村屋 | 4, 400 | 3, 260. 00 | 14, 344, 000 | |
| 江崎グリコ | 50, 300 | 4, 145. 00 | 208, 493, 500 | |
| 名糖産業 | 6, 900 | 1, 777. 00 | 12, 261, 300 | |
| 井村屋グループ | 10, 500 | 2, 472. 00 | 25, 956, 000 | |
| 不二家 | 12, 000 | 2, 454. 00 | 29, 448, 000 | 貸付有価証券 5, 500 株 |
| 山崎製パン | 117, 600 | 3, 541. 00 | 416, 421, 600 | 貸付有価証券 4, 300 株 |
| 第一屋製パン | 1, 100 | 723. 00 | 795, 300 | |
| モロゾフ | 5, 700 | 4, 195. 00 | 23, 911, 500 | |
| 亀田製菓 | 10, 100 | 4, 035. 00 | 40, 753, 500 | 貸付有価証券 200 株 |
| 寿スピリッツ | 83, 100 | 1, 711. 50 | 142, 225, 650 | 貸付有価証券 17, 400 株 |
| カルビー | 80, 400 | 3, 232. 00 | 259, 852, 800 | 貸付有価証券 7, 400 株 (200 株) |
| 森永乳業 | 61, 400 | 3, 212. 00 | 197, 216, 800 | 貸付有価証券 600 株 (200 株) |
| 六甲バター | 12, 900 | 1, 509. 00 | 19, 466, 100 | 貸付有価証券 100 株 |
| ヤクルト本社 | 251, 100 | 3, 136. 00 | 787, 449, 600 | 貸付有価証券 43, 100 株 (100 株) |
| 明治ホールディングス | 215, 400 | 3, 458. 00 | 744, 853, 200 | 貸付有価証券 1, 000 株 (1, 000 株) |
| 雪印メグミルク | 42, 500 | 2, 597. 00 | 110, 372, 500 | 貸付有価証券 2, 600 株 |

| | | | | |
|----------------------|---------|----------|---------------|--------------------------|
| プリマハム | 23,600 | 2,390.00 | 56,404,000 | 貸付有価証券 100株 |
| 日本ハム | 75,600 | 4,989.00 | 377,168,400 | 貸付有価証券 4,500株 |
| 林兼産業 | 2,000 | 559.00 | 1,118,000 | |
| 丸大食品 | 17,700 | 1,607.00 | 28,443,900 | 貸付有価証券 100株 |
| S Foods | 19,400 | 3,115.00 | 60,431,000 | 貸付有価証券 1,300株(1,200株) |
| 柿安本店 | 6,900 | 2,673.00 | 18,443,700 | 貸付有価証券 3,200株 |
| 伊藤ハム米久ホールディングス | 26,800 | 4,370.00 | 117,116,000 | 貸付有価証券 100株 |
| サッポロホールディングス | 57,800 | 5,651.00 | 326,627,800 | 貸付有価証券 2,500株 |
| アサヒグループホールディングス | 406,000 | 5,483.00 | 2,226,098,000 | 貸付有価証券 3,200株(600株) |
| キリンホールディングス | 731,900 | 2,297.00 | 1,681,174,300 | 貸付有価証券 1,600株(1,600株) |
| 宝ホールディングス | 118,500 | 1,075.50 | 127,446,750 | 貸付有価証券 1,500株 |
| オエノンホールディングス | 52,500 | 347.00 | 18,217,500 | 貸付有価証券 400株 |
| 養命酒製造 | 5,800 | 2,400.00 | 13,920,000 | |
| コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ | 137,700 | 1,959.50 | 269,823,150 | |
| ライフドリンク カンパニー | 3,500 | 5,210.00 | 18,235,000 | |
| サントリー食品インターナショナル | 123,700 | 5,227.00 | 646,579,900 | 貸付有価証券 2,700株(900株) |
| ダイドーグループホールディングス | 19,900 | 2,731.00 | 54,346,900 | |
| 伊藤園 | 59,500 | 3,806.00 | 226,457,000 | 貸付有価証券 3,700株(800株) |
| キーコーヒー | 19,700 | 2,036.00 | 40,109,200 | 貸付有価証券 7,400株 |
| ユニカフェ | 1,900 | 914.00 | 1,736,600 | 貸付有価証券 900株(100株) |
| ジャパンフーズ | 900 | 1,656.00 | 1,490,400 | 貸付有価証券 400株 |
| 日清オイリオグループ | 24,800 | 5,070.00 | 125,736,000 | |
| 不二製油グループ本社 | 40,900 | 2,393.00 | 97,873,700 | 貸付有価証券 400株 |
| かどや製油 | 700 | 3,640.00 | 2,548,000 | |
| J-オイルミルズ | 20,100 | 2,004.00 | 40,280,400 | |
| キッコーマン | 582,200 | 1,834.00 | 1,067,754,800 | 貸付有価証券 2,800株(1,400株) |
| 味の素 | 417,600 | 6,089.00 | 2,542,766,400 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|-------------------|-----------|-----------|---------------|-------------------------------|
| | | | | 22,000 株 |
| ブルドックソース | 9,300 | 2,009.00 | 18,683,700 | 貸付有価証券 4,300 株 |
| キユーピー | 94,400 | 3,212.00 | 303,212,800 | 貸付有価証券 1,900 株 (1,900 株) |
| ハウス食品グループ本社 | 60,500 | 2,964.00 | 179,322,000 | 貸付有価証券 900 株 (300 株) |
| カゴメ | 75,600 | 3,962.00 | 299,527,200 | 貸付有価証券 1,600 株 |
| 焼津水産化学工業 | 700 | 1,432.00 | 1,002,400 | 貸付有価証券 100 株 |
| アリアケジャパン | 17,500 | 5,400.00 | 94,500,000 | |
| ピエトロ | 800 | 1,794.00 | 1,435,200 | 貸付有価証券 300 株 (300 株) |
| エバラ食品工業 | 4,200 | 2,919.00 | 12,259,800 | |
| やまみ | 800 | 3,320.00 | 2,656,000 | 貸付有価証券 300 株 (200 株) |
| ニチレイ | 80,500 | 3,919.00 | 315,479,500 | 貸付有価証券 100 株 |
| 東洋水産 | 88,800 | 11,505.00 | 1,021,644,000 | |
| イートアンドホールディングス | 8,300 | 1,966.00 | 16,317,800 | 貸付有価証券 3,300 株 |
| 大冷 | 800 | 1,910.00 | 1,528,000 | |
| ヨシムラ・フード・ホールディングス | 8,000 | 1,700.00 | 13,600,000 | |
| 日清食品ホールディングス | 185,300 | 4,302.00 | 797,160,600 | 貸付有価証券 600 株 |
| 永谷園ホールディングス | 8,600 | 2,328.00 | 20,020,800 | |
| 一正蒲鉾 | 2,500 | 759.00 | 1,897,500 | |
| フジッコ | 18,000 | 1,882.00 | 33,876,000 | 貸付有価証券 300 株 |
| ロック・フィールド | 21,500 | 1,536.00 | 33,024,000 | 貸付有価証券 8,200 株 (100 株) |
| 日本たばこ産業 | 1,067,700 | 4,410.00 | 4,708,557,000 | 貸付有価証券 2,300 株 (2,300 株) |
| ケンコーマヨネーズ | 12,100 | 2,279.00 | 27,575,900 | |
| わらべや日洋ホールディングス | 11,800 | 2,424.00 | 28,603,200 | 貸付有価証券 2,900 株 |
| なとり | 11,000 | 2,095.00 | 23,045,000 | |
| イフジ産業 | 1,100 | 1,383.00 | 1,521,300 | 貸付有価証券 500 株 |
| ファーマフーズ | 23,300 | 880.00 | 20,504,000 | 貸付有価証券 11,500 株 (400 株) |
| ユーグレナ | 109,400 | 508.00 | 55,575,200 | 貸付有価証券 51,400 株 (10,200 株) |
| 紀文食品 | 15,200 | 1,156.00 | 17,571,200 | |

| | | | | |
|---------------|-----------|----------|-------------|----------------------------------|
| ピックルスホールディングス | 10,300 | 1,169.00 | 12,040,700 | 貸付有価証券 4,800 株 |
| ミヨシ油脂 | 2,300 | 1,435.00 | 3,300,500 | 貸付有価証券 100 株 |
| 理研ビタミン | 15,200 | 2,607.00 | 39,626,400 | 貸付有価証券 400 株 (400 株) |
| 片倉工業 | 16,500 | 1,922.00 | 31,713,000 | 貸付有価証券 200 株 (200 株) |
| グンゼ | 12,700 | 5,300.00 | 67,310,000 | 貸付有価証券 900 株 |
| 東洋紡 | 77,300 | 1,126.00 | 87,039,800 | 貸付有価証券 200 株 (100 株) |
| ユニチカ | 57,800 | 212.00 | 12,253,600 | 貸付有価証券 20,800 株 (9,400 株) |
| 富士紡ホールディングス | 7,800 | 3,940.00 | 30,732,000 | |
| 倉敷紡績 | 12,700 | 3,745.00 | 47,561,500 | |
| シキボウ | 10,600 | 1,044.00 | 11,066,400 | 貸付有価証券 4,400 株 (4,300 株) |
| 日本毛織 | 45,800 | 1,352.00 | 61,921,600 | |
| ダイトウボウ | 9,700 | 106.00 | 1,028,200 | 貸付有価証券 4,700 株 (1,500 株) |
| トーア紡コーポレーション | 2,300 | 435.00 | 1,000,500 | 貸付有価証券 100 株 |
| ダイドーリミテッド | 7,400 | 621.00 | 4,595,400 | 貸付有価証券 2,300 株 |
| 帝国繊維 | 20,200 | 2,349.00 | 47,449,800 | |
| 帝人 | 171,700 | 1,578.00 | 270,942,600 | 貸付有価証券 900 株 |
| 東レ | 1,197,600 | 719.40 | 861,553,440 | 貸付有価証券 2,600 株 (2,600 株) |
| 住江織物 | 1,200 | 2,663.00 | 3,195,600 | 貸付有価証券 500 株 |
| 日本フェルト | 3,300 | 428.00 | 1,412,400 | 貸付有価証券 200 株 |
| イチカワ | 700 | 1,844.00 | 1,290,800 | |
| 日東製綱 | 600 | 1,430.00 | 858,000 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| アツギ | 4,200 | 651.00 | 2,734,200 | 貸付有価証券 1,200 株 |
| ダイニック | 1,900 | 755.00 | 1,434,500 | |
| セーレン | 34,500 | 2,479.00 | 85,525,500 | 貸付有価証券 16,200 株 (13,100 株) |
| ソトー | 1,900 | 694.00 | 1,318,600 | |
| 東海染工 | 600 | 840.00 | 504,000 | |
| 小松マテーレ | 25,900 | 731.00 | 18,932,900 | |
| ワコールホールディング | 36,600 | 3,498.00 | 128,026,800 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|----------------|-------------|------------|------------------|--------------------------------|
| ス | | | | 200 株 |
| ホギメディカル | 23, 600 | 3, 890. 00 | 91, 804, 000 | |
| クラウディアホールディングス | 1, 600 | 393. 00 | 628, 800 | 貸付有価証券 700 株 (600 株) |
| T S I ホールディングス | 58, 100 | 915. 00 | 53, 161, 500 | 貸付有価証券 8, 700 株 (500 株) |
| マツオカコーポレーション | 1, 800 | 1, 490. 00 | 2, 682, 000 | 貸付有価証券 800 株 |
| ワールド | 25, 200 | 2, 113. 00 | 53, 247, 600 | |
| 三陽商会 | 7, 600 | 2, 900. 00 | 22, 040, 000 | |
| ナイガイ | 2, 000 | 257. 00 | 514, 000 | 貸付有価証券 900 株 |
| オンワードホールディングス | 105, 400 | 620. 00 | 65, 348, 000 | |
| ルックホールディングス | 5, 600 | 2, 928. 00 | 16, 396, 800 | |
| ゴールドワイン | 31, 700 | 9, 312. 00 | 295, 190, 400 | 貸付有価証券 2, 000 株 (300 株) |
| デサント | 30, 800 | 3, 575. 00 | 110, 110, 000 | 貸付有価証券 1, 300 株 |
| キング | 2, 200 | 666. 00 | 1, 465, 200 | |
| ヤマトイインターナショナル | 4, 700 | 352. 00 | 1, 654, 400 | |
| 特種東海製紙 | 9, 800 | 3, 770. 00 | 36, 946, 000 | |
| 王子ホールディングス | 744, 600 | 615. 50 | 458, 301, 300 | 貸付有価証券 25, 500 株 |
| 日本製紙 | 100, 900 | 1, 109. 00 | 111, 898, 100 | 貸付有価証券 15, 100 株 (2, 700 株) |
| 三菱製紙 | 8, 100 | 598. 00 | 4, 843, 800 | 貸付有価証券 3, 700 株 |
| 北越コーポレーション | 87, 800 | 1, 340. 00 | 117, 652, 000 | 貸付有価証券 41, 400 株 (200 株) |
| 中越パルプ工業 | 2, 400 | 1, 709. 00 | 4, 101, 600 | 貸付有価証券 500 株 |
| 大王製紙 | 79, 000 | 1, 139. 50 | 90, 020, 500 | 貸付有価証券 100 株 |
| 阿波製紙 | 1, 600 | 463. 00 | 740, 800 | 貸付有価証券 700 株 |
| レンゴー | 162, 800 | 1, 073. 00 | 174, 684, 400 | 貸付有価証券 2, 000 株 |
| トーモク | 10, 300 | 2, 814. 00 | 28, 984, 200 | 貸付有価証券 200 株 |
| ザ・パック | 13, 300 | 3, 865. 00 | 51, 404, 500 | |
| 北の達人コーポレーション | 75, 300 | 179. 00 | 13, 478, 700 | 貸付有価証券 35, 500 株 (300 株) |
| クラレ | 260, 500 | 1, 730. 50 | 450, 795, 250 | 貸付有価証券 400 株 (400 株) |
| 旭化成 | 1, 209, 300 | 1, 074. 00 | 1, 298, 788, 200 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|----------------|-----------|----------|---------------|----------------------------------|
| | | | | 61,100 株 |
| 共和レザー | 3,400 | 756.00 | 2,570,400 | 貸付有価証券 300 株 |
| 巴川コーポレーション | 1,700 | 908.00 | 1,543,600 | 貸付有価証券 700 株 (400 株) |
| レゾナック・ホールディングス | 172,700 | 3,619.00 | 625,001,300 | 貸付有価証券 54,700 株 (35,900 株) |
| 住友化学 | 1,326,500 | 338.40 | 448,887,600 | 貸付有価証券 362,400 株 |
| 住友精化 | 8,400 | 5,010.00 | 42,084,000 | |
| 日産化学 | 83,400 | 5,512.00 | 459,700,800 | 貸付有価証券 3,900 株 |
| ラサ工業 | 6,900 | 2,890.00 | 19,941,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| クレハ | 39,100 | 2,828.00 | 110,574,800 | 貸付有価証券 1,700 株 |
| 多木化学 | 6,900 | 3,995.00 | 27,565,500 | 貸付有価証券 300 株 |
| テイカ | 15,300 | 1,538.00 | 23,531,400 | |
| 石原産業 | 29,600 | 1,843.00 | 54,552,800 | 貸付有価証券 200 株 (200 株) |
| 片倉コーポアグリ | 1,400 | 1,134.00 | 1,587,600 | 貸付有価証券 700 株 (400 株) |
| 日本曹達 | 21,100 | 5,850.00 | 123,435,000 | |
| 東ソー | 238,600 | 2,220.50 | 529,811,300 | 貸付有価証券 1,100 株 (1,100 株) |
| トクヤマ | 57,700 | 3,130.00 | 180,601,000 | |
| セントラル硝子 | 19,100 | 2,785.00 | 53,193,500 | 貸付有価証券 100 株 |
| 東亞合成 | 86,000 | 1,621.00 | 139,406,000 | |
| 大阪ソーダ | 12,500 | 8,890.00 | 111,125,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| 関東電化工業 | 34,600 | 1,029.00 | 35,603,400 | 貸付有価証券 9,300 株 (100 株) |
| デンカ | 65,000 | 2,301.50 | 149,597,500 | 貸付有価証券 500 株 (400 株) |
| 信越化学工業 | 1,603,000 | 5,801.00 | 9,299,003,000 | 貸付有価証券 2,000 株 (2,000 株) |
| 日本カーバイド工業 | 8,500 | 1,734.00 | 14,739,000 | |
| 堺化学工業 | 13,600 | 2,040.00 | 27,744,000 | |
| 第一稀元素化学工業 | 19,500 | 908.00 | 17,706,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| エア・ウォーター | 168,700 | 2,351.50 | 396,698,050 | 貸付有価証券 900 株 (900 株) |
| 日本酸素ホールディングス | 173,400 | 4,700.00 | 814,980,000 | 貸付有価証券 4,000 株 |

| | | | | |
|--------------|-------------|------------|------------------|-----------------------------|
| 日本化学工業 | 6, 500 | 2, 386. 00 | 15, 509, 000 | |
| 東邦アセチレン | 6, 300 | 374. 00 | 2, 356, 200 | |
| 日本パーカライジング | 79, 600 | 1, 200. 00 | 95, 520, 000 | |
| 高圧ガス工業 | 26, 000 | 893. 00 | 23, 218, 000 | 貸付有価証券 200 株 |
| チタン工業 | 800 | 1, 027. 00 | 821, 600 | |
| 四国化成ホールディングス | 20, 200 | 1, 854. 00 | 37, 450, 800 | 貸付有価証券 200 株 |
| 戸田工業 | 4, 100 | 2, 001. 00 | 8, 204, 100 | 貸付有価証券 900 株 (800 株) |
| ステラ ケミファ | 9, 700 | 3, 805. 00 | 36, 908, 500 | |
| 保土谷化学工業 | 5, 600 | 4, 640. 00 | 25, 984, 000 | |
| 日本触媒 | 104, 100 | 1, 517. 50 | 157, 971, 750 | 貸付有価証券 11, 500 株 |
| 大日精化工業 | 12, 400 | 2, 987. 00 | 37, 038, 800 | |
| カネカ | 44, 000 | 4, 147. 00 | 182, 468, 000 | 貸付有価証券 1, 800 株 (900 株) |
| 三菱瓦斯化学 | 130, 500 | 2, 870. 00 | 374, 535, 000 | 貸付有価証券 3, 900 株 |
| 三井化学 | 147, 400 | 4, 508. 00 | 664, 479, 200 | 貸付有価証券 3, 600 株 |
| 東京応化工業 | 85, 300 | 4, 308. 00 | 367, 472, 400 | |
| 大阪有機化学工業 | 15, 000 | 3, 260. 00 | 48, 900, 000 | |
| 三菱ケミカルグループ | 1, 306, 800 | 907. 30 | 1, 185, 659, 640 | 貸付有価証券 33, 200 株 |
| KHネオケム | 27, 300 | 2, 284. 00 | 62, 353, 200 | |
| ダイセル | 229, 800 | 1, 589. 00 | 365, 152, 200 | 貸付有価証券 11, 400 株 (700 株) |
| 住友ベークライト | 50, 100 | 4, 616. 00 | 231, 261, 600 | 貸付有価証券 1, 300 株 |
| 積水化学工業 | 359, 200 | 2, 260. 00 | 811, 792, 000 | |
| 日本ゼオン | 122, 500 | 1, 525. 00 | 186, 812, 500 | 貸付有価証券 200 株 |
| アイカ工業 | 45, 100 | 3, 450. 00 | 155, 595, 000 | 貸付有価証券 600 株 (600 株) |
| UBE | 85, 000 | 2, 965. 50 | 252, 067, 500 | 貸付有価証券 1, 300 株 |
| 積水樹脂 | 26, 700 | 2, 577. 00 | 68, 805, 900 | 貸付有価証券 1, 600 株 |
| タキロンシーアイ | 45, 600 | 739. 00 | 33, 698, 400 | 貸付有価証券 3, 600 株 (200 株) |
| 旭有機材 | 11, 900 | 5, 020. 00 | 59, 738, 000 | 貸付有価証券 2, 000 株 |
| ニチバン | 9, 700 | 1, 857. 00 | 18, 012, 900 | |
| リケンテクノス | 33, 500 | 970. 00 | 32, 495, 000 | 貸付有価証券 300 株 (300 株) |

| | | | | |
|----------------|---------|----------|---------------|-------------------------------|
| 大倉工業 | 8,300 | 3,135.00 | 26,020,500 | |
| 積水化成品工業 | 25,100 | 453.00 | 11,370,300 | 貸付有価証券 300 株 (200 株) |
| 群栄化学工業 | 4,200 | 3,450.00 | 14,490,000 | |
| タイガースポリマー | 2,700 | 1,052.00 | 2,840,400 | |
| ミライアル | 2,000 | 1,514.00 | 3,028,000 | 貸付有価証券 1,000 株 (1,000 株) |
| ダイキアクシス | 2,500 | 713.00 | 1,782,500 | 貸付有価証券 1,200 株 |
| ダイキョーニシカワ | 39,500 | 724.00 | 28,598,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| 竹本容器 | 2,300 | 858.00 | 1,973,400 | |
| 森六ホールディングス | 9,300 | 2,708.00 | 25,184,400 | 貸付有価証券 200 株 |
| 恵和 | 12,900 | 1,162.00 | 14,989,800 | 貸付有価証券 5,400 株 (1,000 株) |
| 日本化薬 | 136,500 | 1,334.00 | 182,091,000 | 貸付有価証券 300 株 (300 株) |
| カーリットホールディングス | 19,300 | 1,143.00 | 22,059,900 | 貸付有価証券 100 株 |
| 日本精化 | 11,900 | 2,580.00 | 30,702,000 | 貸付有価証券 500 株 |
| 扶桑化学工業 | 19,000 | 4,190.00 | 79,610,000 | 貸付有価証券 400 株 |
| トリケミカル研究所 | 21,700 | 4,360.00 | 94,612,000 | 貸付有価証券 1,800 株 |
| A D E K A | 62,300 | 3,426.00 | 213,439,800 | |
| 日油 | 161,800 | 2,114.50 | 342,126,100 | 貸付有価証券 500 株 (500 株) |
| 新日本理化 | 8,200 | 176.00 | 1,443,200 | 貸付有価証券 3,200 株 (3,200 株) |
| ハリマ化成グループ | 12,500 | 894.00 | 11,175,000 | |
| 花王 | 404,200 | 6,939.00 | 2,804,743,800 | |
| 第一工業製薬 | 7,100 | 3,435.00 | 24,388,500 | 貸付有価証券 3,200 株 |
| 石原ケミカル | 8,000 | 1,761.00 | 14,088,000 | |
| 日華化学 | 2,400 | 1,023.00 | 2,455,200 | 貸付有価証券 100 株 |
| ニイタカ | 1,200 | 1,935.00 | 2,322,000 | 貸付有価証券 500 株 (500 株) |
| 三洋化成工業 | 11,000 | 4,105.00 | 45,155,000 | |
| 有機合成薬品工業 | 4,800 | 302.00 | 1,449,600 | 貸付有価証券 1,300 株 |
| 大日本塗料 | 19,800 | 1,111.00 | 21,997,800 | |
| 日本ペイントホールディングス | 949,200 | 1,101.00 | 1,045,069,200 | 貸付有価証券 12,800 株 (12,700 株) |

| | | | | |
|------------------|---------|-----------|---------------|------------------------------|
| 関西ペイント | 154,500 | 2,082.50 | 321,746,250 | 貸付有価証券 5,700 株 |
| 神東塗料 | 5,000 | 128.00 | 640,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| 中国塗料 | 36,700 | 1,919.00 | 70,427,300 | |
| 日本特殊塗料 | 4,300 | 1,243.00 | 5,344,900 | 貸付有価証券 200 株 (200 株) |
| 藤倉化成 | 20,600 | 466.00 | 9,599,600 | |
| 太陽ホールディングス | 31,100 | 3,170.00 | 98,587,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| D I C | 69,900 | 2,983.00 | 208,511,700 | 貸付有価証券 9,500 株 |
| サカタインクス | 39,800 | 1,580.00 | 62,884,000 | |
| a r t i e n c e | 38,900 | 3,025.00 | 117,672,500 | 貸付有価証券 200 株 (200 株) |
| 富士フィルムホールディングス | 996,100 | 3,352.00 | 3,338,927,200 | 貸付有価証券 1,200 株 (1,200 株) |
| 資生堂 | 373,700 | 4,510.00 | 1,685,387,000 | |
| ライオン | 227,800 | 1,320.50 | 300,809,900 | 貸付有価証券 1,400 株 |
| 高砂香料工業 | 13,400 | 3,720.00 | 49,848,000 | |
| マンダム | 38,700 | 1,349.00 | 52,206,300 | |
| ミルボン | 24,300 | 3,194.00 | 77,614,200 | |
| ファンケル | 78,300 | 2,020.50 | 158,205,150 | 貸付有価証券 4,900 株 (1,900 株) |
| コーセー | 36,400 | 10,090.00 | 367,276,000 | 貸付有価証券 3,800 株 |
| コタ | 18,100 | 1,432.00 | 25,919,200 | 貸付有価証券 100 株 |
| シー・ボン | 800 | 1,410.00 | 1,128,000 | 貸付有価証券 400 株 |
| ポーラ・オルビスホールディングス | 91,700 | 1,409.00 | 129,205,300 | 貸付有価証券 32,600 株 (8,400 株) |
| ノエビアホールディングス | 16,000 | 5,210.00 | 83,360,000 | |
| アジュバンホールディングス | 1,400 | 857.00 | 1,199,800 | 貸付有価証券 100 株 |
| 新日本製薬 | 10,200 | 1,687.00 | 17,207,400 | |
| I - n e | 4,700 | 1,912.00 | 8,986,400 | 貸付有価証券 2,000 株 (1,100 株) |
| アクシージア | 11,800 | 923.00 | 10,891,400 | 貸付有価証券 800 株 |
| エステー | 13,800 | 1,531.00 | 21,127,800 | |
| アグロ カネショウ | 7,200 | 1,168.00 | 8,409,600 | |
| コニシ | 51,700 | 1,310.00 | 67,727,000 | 貸付有価証券 600 株 |

| | | | | |
|-----------------|---------|-----------|---------------|-----------------------------|
| 長谷川香料 | 34,200 | 3,040.00 | 103,968,000 | 貸付有価証券 600 株 |
| 小林製薬 | 52,100 | 5,492.00 | 286,133,200 | 貸付有価証券 1,100 株 |
| 荒川化学工業 | 15,200 | 1,095.00 | 16,644,000 | |
| メック | 14,700 | 3,850.00 | 56,595,000 | 貸付有価証券 300 株 |
| 日本高純度化学 | 4,000 | 3,245.00 | 12,980,000 | |
| タカラバイオ | 48,200 | 1,025.00 | 49,405,000 | 貸付有価証券 3,000 株 |
| J C U | 19,800 | 3,695.00 | 73,161,000 | |
| 新田ゼラチン | 4,000 | 718.00 | 2,872,000 | 貸付有価証券 400 株 (200 株) |
| O A Tアグリオ | 6,600 | 2,050.00 | 13,530,000 | 貸付有価証券 300 株 |
| デクセリアルズ | 44,200 | 5,898.00 | 260,691,600 | 貸付有価証券 300 株 (100 株) |
| アース製薬 | 16,300 | 4,530.00 | 73,839,000 | 貸付有価証券 2,400 株 |
| 北興化学工業 | 18,000 | 1,689.00 | 30,402,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| 大成ラミック | 5,200 | 2,850.00 | 14,820,000 | |
| クミアイ化学工業 | 71,100 | 821.00 | 58,373,100 | 貸付有価証券 7,500 株 |
| 日本農薬 | 32,800 | 744.00 | 24,403,200 | 貸付有価証券 600 株 |
| アキレス | 11,300 | 1,608.00 | 18,170,400 | |
| 有沢製作所 | 31,400 | 1,588.00 | 49,863,200 | |
| 日東電工 | 115,000 | 12,470.00 | 1,434,050,000 | |
| レック | 22,900 | 1,163.00 | 26,632,700 | 貸付有価証券 5,000 株 (3,500 株) |
| 三光合成 | 22,500 | 715.00 | 16,087,500 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| きもと | 9,900 | 209.00 | 2,069,100 | 貸付有価証券 700 株 (500 株) |
| 藤森工業 | 14,100 | 4,200.00 | 59,220,000 | |
| 前澤化成工業 | 11,500 | 1,736.00 | 19,964,000 | 貸付有価証券 5,400 株 |
| 未来工業 | 6,400 | 3,895.00 | 24,928,000 | 貸付有価証券 500 株 |
| ウェーブロックホールディングス | 2,200 | 685.00 | 1,507,000 | |
| J S P | 12,600 | 2,250.00 | 28,350,000 | 貸付有価証券 5,900 株 |
| エフピコ | 33,900 | 2,654.50 | 89,987,550 | 貸付有価証券 3,300 株 (1,700 株) |
| 天馬 | 13,000 | 2,292.00 | 29,796,000 | |

| | | | | |
|---------------|-----------|----------|---------------|----------------------------------|
| 信越ポリマー | 38,600 | 1,589.00 | 61,335,400 | |
| 東リ | 13,200 | 392.00 | 5,174,400 | 貸付有価証券 2,100 株 |
| ニフコ | 53,500 | 3,888.00 | 208,008,000 | 貸付有価証券 1,100 株 |
| バルカー | 15,000 | 4,525.00 | 67,875,000 | 貸付有価証券 300 株 |
| ユニ・チャーム | 372,900 | 5,014.00 | 1,869,720,600 | 貸付有価証券 100 株 |
| ショーエイコーポレーション | 1,900 | 585.00 | 1,111,500 | 貸付有価証券 900 株 |
| 協和キリン | 216,200 | 2,669.50 | 577,145,900 | 貸付有価証券 500 株 (500 株) |
| 武田薬品工業 | 1,584,000 | 4,129.00 | 6,540,336,000 | 貸付有価証券 63,000 株 |
| アステラス製薬 | 1,569,900 | 1,527.50 | 2,398,022,250 | 貸付有価証券 7,100 株 |
| 住友ファーマ | 132,800 | 407.00 | 54,049,600 | 貸付有価証券 60,000 株 (40,400 株) |
| 塩野義製薬 | 225,600 | 7,489.00 | 1,689,518,400 | 貸付有価証券 300 株 (300 株) |
| わかもと製薬 | 6,300 | 231.00 | 1,455,300 | 貸付有価証券 1,600 株 (1,100 株) |
| 日本新薬 | 46,900 | 4,423.00 | 207,438,700 | |
| 中外製薬 | 560,200 | 4,946.00 | 2,770,749,200 | |
| 科研製薬 | 30,700 | 3,520.00 | 108,064,000 | |
| エーザイ | 217,700 | 6,793.00 | 1,478,836,100 | 貸付有価証券 5,200 株 |
| ロート製薬 | 173,400 | 3,210.00 | 556,614,000 | |
| 小野薬品工業 | 366,100 | 2,293.50 | 839,650,350 | 貸付有価証券 15,100 株 |
| 久光製薬 | 39,800 | 3,823.00 | 152,155,400 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| 持田製薬 | 20,000 | 3,230.00 | 64,600,000 | |
| 参天製薬 | 315,800 | 1,632.00 | 515,385,600 | |
| 扶桑薬品工業 | 6,300 | 2,245.00 | 14,143,500 | 貸付有価証券 200 株 |
| 日本ケミファ | 700 | 1,614.00 | 1,129,800 | |
| ツムラ | 56,300 | 4,392.00 | 247,269,600 | 貸付有価証券 200 株 |
| キッセイ薬品工業 | 29,600 | 3,185.00 | 94,276,000 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| 生化学工業 | 30,300 | 738.00 | 22,361,400 | 貸付有価証券 3,500 株 |
| 榮研化学 | 32,100 | 2,041.00 | 65,516,100 | 貸付有価証券 5,000 株 |

| | | | | |
|------------------|-----------|----------|---------------|------------------------------|
| 鳥居薬品 | 9,600 | 4,015.00 | 38,544,000 | |
| J C R ファーマ | 60,600 | 798.00 | 48,358,800 | 貸付有価証券 2,600 株 (1,000 株) |
| 東和薬品 | 27,500 | 2,777.00 | 76,367,500 | 貸付有価証券 200 株 (100 株) |
| 富士製薬工業 | 13,200 | 1,589.00 | 20,974,800 | 貸付有価証券 100 株 |
| ゼリア新薬工業 | 24,800 | 2,001.00 | 49,624,800 | |
| ネクセラファーマ | 78,300 | 1,496.00 | 117,136,800 | 貸付有価証券 25,300 株 (200 株) |
| 第一三共 | 1,559,200 | 5,385.00 | 8,396,292,000 | |
| 杏林製薬 | 38,800 | 1,829.00 | 70,965,200 | 貸付有価証券 3,100 株 |
| 大幸薬品 | 37,200 | 356.00 | 13,243,200 | 貸付有価証券 7,800 株 (6,300 株) |
| ダイト | 13,600 | 2,539.00 | 34,530,400 | 貸付有価証券 900 株 (900 株) |
| 大塚ホールディングス | 372,300 | 6,586.00 | 2,451,967,800 | |
| ペプチドリーム | 86,800 | 1,962.00 | 170,301,600 | 貸付有価証券 3,000 株 (900 株) |
| セルソース | 6,600 | 1,422.00 | 9,385,200 | 貸付有価証券 3,100 株 (2,200 株) |
| あすか製薬ホールディングス | 18,400 | 2,083.00 | 38,327,200 | |
| サワイグループホールディングス | 40,900 | 5,800.00 | 237,220,000 | |
| 日本コークス工業 | 181,600 | 126.00 | 22,881,600 | 貸付有価証券 85,700 株 (7,500 株) |
| ニチレキ | 23,300 | 2,395.00 | 55,803,500 | |
| ユシロ化学工業 | 9,300 | 1,981.00 | 18,423,300 | |
| ビーピー・カストロール | 2,300 | 1,002.00 | 2,304,600 | |
| 富士石油 | 52,200 | 472.00 | 24,638,400 | 貸付有価証券 14,000 株 (1,100 株) |
| MORESCO | 2,100 | 1,290.00 | 2,709,000 | |
| 出光興産 | 929,400 | 1,066.50 | 991,205,100 | 貸付有価証券 31,900 株 |
| ENEOSホールディングス | 2,833,500 | 719.60 | 2,038,986,600 | 貸付有価証券 208,800 株 |
| コスモエネルギーホールディングス | 53,100 | 8,158.00 | 433,189,800 | |
| 横浜ゴム | 90,500 | 4,087.00 | 369,873,500 | 貸付有価証券 600 株 |
| TOYO TIRE | 102,800 | 2,922.00 | 300,381,600 | 貸付有価証券 600 株 |
| ブリヂストン | 523,900 | 6,884.00 | 3,606,527,600 | |
| 住友ゴム工業 | 175,500 | 1,900.00 | 333,450,000 | |

| | | | | |
|----------------|---------|----------|-------------|--------------------------|
| 藤倉コンポジット | 15,500 | 1,401.00 | 21,715,500 | |
| オカモト | 8,500 | 4,785.00 | 40,672,500 | 貸付有価証券 500株(500株) |
| フコク | 9,400 | 1,863.00 | 17,512,200 | |
| ニッタ | 18,200 | 4,090.00 | 74,438,000 | 貸付有価証券 300株 |
| 住友理工 | 27,800 | 1,304.00 | 36,251,200 | |
| 三ツ星ベルト | 20,800 | 4,645.00 | 96,616,000 | 貸付有価証券 9,600株(300株) |
| バンドー化学 | 26,600 | 1,764.00 | 46,922,400 | |
| 日東紡績 | 22,700 | 6,670.00 | 151,409,000 | 貸付有価証券 10,200株 |
| A G C | 159,600 | 5,514.00 | 880,034,400 | 貸付有価証券 300株 |
| 日本板硝子 | 85,400 | 523.00 | 44,664,200 | 貸付有価証券 13,500株 |
| 石塚硝子 | 1,000 | 2,920.00 | 2,920,000 | 貸付有価証券 400株(400株) |
| 日本山村硝子 | 2,200 | 1,461.00 | 3,214,200 | 貸付有価証券 1,000株 |
| 日本電気硝子 | 73,100 | 3,583.00 | 261,917,300 | 貸付有価証券 300株 |
| オハラ | 8,500 | 1,310.00 | 11,135,000 | 貸付有価証券 1,300株 |
| 住友大阪セメント | 29,800 | 3,966.00 | 118,186,800 | 貸付有価証券 300株 |
| 太平洋セメント | 105,800 | 3,741.00 | 395,797,800 | 貸付有価証券 1,100株 |
| 日本ヒューム | 15,700 | 912.00 | 14,318,400 | |
| 日本コンクリート工業 | 34,700 | 415.00 | 14,400,500 | 貸付有価証券 500株 |
| 三谷セキサン | 7,500 | 5,390.00 | 40,425,000 | 貸付有価証券 200株 |
| アジアパイルホールディングス | 25,400 | 890.00 | 22,606,000 | 貸付有価証券 100株 |
| 東海カーボン | 165,100 | 971.00 | 160,312,100 | 貸付有価証券 1,600株 |
| 日本カーボン | 9,500 | 5,420.00 | 51,490,000 | |
| 東洋炭素 | 12,600 | 7,920.00 | 99,792,000 | 貸付有価証券 1,900株(1,900株) |
| ノリタケカンパニーリミテド | 19,800 | 4,100.00 | 81,180,000 | 貸付有価証券 700株(300株) |
| T O T O | 118,100 | 4,061.00 | 479,604,100 | 貸付有価証券 3,000株 |
| 日本碍子 | 208,200 | 2,094.50 | 436,074,900 | |
| 日本特殊陶業 | 149,900 | 4,856.00 | 727,914,400 | 貸付有価証券 3,200株 |

| | | | | |
|---------------|---------|-----------|---------------|------------------------------------|
| ダントーホールディングス | 4,000 | 746.00 | 2,984,000 | 貸付有価証券 1,900 株 |
| MARUWA | 6,600 | 34,600.00 | 228,360,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| 品川リフラクトリーズ | 22,000 | 1,880.00 | 41,360,000 | 貸付有価証券 6,800 株 |
| 黒崎播磨 | 14,600 | 3,300.00 | 48,180,000 | 貸付有価証券 1,100 株 (400 株) |
| ヨータイ | 11,000 | 1,510.00 | 16,610,000 | |
| 東京窯業 | 6,400 | 476.00 | 3,046,400 | |
| ニッカト一 | 2,700 | 576.00 | 1,555,200 | |
| フジミインコーポレーテッド | 48,100 | 3,535.00 | 170,033,500 | 貸付有価証券 2,800 株 |
| クニミネ工業 | 1,700 | 1,187.00 | 2,017,900 | |
| エーアンドエーマテリアル | 1,200 | 1,400.00 | 1,680,000 | |
| ニチアス | 45,300 | 4,290.00 | 194,337,000 | 貸付有価証券 200 株 (100 株) |
| ニチハ | 22,400 | 3,620.00 | 81,088,000 | 貸付有価証券 1,200 株 |
| 日本製鉄 | 824,600 | 3,310.00 | 2,729,426,000 | 貸付有価証券 268,300 株 (180,900 株) |
| 神戸製鋼所 | 370,300 | 1,982.50 | 734,119,750 | 貸付有価証券 34,800 株 (1,800 株) |
| 中山製鋼所 | 42,100 | 939.00 | 39,531,900 | 貸付有価証券 17,900 株 (9,000 株) |
| 合同製鐵 | 10,300 | 5,450.00 | 56,135,000 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| JFEホールディングス | 512,100 | 2,314.00 | 1,184,999,400 | 貸付有価証券 18,900 株 (3,400 株) |
| 東京製鐵 | 51,700 | 1,655.00 | 85,563,500 | 貸付有価証券 8,500 株 (400 株) |
| 共英製鋼 | 21,000 | 2,182.00 | 45,822,000 | |
| 大和工業 | 34,700 | 8,606.00 | 298,628,200 | 貸付有価証券 1,400 株 |
| 東京鐵鋼 | 8,100 | 5,060.00 | 40,986,000 | 貸付有価証券 900 株 |
| 大阪製鐵 | 8,500 | 2,596.00 | 22,066,000 | 貸付有価証券 3,000 株 |
| 淀川製鋼所 | 20,900 | 5,580.00 | 116,622,000 | 貸付有価証券 1,500 株 |
| 中部鋼鈑 | 12,100 | 2,622.00 | 31,726,200 | 貸付有価証券 700 株 |
| 丸一鋼管 | 56,100 | 3,936.00 | 220,809,600 | 貸付有価証券 400 株 |
| モリ工業 | 4,200 | 6,290.00 | 26,418,000 | |
| 大同特殊鋼 | 116,000 | 1,626.00 | 188,616,000 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|----------------|---------|----------|---------------|------------------------------|
| | | | | 8,300 株 (300 株) |
| 日本高周波鋼業 | 2,400 | 431.00 | 1,034,400 | 貸付有価証券 1,100 株 (1,000 株) |
| 日本冶金工業 | 13,400 | 4,560.00 | 61,104,000 | 貸付有価証券 3,200 株 |
| 山陽特殊製鋼 | 18,200 | 2,226.00 | 40,513,200 | |
| 愛知製鋼 | 10,600 | 3,690.00 | 39,114,000 | 貸付有価証券 1,800 株 (500 株) |
| 日本金属 | 1,600 | 818.00 | 1,308,800 | 貸付有価証券 700 株 |
| 太平洋金属 | 15,700 | 1,298.00 | 20,378,600 | 貸付有価証券 2,700 株 (400 株) |
| 新日本電工 | 91,600 | 307.00 | 28,121,200 | 貸付有価証券 1,300 株 |
| 栗本鐵工所 | 8,500 | 4,380.00 | 37,230,000 | |
| 虹技 | 800 | 1,171.00 | 936,800 | |
| 日本鑄鉄管 | 700 | 1,406.00 | 984,200 | |
| 三菱製鋼 | 13,600 | 1,385.00 | 18,836,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| 日亜鋼業 | 6,200 | 323.00 | 2,002,600 | |
| 日本精線 | 14,600 | 1,289.00 | 18,819,400 | |
| エンビプロ・ホールディングス | 16,300 | 521.00 | 8,492,300 | 貸付有価証券 400 株 (100 株) |
| シンニッタン | 7,700 | 262.00 | 2,017,400 | 貸付有価証券 100 株 |
| 新家工業 | 1,300 | 3,935.00 | 5,115,500 | |
| 大紀アルミニウム工業所 | 23,300 | 1,344.00 | 31,315,200 | 貸付有価証券 1,500 株 (300 株) |
| 日本軽金属ホールディングス | 53,800 | 1,880.00 | 101,144,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| 三井金属鉱業 | 53,600 | 5,073.00 | 271,912,800 | 貸付有価証券 300 株 (300 株) |
| 東邦亜鉛 | 11,800 | 1,047.00 | 12,354,600 | 貸付有価証券 5,500 株 (500 株) |
| 三菱マテリアル | 131,600 | 3,044.00 | 400,590,400 | 貸付有価証券 400 株 |
| 住友金属鉱山 | 213,500 | 4,944.00 | 1,055,544,000 | 貸付有価証券 1,500 株 |
| DOWAホールディングス | 45,500 | 5,915.00 | 269,132,500 | 貸付有価証券 200 株 |
| 古河機械金属 | 24,300 | 1,969.00 | 47,846,700 | 貸付有価証券 500 株 |
| 大阪チタニウムテクノロジーズ | 31,900 | 2,527.00 | 80,611,300 | 貸付有価証券 14,900 株 (2,900 株) |
| 東邦チタニウム | 38,000 | 1,256.00 | 47,728,000 | 貸付有価証券 9,700 株 |
| U A C J | 25,800 | 4,960.00 | 127,968,000 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|-----------------------------|----------|------------|------------------|--------------------------------|
| | | | | 100 株 (100 株) |
| C K サンエツ | 4, 400 | 3, 875. 00 | 17, 050, 000 | |
| 古河電気工業 | 61, 300 | 3, 532. 00 | 216, 511, 600 | 貸付有価証券 1, 300 株 (100 株) |
| 住友電気工業 | 688, 800 | 2, 418. 00 | 1, 665, 518, 400 | |
| フジクラ | 217, 200 | 2, 832. 00 | 615, 110, 400 | 貸付有価証券 2, 600 株 (2, 500 株) |
| SWCC | 20, 600 | 4, 265. 00 | 87, 859, 000 | 貸付有価証券 3, 200 株 |
| タツタ電線 | 32, 800 | 717. 00 | 23, 517, 600 | 貸付有価証券 2, 900 株 |
| カナレ電気 | 1, 100 | 1, 587. 00 | 1, 745, 700 | |
| 平河ヒューテック | 11, 800 | 1, 330. 00 | 15, 694, 000 | 貸付有価証券 5, 000 株 |
| リョービ | 19, 600 | 2, 750. 00 | 53, 900, 000 | 貸付有価証券 600 株 |
| アーレスティ | 6, 600 | 640. 00 | 4, 224, 000 | 貸付有価証券 3, 200 株 (1, 000 株) |
| A R E ホールディングス | 69, 200 | 1, 984. 00 | 137, 292, 800 | |
| 稻葉製作所 | 10, 200 | 1, 807. 00 | 18, 431, 400 | 貸付有価証券 4, 700 株 |
| 宮地エンジニアリンググループ | 9, 200 | 3, 985. 00 | 36, 662, 000 | |
| トーカロ | 53, 100 | 1, 954. 00 | 103, 757, 400 | 貸付有価証券 800 株 |
| アルファ Co | 2, 200 | 1, 613. 00 | 3, 548, 600 | |
| SUMCO | 327, 200 | 2, 591. 00 | 847, 775, 200 | 貸付有価証券 32, 700 株 (3, 700 株) |
| 川田テクノロジーズ | 13, 100 | 3, 045. 00 | 39, 889, 500 | 貸付有価証券 600 株 (600 株) |
| R S T e c h n o l o g i e s | 12, 300 | 3, 245. 00 | 39, 913, 500 | 貸付有価証券 300 株 (100 株) |
| ジェイテックコーポレーション | 1, 100 | 2, 045. 00 | 2, 249, 500 | 貸付有価証券 500 株 (400 株) |
| 信和 | 4, 000 | 734. 00 | 2, 936, 000 | |
| 東洋製罐グループホールディングス | 105, 600 | 2, 428. 50 | 256, 449, 600 | 貸付有価証券 1, 700 株 (300 株) |
| ホッカンホールディングス | 9, 000 | 1, 728. 00 | 15, 552, 000 | |
| コロナ | 10, 300 | 955. 00 | 9, 836, 500 | |
| 横河ブリッジホールディングス | 28, 800 | 2, 901. 00 | 83, 548, 800 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| 駒井ハルテック | 1, 100 | 2, 048. 00 | 2, 252, 800 | |
| 高田機工 | 400 | 3, 565. 00 | 1, 426, 000 | |
| 三和ホールディングス | 185, 000 | 2, 708. 00 | 500, 980, 000 | 貸付有価証券 4, 800 株 (900 株) |

| | | | | |
|------------|---------|----------|-------------|---------------------------|
| 文化シヤッター | 48,200 | 1,742.00 | 83,964,400 | |
| 三協立山 | 23,200 | 845.00 | 19,604,000 | 貸付有価証券 1,700 株 (700 株) |
| アルインコ | 14,000 | 1,096.00 | 15,344,000 | |
| 東洋シヤッター | 1,400 | 712.00 | 996,800 | |
| L I X I L | 287,500 | 1,817.00 | 522,387,500 | 貸付有価証券 39,000 株 |
| 日本ファイルコン | 4,000 | 554.00 | 2,216,000 | |
| ノーリツ | 29,200 | 1,773.00 | 51,771,600 | 貸付有価証券 200 株 (200 株) |
| 長府製作所 | 18,300 | 2,244.00 | 41,065,200 | |
| リンナイ | 88,100 | 3,822.00 | 336,718,200 | 貸付有価証券 300 株 |
| ダイニチ工業 | 3,100 | 700.00 | 2,170,000 | |
| 日東精工 | 26,700 | 628.00 | 16,767,600 | |
| 三洋工業 | 700 | 3,075.00 | 2,152,500 | |
| 岡部 | 32,900 | 787.00 | 25,892,300 | |
| ジーテクト | 23,500 | 2,055.00 | 48,292,500 | 貸付有価証券 100 株 |
| 東プレ | 32,400 | 2,498.00 | 80,935,200 | 貸付有価証券 3,300 株 |
| 高周波熱鍊 | 27,300 | 1,115.00 | 30,439,500 | |
| 東京製綱 | 11,900 | 1,449.00 | 17,243,100 | |
| サンコール | 18,400 | 470.00 | 8,648,000 | 貸付有価証券 700 株 (300 株) |
| モリテック スチール | 5,400 | 241.00 | 1,301,400 | 貸付有価証券 2,100 株 |
| パイオラックス | 22,900 | 2,603.00 | 59,608,700 | 貸付有価証券 1,000 株 |
| エイチワン | 18,900 | 705.00 | 13,324,500 | 貸付有価証券 500 株 |
| 日本発條 | 162,900 | 1,644.00 | 267,807,600 | 貸付有価証券 26,200 株 |
| 中央発條 | 13,600 | 1,045.00 | 14,212,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| アドバネクス | 700 | 1,210.00 | 847,000 | |
| 立川ブラインド工業 | 8,300 | 1,411.00 | 11,711,300 | |
| 三益半導体工業 | 16,600 | 3,695.00 | 61,337,000 | 貸付有価証券 300 株 |
| 日本ドライケミカル | 1,400 | 2,601.00 | 3,641,400 | |
| 日本製鋼所 | 49,600 | 3,893.00 | 193,092,800 | 貸付有価証券 2,200 株 |
| 三浦工業 | 75,300 | 2,569.00 | 193,445,700 | |
| タクマ | 60,900 | 1,976.00 | 120,338,400 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|--------------|---------|-----------|---------------|-----------------------------|
| | | | | 700 株 |
| ツガミ | 40,000 | 1,445.00 | 57,800,000 | |
| オークマ | 15,800 | 7,236.00 | 114,328,800 | 貸付有価証券 800 株 (800 株) |
| 芝浦機械 | 18,000 | 3,615.00 | 65,070,000 | 貸付有価証券 1,300 株 (400 株) |
| アマダ | 273,200 | 1,760.50 | 480,968,600 | 貸付有価証券 8,300 株 |
| アイダエンジニアリング | 41,700 | 905.00 | 37,738,500 | 貸付有価証券 1,900 株 (100 株) |
| F U J I | 84,900 | 2,795.00 | 237,295,500 | 貸付有価証券 200 株 (200 株) |
| 牧野フライス製作所 | 19,900 | 6,460.00 | 128,554,000 | 貸付有価証券 300 株 |
| オーエスジー | 79,400 | 2,033.00 | 161,420,200 | 貸付有価証券 3,900 株 (3,900 株) |
| ダイジェット工業 | 600 | 848.00 | 508,800 | |
| 旭ダイヤモンド工業 | 41,600 | 950.00 | 39,520,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| DMG 森精機 | 111,900 | 4,668.00 | 522,349,200 | 貸付有価証券 7,300 株 (500 株) |
| ソディック | 43,900 | 743.00 | 32,617,700 | |
| ディスコ | 86,800 | 50,880.00 | 4,416,384,000 | |
| 日東工器 | 8,700 | 2,295.00 | 19,966,500 | 貸付有価証券 500 株 (100 株) |
| 日進工具 | 16,700 | 928.00 | 15,497,600 | 貸付有価証券 200 株 |
| パンチ工業 | 5,900 | 458.00 | 2,702,200 | 貸付有価証券 2,900 株 (2,000 株) |
| 富士ダイス | 12,000 | 681.00 | 8,172,000 | |
| 豊和工業 | 3,300 | 796.00 | 2,626,800 | 貸付有価証券 1,500 株 (200 株) |
| リケンN P R | 19,600 | 2,984.00 | 58,486,400 | 貸付有価証券 500 株 |
| 東洋機械金属 | 5,000 | 733.00 | 3,665,000 | 貸付有価証券 800 株 |
| 津田駒工業 | 1,100 | 396.00 | 435,600 | |
| エンシュウ | 1,400 | 692.00 | 968,800 | 貸付有価証券 600 株 |
| 島精機製作所 | 28,700 | 1,439.00 | 41,299,300 | 貸付有価証券 6,300 株 (900 株) |
| オプトラン | 29,600 | 2,005.00 | 59,348,000 | 貸付有価証券 1,000 株 |
| N C ホールディングス | 1,400 | 1,869.00 | 2,616,600 | |
| イワキポンプ | 12,000 | 2,600.00 | 31,200,000 | |
| フリュー | 17,000 | 1,215.00 | 20,655,000 | 貸付有価証券 2,900 株 (2,200 株) |

| | | | | |
|----------------|---------|-----------|---------------|-----------------------------|
| ヤマシンフィルタ | 42,800 | 420.00 | 17,976,000 | 貸付有価証券 2,600 株 |
| 日阪製作所 | 19,700 | 1,070.00 | 21,079,000 | |
| やまびこ | 29,400 | 2,121.00 | 62,357,400 | |
| 野村マイクロ・サイエンス | 24,400 | 5,260.00 | 128,344,000 | 貸付有価証券 9,600 株 (500 株) |
| 平田機工 | 8,600 | 7,060.00 | 60,716,000 | 貸付有価証券 1,700 株 (300 株) |
| P E G A S U S | 19,900 | 523.00 | 10,407,700 | 貸付有価証券 8,500 株 (8,500 株) |
| マルマエ | 7,800 | 1,913.00 | 14,921,400 | 貸付有価証券 3,600 株 (100 株) |
| タツモ | 10,900 | 4,195.00 | 45,725,500 | 貸付有価証券 5,100 株 (2,500 株) |
| ナブテスコ | 113,100 | 2,858.00 | 323,239,800 | 貸付有価証券 2,200 株 |
| 三井海洋開発 | 22,800 | 3,335.00 | 76,038,000 | |
| レオン自動機 | 20,800 | 1,524.00 | 31,699,200 | |
| SMC | 53,900 | 84,330.00 | 4,545,387,000 | 貸付有価証券 200 株 (100 株) |
| ホソカワミクロン | 12,600 | 4,680.00 | 58,968,000 | |
| ユニオンツール | 7,900 | 4,465.00 | 35,273,500 | |
| 瑞光 | 13,000 | 1,029.00 | 13,377,000 | 貸付有価証券 4,300 株 (100 株) |
| オイレス工業 | 24,400 | 2,293.00 | 55,949,200 | 貸付有価証券 1,000 株 |
| 日精エー・エス・ビー機械 | 6,100 | 5,330.00 | 32,513,000 | 貸付有価証券 300 株 |
| サトーホールディングス | 25,600 | 2,146.00 | 54,937,600 | |
| 技研製作所 | 16,900 | 1,972.00 | 33,326,800 | 貸付有価証券 1,500 株 (1,000 株) |
| 日本エアーテック | 8,400 | 1,213.00 | 10,189,200 | |
| カワタ | 1,900 | 918.00 | 1,744,200 | |
| 日精樹脂工業 | 13,400 | 1,143.00 | 15,316,200 | 貸付有価証券 300 株 |
| オカダアイヨン | 2,000 | 2,995.00 | 5,990,000 | |
| ワイエイシイホールディングス | 7,600 | 2,299.00 | 17,472,400 | 貸付有価証券 1,200 株 |
| 小松製作所 | 844,800 | 4,632.00 | 3,913,113,600 | 貸付有価証券 19,400 株 |
| 住友重機械工業 | 106,600 | 4,432.00 | 472,451,200 | |
| 日立建機 | 71,800 | 4,514.00 | 324,105,200 | 貸付有価証券 900 株 |
| 日工 | 26,700 | 743.00 | 19,838,100 | |
| 巴工業 | 7,000 | 4,135.00 | 28,945,000 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |

| | | | | |
|--------------|---------|-----------|---------------|-----------------------------|
| 井関農機 | 16,900 | 1,038.00 | 17,542,200 | 貸付有価証券 400 株 |
| TOWA | 20,100 | 11,130.00 | 223,713,000 | 貸付有価証券 7,200 株 (6,200 株) |
| 丸山製作所 | 1,000 | 2,483.00 | 2,483,000 | |
| 北川鉄工所 | 7,100 | 1,560.00 | 11,076,000 | |
| ローツエ | 9,400 | 30,950.00 | 290,930,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| タカキタ | 2,000 | 501.00 | 1,002,000 | |
| クボタ | 942,300 | 2,479.00 | 2,335,961,700 | 貸付有価証券 2,900 株 |
| 荏原実業 | 9,500 | 3,440.00 | 32,680,000 | |
| 三菱化工機 | 6,300 | 3,860.00 | 24,318,000 | |
| 月島ホールディングス | 24,400 | 1,448.00 | 35,331,200 | 貸付有価証券 600 株 |
| 帝国電機製作所 | 12,300 | 2,500.00 | 30,750,000 | |
| 東京機械製作所 | 1,600 | 450.00 | 720,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| 新東工業 | 36,400 | 1,224.00 | 44,553,600 | |
| 澁谷工業 | 16,900 | 3,505.00 | 59,234,500 | |
| アイチ コーポレーション | 24,900 | 1,204.00 | 29,979,600 | |
| 小森コーポレーション | 44,400 | 1,243.00 | 55,189,200 | 貸付有価証券 9,100 株 (1,500 株) |
| 鶴見製作所 | 13,800 | 3,755.00 | 51,819,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| 日本ギア工業 | 2,300 | 627.00 | 1,442,100 | 貸付有価証券 1,000 株 |
| 酒井重工業 | 3,200 | 6,250.00 | 20,000,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| 荏原製作所 | 74,000 | 13,405.00 | 991,970,000 | |
| 石井鐵工所 | 700 | 2,797.00 | 1,957,900 | 貸付有価証券 300 株 |
| 西島製作所 | 15,500 | 3,040.00 | 47,120,000 | 貸付有価証券 1,000 株 |
| 北越工業 | 18,100 | 2,105.00 | 38,100,500 | 貸付有価証券 1,000 株 (300 株) |
| ダイキン工業 | 215,200 | 24,685.00 | 5,312,212,000 | 貸付有価証券 1,700 株 |
| オルガノ | 21,700 | 8,500.00 | 184,450,000 | |
| トヨーカネツ | 6,100 | 4,250.00 | 25,925,000 | |
| 栗田工業 | 100,800 | 6,748.00 | 680,198,400 | |
| 椿本チエイン | 24,700 | 5,430.00 | 134,121,000 | 貸付有価証券 400 株 |
| 大同工業 | 2,600 | 727.00 | 1,890,200 | |

| | | | | |
|-----------------|---------|----------|---------------|-------------------------|
| 木村化工機 | 13,700 | 754.00 | 10,329,800 | |
| アネスト岩田 | 27,900 | 1,393.00 | 38,864,700 | 貸付有価証券 200株(200株) |
| ダイフク | 304,200 | 3,360.00 | 1,022,112,000 | 貸付有価証券 200株(200株) |
| サムコ | 4,300 | 4,525.00 | 19,457,500 | 貸付有価証券 1,800株 |
| 加藤製作所 | 3,100 | 1,370.00 | 4,247,000 | |
| 油研工業 | 1,000 | 2,245.00 | 2,245,000 | |
| タダノ | 103,700 | 1,274.50 | 132,165,650 | |
| フジテック | 42,100 | 3,937.00 | 165,747,700 | 貸付有価証券 11,100株 |
| C K D | 49,900 | 3,055.00 | 152,444,500 | |
| 平和 | 53,300 | 1,977.00 | 105,374,100 | |
| 理想科学工業 | 14,400 | 3,020.00 | 43,488,000 | 貸付有価証券 1,100株 |
| SANKYO | 173,500 | 1,535.00 | 266,322,500 | 貸付有価証券 4,200株 |
| 日本金銭機械 | 21,800 | 1,272.00 | 27,729,600 | 貸付有価証券 10,200株(100株) |
| マースグループホールディングス | 9,100 | 3,080.00 | 28,028,000 | 貸付有価証券 3,100株 |
| フクシマガリレイ | 11,800 | 6,010.00 | 70,918,000 | 貸付有価証券 200株 |
| オーラズミ | 2,300 | 384.00 | 883,200 | |
| ダイコク電機 | 8,900 | 3,235.00 | 28,791,500 | 貸付有価証券 4,300株 |
| 竹内製作所 | 32,700 | 6,680.00 | 218,436,000 | 貸付有価証券 1,600株 |
| アマノ | 51,200 | 3,800.00 | 194,560,000 | 貸付有価証券 900株 |
| JUKI | 27,900 | 538.00 | 15,010,200 | |
| ジャノメ | 18,200 | 669.00 | 12,175,800 | 貸付有価証券 400株 |
| マックス | 25,400 | 3,590.00 | 91,186,000 | 貸付有価証券 200株 |
| グローリー | 43,300 | 2,888.00 | 125,050,400 | 貸付有価証券 2,800株(300株) |
| 新晃工業 | 18,200 | 4,100.00 | 74,620,000 | |
| 大和冷機工業 | 27,600 | 1,601.00 | 44,187,600 | 貸付有価証券 100株 |
| セガサミーホールディングス | 161,000 | 2,186.00 | 351,946,000 | |
| TPR | 22,900 | 2,318.00 | 53,082,200 | |
| ツバキ・ナカシマ | 36,100 | 859.00 | 31,009,900 | 貸付有価証券 2,300株 |

| | | | | |
|--------------|-----------|-----------|----------------|----------------------------------|
| ホシザキ | 106,300 | 5,358.00 | 569,555,400 | |
| 大豊工業 | 15,600 | 847.00 | 13,213,200 | 貸付有価証券 100 株 |
| 日本精工 | 333,700 | 828.00 | 276,303,600 | 貸付有価証券 100 株 |
| N T N | 390,900 | 308.00 | 120,397,200 | 貸付有価証券 80,500 株 (35,100 株) |
| ジェイテクト | 160,400 | 1,211.50 | 194,324,600 | 貸付有価証券 1,500 株 (1,500 株) |
| 不二越 | 13,300 | 3,370.00 | 44,821,000 | 貸付有価証券 2,700 株 |
| 日本トムソン | 49,100 | 629.00 | 30,883,900 | 貸付有価証券 2,100 株 |
| T H K | 104,000 | 3,441.00 | 357,864,000 | 貸付有価証券 1,000 株 |
| ユーション精機 | 14,300 | 690.00 | 9,867,000 | |
| 前澤給装工業 | 12,900 | 1,326.00 | 17,105,400 | |
| イーグル工業 | 19,900 | 1,819.00 | 36,198,100 | 貸付有価証券 1,200 株 |
| 前澤工業 | 3,800 | 1,275.00 | 4,845,000 | |
| 日本ピラー工業 | 16,700 | 6,450.00 | 107,715,000 | |
| キッツ | 60,300 | 1,310.00 | 78,993,000 | |
| マキタ | 205,600 | 4,628.00 | 951,516,800 | 貸付有価証券 200 株 (200 株) |
| 三井E & S | 89,400 | 1,705.00 | 152,427,000 | 貸付有価証券 41,900 株 (5,100 株) |
| 日立造船 | 159,000 | 1,230.00 | 195,570,000 | 貸付有価証券 900 株 (900 株) |
| 三菱重工業 | 3,151,900 | 1,281.00 | 4,037,583,900 | 貸付有価証券 11,400 株 |
| I H I | 134,200 | 3,966.00 | 532,237,200 | 貸付有価証券 17,400 株 |
| サノヤスホールディングス | 8,800 | 193.00 | 1,698,400 | 貸付有価証券 4,300 株 (100 株) |
| スター精密 | 33,100 | 1,933.00 | 63,982,300 | |
| 日清紡ホールディングス | 135,500 | 1,136.50 | 153,995,750 | |
| イビデン | 94,000 | 5,304.00 | 498,576,000 | 貸付有価証券 27,800 株 (4,500 株) |
| コニカミノルタ | 402,500 | 541.80 | 218,074,500 | |
| プラザー工業 | 240,800 | 2,955.50 | 711,684,400 | 貸付有価証券 4,400 株 (400 株) |
| ミネベアミツミ | 313,500 | 3,012.00 | 944,262,000 | 貸付有価証券 7,500 株 |
| 日立製作所 | 866,200 | 14,450.00 | 12,516,590,000 | |
| 三菱電機 | 2,006,100 | 2,783.00 | 5,582,976,300 | 貸付有価証券 28,500 株 |

| | | | | |
|-------------------------|---------|----------|---------------|-------------------------------|
| 富士電機 | 109,600 | 9,734.00 | 1,066,846,400 | 貸付有価証券 4,500 株 |
| 東洋電機製造 | 2,100 | 1,163.00 | 2,442,300 | |
| 安川電機 | 195,800 | 6,429.00 | 1,258,798,200 | 貸付有価証券 35,600 株 (7,600 株) |
| シンフォニアテクノロジー | 19,900 | 3,775.00 | 75,122,500 | 貸付有価証券 700 株 |
| 明電舎 | 33,400 | 3,760.00 | 125,584,000 | |
| オリジン | 1,300 | 1,205.00 | 1,566,500 | |
| 山洋電気 | 7,800 | 7,490.00 | 58,422,000 | |
| デンヨー | 13,700 | 2,585.00 | 35,414,500 | |
| P H C ホールディングス | 33,700 | 1,120.00 | 37,744,000 | 貸付有価証券 15,800 株 |
| KOKUSAI E L E C T R I C | 93,200 | 4,275.00 | 398,430,000 | 貸付有価証券 39,200 株 |
| ソシオネクスト | 131,200 | 4,440.00 | 582,528,000 | 貸付有価証券 23,900 株 |
| 東芝テック | 23,100 | 3,225.00 | 74,497,500 | |
| 芝浦メカトロニクス | 10,300 | 6,820.00 | 70,246,000 | 貸付有価証券 3,100 株 |
| マブチモーター | 88,600 | 2,434.50 | 215,696,700 | 貸付有価証券 400 株 |
| ニデック | 397,900 | 7,152.00 | 2,845,780,800 | 貸付有価証券 2,900 株 |
| ユー・エム・シー・エレクトロニクス | 11,300 | 354.00 | 4,000,200 | 貸付有価証券 1,400 株 (1,400 株) |
| トレックス・セミコンダクター | 9,300 | 1,811.00 | 16,842,300 | 貸付有価証券 1,300 株 |
| 東光高岳 | 10,900 | 2,130.00 | 23,217,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| ダブル・スコープ | 51,600 | 507.00 | 26,161,200 | 貸付有価証券 24,200 株 (15,700 株) |
| ダイヘン | 17,100 | 8,990.00 | 153,729,000 | 貸付有価証券 1,400 株 |
| ヤーマン | 35,000 | 905.00 | 31,675,000 | 貸付有価証券 16,300 株 (5,700 株) |
| J V C ケンウッド | 142,300 | 820.00 | 116,686,000 | 貸付有価証券 1,100 株 |
| ミマキエンジニアリング | 17,100 | 1,404.00 | 24,008,400 | |
| I - P E X | 12,500 | 1,750.00 | 21,875,000 | 貸付有価証券 400 株 (100 株) |
| 大崎電気工業 | 39,500 | 635.00 | 25,082,500 | 貸付有価証券 700 株 (600 株) |
| オムロン | 137,600 | 5,930.00 | 815,968,000 | 貸付有価証券 1,200 株 |
| 日東工業 | 24,300 | 4,005.00 | 97,321,500 | 貸付有価証券 700 株 (700 株) |

| | | | | |
|----------------------|-----------|-----------|---------------|-----------------------------------|
| I D E C | 26,600 | 2,834.00 | 75,384,400 | 貸付有価証券 900 株 (600 株) |
| 正興電機製作所 | 2,000 | 1,565.00 | 3,130,000 | |
| 不二電機工業 | 1,200 | 1,111.00 | 1,333,200 | 貸付有価証券 600 株 |
| ジーエス・ユアサ コーポレーション | 70,300 | 2,986.50 | 209,950,950 | 貸付有価証券 500 株 (500 株) |
| サクサホールディングス | 1,400 | 2,796.00 | 3,914,400 | |
| メルコホールディングス | 5,700 | 3,470.00 | 19,779,000 | |
| テクノメディカ | 4,400 | 1,715.00 | 7,546,000 | |
| ダイヤモンドエレクトリックホールディング | 6,700 | 745.00 | 4,991,500 | 貸付有価証券 300 株 (300 株) |
| 日本電気 | 236,700 | 10,725.00 | 2,538,607,500 | |
| 富士通 | 1,658,500 | 2,347.00 | 3,892,499,500 | |
| 沖電気工業 | 81,500 | 1,017.00 | 82,885,500 | 貸付有価証券 2,100 株 (1,900 株) |
| 岩崎通信機 | 2,800 | 675.00 | 1,890,000 | |
| 電気興業 | 7,300 | 2,102.00 | 15,344,600 | |
| サンケン電気 | 16,700 | 6,717.00 | 112,173,900 | |
| ナカヨ | 1,000 | 1,101.00 | 1,101,000 | |
| アイホン | 9,700 | 2,945.00 | 28,566,500 | |
| ルネサスエレクトロニクス | 1,123,500 | 2,530.00 | 2,842,455,000 | 貸付有価証券 7,000 株 |
| セイコーホームズ | 231,200 | 2,514.50 | 581,352,400 | 貸付有価証券 15,100 株 (6,300 株) |
| ワコム | 131,900 | 710.00 | 93,649,000 | 貸付有価証券 9,100 株 |
| アルバッカ | 39,500 | 9,839.00 | 388,640,500 | 貸付有価証券 100 株 |
| アクセル | 8,100 | 1,298.00 | 10,513,800 | 貸付有価証券 3,700 株 (1,400 株) |
| E I Z O | 13,200 | 4,925.00 | 65,010,000 | |
| 日本信号 | 41,000 | 1,010.00 | 41,410,000 | |
| 京三製作所 | 37,700 | 511.00 | 19,264,700 | |
| 能美防災 | 24,400 | 2,355.00 | 57,462,000 | |
| ホーチキ | 13,500 | 2,219.00 | 29,956,500 | |
| 星和電機 | 2,700 | 607.00 | 1,638,900 | |
| エレコム | 43,100 | 1,537.00 | 66,244,700 | 貸付有価証券 200 株 (100 株) |
| パナソニック ホールディングス | 2,129,200 | 1,322.00 | 2,814,802,400 | |
| シャープ | 303,800 | 862.40 | 261,997,120 | 貸付有価証券 142,000 株 (19,600 株) |

| | | | | |
|----------------|-----------|-----------|----------------|------------------------------|
| アンリツ | 126,900 | 1,208.00 | 153,295,200 | |
| 富士通ゼネラル | 51,100 | 2,140.50 | 109,379,550 | 貸付有価証券 5,300 株 |
| ソニーグループ | 1,262,300 | 11,710.00 | 14,781,533,000 | |
| T D K | 285,400 | 6,900.00 | 1,969,260,000 | 貸付有価証券 1,700 株 |
| 帝国通信工業 | 7,900 | 1,870.00 | 14,773,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| タムラ製作所 | 71,800 | 646.00 | 46,382,800 | 貸付有価証券 8,900 株 (1,100 株) |
| アルプスアルパイン | 161,000 | 1,506.00 | 242,466,000 | 貸付有価証券 34,100 株 (3,700 株) |
| 池上通信機 | 1,900 | 753.00 | 1,430,700 | |
| 日本電波工業 | 21,600 | 1,253.00 | 27,064,800 | 貸付有価証券 4,200 株 |
| 鈴木 | 9,600 | 1,376.00 | 13,209,600 | |
| マイコー | 17,900 | 5,120.00 | 91,648,000 | 貸付有価証券 2,100 株 |
| 日本トリム | 4,000 | 3,505.00 | 14,020,000 | |
| ローランド ディー. ジー. | 9,900 | 5,360.00 | 53,064,000 | 貸付有価証券 1,700 株 (1,700 株) |
| フォスター電機 | 13,300 | 1,210.00 | 16,093,000 | |
| S MK | 4,800 | 2,413.00 | 11,582,400 | |
| ヨコオ | 15,900 | 1,667.00 | 26,505,300 | |
| ティアック | 9,800 | 100.00 | 980,000 | 貸付有価証券 4,800 株 (4,800 株) |
| ホシデン | 41,000 | 2,039.00 | 83,599,000 | 貸付有価証券 700 株 (100 株) |
| ヒロセ電機 | 26,600 | 18,785.00 | 499,681,000 | 貸付有価証券 1,900 株 (900 株) |
| 日本航空電子工業 | 43,100 | 2,503.00 | 107,879,300 | 貸付有価証券 100 株 |
| T O A | 20,500 | 1,126.00 | 23,083,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| マクセル | 39,800 | 1,552.00 | 61,769,600 | 貸付有価証券 200 株 |
| 古野電気 | 23,400 | 2,086.00 | 48,812,400 | 貸付有価証券 7,300 株 |
| スマダコーポレーション | 24,100 | 1,140.00 | 27,474,000 | 貸付有価証券 3,900 株 |
| アイコム | 6,900 | 3,275.00 | 22,597,500 | |
| リオン | 7,400 | 3,040.00 | 22,496,000 | |
| 横河電機 | 197,200 | 4,040.00 | 796,688,000 | 貸付有価証券 400 株 (400 株) |
| 新電元工業 | 6,900 | 2,977.00 | 20,541,300 | 貸付有価証券 1,300 株 |

| | | | | |
|---------------------|---------|-----------|----------------|------------------------|
| アズビル | 122,800 | 4,675.00 | 574,090,000 | 貸付有価証券 2,700株(800株) |
| 東亜ディーケーケー | 2,800 | 853.00 | 2,388,400 | 貸付有価証券 800株 |
| 日本光電工業 | 76,500 | 4,327.00 | 331,015,500 | |
| チノー | 7,400 | 2,764.00 | 20,453,600 | |
| 共和電業 | 5,600 | 458.00 | 2,564,800 | |
| 日本電子材料 | 11,000 | 3,060.00 | 33,660,000 | 貸付有価証券 1,900株 |
| 堀場製作所 | 34,100 | 15,640.00 | 533,324,000 | 貸付有価証券 1,000株 |
| アドバンテスト | 511,300 | 5,117.00 | 2,616,322,100 | 貸付有価証券 7,500株(600株) |
| 小野測器 | 2,400 | 671.00 | 1,610,400 | 貸付有価証券 900株 |
| エスペック | 14,300 | 2,938.00 | 42,013,400 | |
| キーエンス | 178,500 | 70,160.00 | 12,523,560,000 | |
| 日置電機 | 8,400 | 7,440.00 | 62,496,000 | 貸付有価証券 100株 |
| システムズ | 462,000 | 2,609.00 | 1,205,358,000 | 貸付有価証券 600株 |
| 日本マイクロニクス | 32,100 | 7,740.00 | 248,454,000 | 貸付有価証券 3,400株 |
| メガチップス | 14,100 | 3,935.00 | 55,483,500 | 貸付有価証券 100株(100株) |
| O B A R A G R O U P | 11,100 | 4,225.00 | 46,897,500 | 貸付有価証券 1,100株(200株) |
| 澤藤電機 | 700 | 1,214.00 | 849,800 | 貸付有価証券 300株 |
| 原田工業 | 2,600 | 690.00 | 1,794,000 | 貸付有価証券 400株 |
| コーチェル | 19,100 | 1,454.00 | 27,771,400 | 貸付有価証券 500株(500株) |
| イリソ電子工業 | 16,400 | 3,225.00 | 52,890,000 | 貸付有価証券 200株 |
| オプテックスグループ | 32,700 | 1,809.00 | 59,154,300 | |
| 千代田インテグレ | 7,000 | 2,763.00 | 19,341,000 | |
| レーザーテック | 81,800 | 40,940.00 | 3,348,892,000 | 貸付有価証券 1,700株 |
| スタンレー電気 | 114,200 | 2,811.00 | 321,016,200 | |
| ウシオ電機 | 78,900 | 2,086.00 | 164,585,400 | 貸付有価証券 8,300株(400株) |
| 岡谷電機産業 | 4,600 | 258.00 | 1,186,800 | 貸付有価証券 400株 |
| ヘリオス テクノ ホールディング | 5,900 | 522.00 | 3,079,800 | 貸付有価証券 2,900株 |
| エノモト | 1,600 | 1,546.00 | 2,473,600 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|---------|-----------|----------|---------------|----------------------------------|
| | | | | 100 株 |
| 日本セラミック | 14,500 | 2,659.00 | 38,555,500 | 貸付有価証券 3,400 株 |
| 遠藤照明 | 2,700 | 1,550.00 | 4,185,000 | |
| 古河電池 | 13,100 | 1,015.00 | 13,296,500 | 貸付有価証券 500 株 (300 株) |
| 双信電機 | 2,400 | 478.00 | 1,147,200 | 貸付有価証券 1,100 株 |
| 山一電機 | 16,000 | 2,731.00 | 43,696,000 | |
| 図研 | 14,800 | 4,135.00 | 61,198,000 | |
| 日本電子 | 44,700 | 6,541.00 | 292,382,700 | |
| カシオ計算機 | 128,900 | 1,306.50 | 168,407,850 | 貸付有価証券 1,100 株 |
| ファンック | 870,200 | 4,672.00 | 4,065,574,400 | 貸付有価証券 17,500 株 (300 株) |
| 日本シエムケイ | 41,800 | 606.00 | 25,330,800 | 貸付有価証券 300 株 (300 株) |
| エンプラス | 5,200 | 7,350.00 | 38,220,000 | 貸付有価証券 2,400 株 (1,100 株) |
| 大真空 | 26,600 | 819.00 | 21,785,400 | 貸付有価証券 500 株 |
| ローム | 329,900 | 2,043.50 | 674,150,650 | 貸付有価証券 36,300 株 (12,200 株) |
| 浜松ホトニクス | 143,200 | 5,431.00 | 777,719,200 | 貸付有価証券 200 株 |
| 三井ハイテック | 15,800 | 7,392.00 | 116,793,600 | 貸付有価証券 3,200 株 (200 株) |
| 新光電気工業 | 63,100 | 5,535.00 | 349,258,500 | 貸付有価証券 900 株 |
| 京セラ | 1,108,800 | 1,880.50 | 2,085,098,400 | 貸付有価証券 31,400 株 |
| 太陽誘電 | 86,900 | 3,250.00 | 282,425,000 | 貸付有価証券 500 株 (400 株) |
| 村田製作所 | 1,623,600 | 2,725.00 | 4,424,310,000 | 貸付有価証券 3,800 株 |
| 双葉電子工業 | 34,000 | 471.00 | 16,014,000 | 貸付有価証券 800 株 |
| 北陸電気工業 | 2,200 | 1,352.00 | 2,974,400 | |
| ニチコン | 46,800 | 1,246.00 | 58,312,800 | 貸付有価証券 7,600 株 (800 株) |
| 日本ケミコン | 19,000 | 1,618.00 | 30,742,000 | 貸付有価証券 2,200 株 (2,200 株) |
| K O A | 27,000 | 1,549.00 | 41,823,000 | 貸付有価証券 1,100 株 (400 株) |
| 市光工業 | 32,100 | 545.00 | 17,494,500 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| 小糸製作所 | 184,900 | 2,305.00 | 426,194,500 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|----------------------|-----------|-----------|----------------|------------------------------|
| | | | | 17,700 株 (9,800 株) |
| ミツバ | 33,500 | 1,380.00 | 46,230,000 | 貸付有価証券 3,500 株 |
| S C R E E N ホールディングス | 61,000 | 15,445.00 | 942,145,000 | 貸付有価証券 4,500 株 (600 株) |
| キヤノン電子 | 19,700 | 2,244.00 | 44,206,800 | |
| キヤノン | 890,100 | 4,384.00 | 3,902,198,400 | 貸付有価証券 2,800 株 (100 株) |
| リコー | 447,400 | 1,297.50 | 580,501,500 | 貸付有価証券 16,400 株 (1,100 株) |
| 象印マホービン | 48,400 | 1,540.00 | 74,536,000 | |
| MUT O H ホールディングス | 800 | 2,234.00 | 1,787,200 | |
| 東京エレクトロン | 377,700 | 35,000.00 | 13,219,500,000 | |
| イノテック | 11,900 | 1,821.00 | 21,669,900 | 貸付有価証券 100 株 |
| トヨタ紡織 | 75,100 | 2,280.00 | 171,228,000 | 貸付有価証券 500 株 |
| 芦森工業 | 1,200 | 2,448.00 | 2,937,600 | 貸付有価証券 100 株 |
| ユニプレス | 32,000 | 1,146.00 | 36,672,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| 豊田自動織機 | 152,200 | 15,140.00 | 2,304,308,000 | 貸付有価証券 3,700 株 |
| モリタホールディングス | 31,300 | 1,822.00 | 57,028,600 | |
| 三櫻工業 | 27,200 | 1,045.00 | 28,424,000 | 貸付有価証券 500 株 |
| デンソー | 1,472,300 | 2,600.00 | 3,827,980,000 | 貸付有価証券 51,800 株 |
| 東海理化電機製作所 | 50,300 | 2,245.00 | 112,923,500 | 貸付有価証券 2,900 株 (100 株) |
| 川崎重工業 | 145,700 | 5,821.00 | 848,119,700 | 貸付有価証券 1,300 株 |
| 名村造船所 | 50,000 | 1,901.00 | 95,050,000 | 貸付有価証券 20,900 株 |
| 日本車輌製造 | 5,900 | 2,350.00 | 13,865,000 | |
| 三菱ロジスネクスト | 28,500 | 1,576.00 | 44,916,000 | 貸付有価証券 5,700 株 (1,300 株) |
| 近畿車輛 | 800 | 2,209.00 | 1,767,200 | |
| 日産自動車 | 2,408,200 | 551.90 | 1,329,085,580 | 貸付有価証券 634,300 株 |
| いすゞ自動車 | 518,800 | 1,936.00 | 1,004,396,800 | 貸付有価証券 41,500 株 |
| トヨタ自動車 | 9,798,800 | 3,425.00 | 33,560,890,000 | 貸付有価証券 41,200 株 (2,400 株) |
| 日野自動車 | 268,400 | 462.50 | 124,135,000 | 貸付有価証券 4,200 株 (1,500 株) |

| | | | | |
|--------------|-------------|------------|------------------|-------------------------------------|
| 三菱自動車工業 | 696, 200 | 447. 50 | 311, 549, 500 | 貸付有価証券 280, 700 株 (49, 100 株) |
| エフテック | 4, 100 | 726. 00 | 2, 976, 600 | 貸付有価証券 2, 000 株 (1, 300 株) |
| レシップホールディングス | 2, 600 | 581. 00 | 1, 510, 600 | |
| GMB | 1, 200 | 1, 151. 00 | 1, 381, 200 | 貸付有価証券 500 株 (400 株) |
| ファルテック | 1, 100 | 601. 00 | 661, 100 | |
| 武藏精密工業 | 43, 600 | 1, 663. 00 | 72, 506, 800 | |
| 日産車体 | 18, 100 | 1, 087. 00 | 19, 674, 700 | 貸付有価証券 5, 400 株 (600 株) |
| 新明和工業 | 51, 400 | 1, 338. 00 | 68, 773, 200 | |
| 極東開発工業 | 29, 500 | 2, 602. 00 | 76, 759, 000 | 貸付有価証券 200 株 |
| トピー工業 | 14, 500 | 2, 499. 00 | 36, 235, 500 | 貸付有価証券 200 株 |
| ティラド | 4, 000 | 3, 740. 00 | 14, 960, 000 | |
| タチエス | 32, 900 | 1, 980. 00 | 65, 142, 000 | |
| NOK | 69, 300 | 2, 276. 00 | 157, 726, 800 | |
| フタバ産業 | 47, 800 | 950. 00 | 45, 410, 000 | |
| カヤバ | 16, 800 | 5, 300. 00 | 89, 040, 000 | 貸付有価証券 900 株 (400 株) |
| 大同メタル工業 | 34, 900 | 602. 00 | 21, 009, 800 | |
| プレス工業 | 71, 300 | 781. 00 | 55, 685, 300 | 貸付有価証券 300 株 |
| ミクニ | 7, 500 | 429. 00 | 3, 217, 500 | 貸付有価証券 700 株 |
| 太平洋工業 | 40, 900 | 1, 547. 00 | 63, 272, 300 | 貸付有価証券 2, 100 株 |
| アイシン | 137, 700 | 5, 612. 00 | 772, 772, 400 | 貸付有価証券 1, 700 株 |
| マツダ | 590, 300 | 1, 685. 00 | 994, 655, 500 | 貸付有価証券 111, 000 株 (3, 600 株) |
| 今仙電機製作所 | 3, 800 | 634. 00 | 2, 409, 200 | 貸付有価証券 700 株 (200 株) |
| 本田技研工業 | 4, 228, 200 | 1, 736. 50 | 7, 342, 269, 300 | 貸付有価証券 71, 400 株 (5, 700 株) |
| スズキ | 1, 311, 000 | 1, 787. 00 | 2, 342, 757, 000 | 貸付有価証券 83, 100 株 |
| SUBARU | 553, 400 | 3, 325. 00 | 1, 840, 055, 000 | |
| 安永 | 2, 600 | 652. 00 | 1, 695, 200 | 貸付有価証券 1, 200 株 (1, 200 株) |
| ヤマハ発動機 | 771, 300 | 1, 438. 00 | 1, 109, 129, 400 | 貸付有価証券 13, 300 株 |

| | | | | |
|------------|-------------|-------------|------------------|----------------------------|
| T B K | 6, 500 | 358. 00 | 2, 327, 000 | 貸付有価証券 1, 900 株 (600 株) |
| エクセディ | 29, 200 | 2, 843. 00 | 83, 015, 600 | 貸付有価証券 400 株 |
| 豊田合成 | 51, 100 | 3, 112. 00 | 159, 023, 200 | 貸付有価証券 3, 100 株 |
| 愛三工業 | 29, 600 | 1, 475. 00 | 43, 660, 000 | 貸付有価証券 3, 000 株 |
| 盟和産業 | 800 | 998. 00 | 798, 400 | |
| 日本プラス | 5, 100 | 504. 00 | 2, 570, 400 | 貸付有価証券 700 株 (700 株) |
| ヨロズ | 16, 700 | 977. 00 | 16, 315, 900 | |
| エフ・シー・シー | 31, 600 | 2, 148. 00 | 67, 876, 800 | |
| シマノ | 71, 900 | 25, 850. 00 | 1, 858, 615, 000 | |
| ティ・エス テック | 63, 500 | 1, 936. 50 | 122, 967, 750 | 貸付有価証券 2, 000 株 |
| ジャムコ | 9, 700 | 1, 173. 00 | 11, 378, 100 | 貸付有価証券 2, 800 株 (200 株) |
| テルモ | 994, 800 | 2, 627. 00 | 2, 613, 339, 600 | 貸付有価証券 900 株 (200 株) |
| クリエートメディック | 1, 900 | 961. 00 | 1, 825, 900 | |
| 日機装 | 41, 500 | 1, 240. 00 | 51, 460, 000 | |
| 日本エム・ディ・エム | 14, 100 | 661. 00 | 9, 320, 100 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| 島津製作所 | 237, 100 | 4, 354. 00 | 1, 032, 333, 400 | 貸付有価証券 6, 100 株 |
| J M S | 16, 500 | 533. 00 | 8, 794, 500 | |
| クボテック | 1, 700 | 214. 00 | 363, 800 | 貸付有価証券 300 株 (300 株) |
| 長野計器 | 13, 000 | 2, 376. 00 | 30, 888, 000 | 貸付有価証券 1, 200 株 |
| ブイ・テクノロジー | 9, 400 | 2, 652. 00 | 24, 928, 800 | |
| 東京計器 | 13, 700 | 2, 677. 00 | 36, 674, 900 | 貸付有価証券 400 株 (400 株) |
| 愛知時計電機 | 7, 700 | 2, 193. 00 | 16, 886, 100 | |
| インターラクション | 10, 800 | 1, 527. 00 | 16, 491, 600 | |
| オーバル | 5, 200 | 514. 00 | 2, 672, 800 | |
| 東京精密 | 36, 500 | 10, 660. 00 | 389, 090, 000 | 貸付有価証券 100 株 |
| マニー | 71, 400 | 1, 888. 50 | 134, 838, 900 | 貸付有価証券 4, 200 株 (200 株) |
| ニコン | 258, 000 | 1, 693. 50 | 436, 923, 000 | 貸付有価証券 2, 400 株 (100 株) |
| トプコン | 86, 700 | 1, 903. 00 | 164, 990, 100 | 貸付有価証券 100 株 |
| オリンパス | 1, 054, 200 | 2, 289. 00 | 2, 413, 063, 800 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|-------------------|----------|-------------|------------------|---------------------------------|
| | | | | 200 株 (200 株) |
| 理研計器 | 25, 300 | 3, 870. 00 | 97, 911, 000 | 貸付有価証券 3, 200 株 (300 株) |
| タムロン | 10, 900 | 7, 830. 00 | 85, 347, 000 | |
| H O Y A | 351, 300 | 18, 100. 00 | 6, 358, 530, 000 | |
| シード | 3, 600 | 594. 00 | 2, 138, 400 | 貸付有価証券 500 株 (500 株) |
| ノーリツ鋼機 | 16, 900 | 3, 160. 00 | 53, 404, 000 | |
| A & D ホロンホールディングス | 26, 000 | 2, 896. 00 | 75, 296, 000 | 貸付有価証券 1, 300 株 |
| 朝日インテック | 217, 500 | 2, 322. 00 | 505, 035, 000 | 貸付有価証券 11, 100 株 (1, 000 株) |
| シチズン時計 | 164, 200 | 1, 021. 00 | 167, 648, 200 | 貸付有価証券 5, 100 株 (500 株) |
| リズム | 1, 300 | 3, 290. 00 | 4, 277, 000 | 貸付有価証券 600 株 |
| 大研医器 | 5, 100 | 557. 00 | 2, 840, 700 | |
| メニコン | 61, 400 | 1, 525. 00 | 93, 635, 000 | |
| シンシア | 700 | 493. 00 | 345, 100 | |
| 松風 | 8, 100 | 3, 150. 00 | 25, 515, 000 | |
| セイコーグループ | 24, 900 | 4, 160. 00 | 103, 584, 000 | 貸付有価証券 1, 200 株 (100 株) |
| ニプロ | 148, 700 | 1, 232. 00 | 183, 198, 400 | 貸付有価証券 32, 200 株 (30, 600 株) |
| K Y O R I T S U | 8, 900 | 169. 00 | 1, 504, 100 | 貸付有価証券 1, 000 株 (1, 000 株) |
| 中本パックス | 2, 000 | 1, 668. 00 | 3, 336, 000 | |
| スノーピーク | 7, 600 | 1, 246. 00 | 9, 469, 600 | 貸付有価証券 1, 800 株 |
| パラマウントベッドホールディングス | 37, 100 | 2, 655. 00 | 98, 500, 500 | |
| トランザクション | 11, 800 | 1, 848. 00 | 21, 806, 400 | |
| 粧美堂 | 1, 600 | 629. 00 | 1, 006, 400 | |
| ニホンフラッシュ | 16, 700 | 920. 00 | 15, 364, 000 | |
| 前田工織 | 15, 400 | 3, 345. 00 | 51, 513, 000 | 貸付有価証券 200 株 |
| 永大産業 | 7, 000 | 264. 00 | 1, 848, 000 | |
| アートネイチャー | 16, 100 | 774. 00 | 12, 461, 400 | |
| フルヤ金属 | 5, 600 | 11, 140. 00 | 62, 384, 000 | |
| バンダイナムコホールディングス | 488, 900 | 3, 141. 00 | 1, 535, 634, 900 | |
| アイフィスジャパン | 1, 600 | 604. 00 | 966, 400 | |
| S H O E I | 50, 200 | 2, 016. 00 | 101, 203, 200 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|------------------|---------|----------|---------------|------------------------------|
| | | | | 6,000 株 (1,700 株) |
| フランスベッドホールディングス | 23,100 | 1,215.00 | 28,066,500 | 貸付有価証券 6,300 株 (5,000 株) |
| パイロットコーポレーション | 25,100 | 4,342.00 | 108,984,200 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| 萩原工業 | 11,900 | 1,537.00 | 18,290,300 | |
| フジシールインターナショナル | 36,100 | 2,074.00 | 74,871,400 | |
| タカラトミー | 81,200 | 2,694.00 | 218,752,800 | 貸付有価証券 300 株 (300 株) |
| 広済堂ホールディングス | 51,900 | 715.00 | 37,108,500 | 貸付有価証券 18,500 株 |
| エステールホールディングス | 1,400 | 650.00 | 910,000 | |
| タカノ | 2,200 | 1,000.00 | 2,200,000 | |
| プロネクサス | 18,500 | 1,178.00 | 21,793,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| ホクシン | 4,500 | 119.00 | 535,500 | 貸付有価証券 1,900 株 |
| ウッドワン | 2,200 | 986.00 | 2,169,200 | 貸付有価証券 800 株 (800 株) |
| TOPPANホールディングス | 219,400 | 3,769.00 | 826,918,600 | |
| 大日本印刷 | 185,000 | 4,643.00 | 858,955,000 | 貸付有価証券 4,200 株 (600 株) |
| 共同印刷 | 5,000 | 3,110.00 | 15,550,000 | |
| NISSHA | 30,500 | 1,823.00 | 55,601,500 | 貸付有価証券 1,800 株 |
| 光村印刷 | 500 | 1,595.00 | 797,500 | |
| TAKARA & COMPANY | 10,500 | 2,661.00 | 27,940,500 | 貸付有価証券 4,900 株 (100 株) |
| アシックス | 152,000 | 7,250.00 | 1,102,000,000 | |
| ツツミ | 4,200 | 2,150.00 | 9,030,000 | |
| ローランド | 13,200 | 4,345.00 | 57,354,000 | 貸付有価証券 1,200 株 |
| 小松ウォール工業 | 7,300 | 3,175.00 | 23,177,500 | |
| ヤマハ | 112,500 | 3,582.00 | 402,975,000 | 貸付有価証券 10,300 株 (1,100 株) |
| 河合楽器製作所 | 5,400 | 3,720.00 | 20,088,000 | |
| クリナップ | 17,500 | 735.00 | 12,862,500 | |
| ピジョン | 113,700 | 1,476.00 | 167,821,200 | 貸付有価証券 400 株 |
| キングジム | 15,700 | 890.00 | 13,973,000 | 貸付有価証券 7,300 株 |
| リンテック | 35,800 | 3,310.00 | 118,498,000 | |
| イトーキ | 34,000 | 1,875.00 | 63,750,000 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|--------------|-----------|----------|---------------|------------------------------|
| | | | | 3,400 株 |
| 任天堂 | 1,126,700 | 7,849.00 | 8,843,468,300 | |
| 三菱鉛筆 | 25,300 | 2,349.00 | 59,429,700 | |
| タカラスタンダード | 36,500 | 1,907.00 | 69,605,500 | |
| コクヨ | 73,000 | 2,657.00 | 193,961,000 | |
| ナカバヤシ | 19,200 | 523.00 | 10,041,600 | |
| グローブライド | 16,000 | 2,033.00 | 32,528,000 | |
| オカムラ | 53,700 | 2,378.00 | 127,698,600 | |
| 美津濃 | 17,700 | 7,850.00 | 138,945,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| 東京電力ホールディングス | 1,608,600 | 956.00 | 1,537,821,600 | 貸付有価証券 40,000 株 |
| 中部電力 | 657,600 | 1,990.00 | 1,308,624,000 | 貸付有価証券 300 株 |
| 関西電力 | 689,100 | 2,432.00 | 1,675,891,200 | 貸付有価証券 4,700 株 |
| 中国電力 | 310,000 | 1,006.00 | 311,860,000 | 貸付有価証券 1,500 株 |
| 北陸電力 | 182,500 | 1,028.50 | 187,701,250 | 貸付有価証券 29,100 株 |
| 東北電力 | 469,800 | 1,271.50 | 597,350,700 | 貸付有価証券 100 株 |
| 四国電力 | 166,200 | 1,375.00 | 228,525,000 | |
| 九州電力 | 411,400 | 1,600.00 | 658,240,000 | 貸付有価証券 32,100 株 |
| 北海道電力 | 172,400 | 1,333.50 | 229,895,400 | 貸付有価証券 53,200 株 |
| 沖縄電力 | 45,600 | 1,105.00 | 50,388,000 | 貸付有価証券 2,600 株 (100 株) |
| 電源開発 | 146,600 | 2,542.50 | 372,730,500 | 貸付有価証券 8,600 株 (8,600 株) |
| エフオン | 13,000 | 411.00 | 5,343,000 | |
| イーレックス | 31,800 | 825.00 | 26,235,000 | 貸付有価証券 13,800 株 (5,800 株) |
| レノバ | 47,600 | 1,142.00 | 54,359,200 | 貸付有価証券 18,000 株 |
| 東京瓦斯 | 347,400 | 3,511.00 | 1,219,721,400 | 貸付有価証券 20,100 株 |
| 大阪瓦斯 | 355,600 | 3,574.00 | 1,270,914,400 | 貸付有価証券 2,600 株 |
| 東邦瓦斯 | 77,300 | 4,030.00 | 311,519,000 | 貸付有価証券 500 株 (300 株) |
| 北海道瓦斯 | 10,700 | 3,770.00 | 40,339,000 | |
| 広島ガス | 37,700 | 382.00 | 14,401,400 | 貸付有価証券 1,100 株 |
| 西部ガスホールディングス | 18,600 | 1,955.00 | 36,363,000 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|----------------|---------|----------|---------------|------------------------------|
| ス | | | | 700 株 |
| 静岡ガス | 35,600 | 935.00 | 33,286,000 | |
| メタウォーター | 21,400 | 1,977.00 | 42,307,800 | |
| S B S ホールディングス | 15,900 | 2,660.00 | 42,294,000 | 貸付有価証券 900 株 |
| 東武鉄道 | 196,000 | 2,914.00 | 571,144,000 | 貸付有価証券 7,300 株 (3,600 株) |
| 相鉄ホールディングス | 63,900 | 2,516.00 | 160,772,400 | 貸付有価証券 3,200 株 |
| 東急 | 500,400 | 1,868.00 | 934,747,200 | 貸付有価証券 21,200 株 (1,200 株) |
| 京浜急行電鉄 | 220,800 | 1,213.00 | 267,830,400 | 貸付有価証券 9,700 株 (500 株) |
| 小田急電鉄 | 295,100 | 1,767.50 | 521,589,250 | 貸付有価証券 19,900 株 (3,800 株) |
| 京王電鉄 | 85,800 | 3,814.00 | 327,241,200 | 貸付有価証券 200 株 |
| 京成電鉄 | 115,100 | 5,889.00 | 677,823,900 | 貸付有価証券 29,400 株 |
| 富士急行 | 22,000 | 3,430.00 | 75,460,000 | 貸付有価証券 5,700 株 (200 株) |
| 東日本旅客鉄道 | 983,500 | 2,881.00 | 2,833,463,500 | 貸付有価証券 11,900 株 |
| 西日本旅客鉄道 | 423,400 | 3,121.00 | 1,321,431,400 | |
| 東海旅客鉄道 | 687,400 | 3,441.00 | 2,365,343,400 | |
| 西武ホールディングス | 215,900 | 2,050.00 | 442,595,000 | 貸付有価証券 13,000 株 (200 株) |
| 鴻池運輸 | 30,400 | 2,238.00 | 68,035,200 | |
| 西日本鉄道 | 47,700 | 2,403.00 | 114,623,100 | 貸付有価証券 2,900 株 (300 株) |
| ハマキヨウレックス | 15,200 | 3,905.00 | 59,356,000 | |
| サカイ引越しセンター | 19,800 | 2,426.00 | 48,034,800 | 貸付有価証券 1,000 株 (300 株) |
| 近鉄グループホールディングス | 178,100 | 3,876.00 | 690,315,600 | 貸付有価証券 28,700 株 (900 株) |
| 阪急阪神ホールディングス | 237,600 | 4,050.00 | 962,280,000 | 貸付有価証券 6,900 株 (400 株) |
| 南海電気鉄道 | 79,500 | 2,656.00 | 211,152,000 | 貸付有価証券 6,600 株 (700 株) |
| 京阪ホールディングス | 98,200 | 3,281.00 | 322,194,200 | 貸付有価証券 3,200 株 (200 株) |
| 神戸電鉄 | 4,800 | 2,740.00 | 13,152,000 | 貸付有価証券 2,300 株 |
| 名古屋鉄道 | 183,800 | 2,020.00 | 371,276,000 | 貸付有価証券 1,500 株 (1,000 株) |
| 山陽電気鉄道 | 13,400 | 2,078.00 | 27,845,200 | 貸付有価証券 5,800 株 |

| | | | | |
|-------------------------------------|---------|----------|---------------|-----------------------------------|
| アルプス物流 | 14,200 | 5,050.00 | 71,710,000 | 貸付有価証券 6,500 株 |
| ヤマトホールディングス | 216,500 | 1,758.00 | 380,607,000 | 貸付有価証券 2,200 株 (400 株) |
| 山九 | 45,300 | 5,479.00 | 248,198,700 | 貸付有価証券 400 株 |
| 丸運 | 3,500 | 282.00 | 987,000 | 貸付有価証券 1,300 株 |
| 丸全昭和運輸 | 11,000 | 5,040.00 | 55,440,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| センコーグループホール ディングス | 94,300 | 1,149.00 | 108,350,700 | 貸付有価証券 10,500 株 |
| トナミホールディングス | 3,900 | 4,895.00 | 19,090,500 | |
| ニッコンホールディング ス | 54,900 | 3,130.00 | 171,837,000 | |
| 日本石油輸送 | 600 | 2,832.00 | 1,699,200 | |
| 福山通運 | 20,300 | 3,800.00 | 77,140,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| セイノーホールディング ス | 100,200 | 2,145.00 | 214,929,000 | 貸付有価証券 38,200 株 (2,100 株) |
| エスライングループ本社 | 1,700 | 1,028.00 | 1,747,600 | |
| 神奈川中央交通 | 5,000 | 3,010.00 | 15,050,000 | |
| A Z - C O M 丸和ホール ディングス | 45,500 | 1,179.00 | 53,644,500 | 貸付有価証券 2,800 株 |
| C & F ロジホールディン グス | 17,100 | 4,025.00 | 68,827,500 | 貸付有価証券 1,700 株 |
| 九州旅客鉄道 | 126,000 | 3,309.00 | 416,934,000 | 貸付有価証券 7,100 株 |
| S G ホールディングス | 299,200 | 1,599.50 | 478,570,400 | 貸付有価証券 16,800 株 |
| N I P P O N E X P R E S S ホールディン | 60,500 | 7,975.00 | 482,487,500 | 貸付有価証券 600 株 |
| 日本郵船 | 510,700 | 4,648.00 | 2,373,733,600 | 貸付有価証券 66,900 株 (6,900 株) |
| 商船三井 | 386,900 | 4,969.00 | 1,922,506,100 | 貸付有価証券 93,700 株 (16,100 株) |
| 川崎汽船 | 429,300 | 2,292.00 | 983,955,600 | 貸付有価証券 201,700 株 (88,500 株) |
| N S ユナイテッド海運 | 9,600 | 4,770.00 | 45,792,000 | 貸付有価証券 3,500 株 (2,200 株) |
| 明海グループ | 6,500 | 787.00 | 5,115,500 | 貸付有価証券 2,400 株 (1,900 株) |
| 飯野海運 | 65,400 | 1,290.00 | 84,366,000 | 貸付有価証券 11,300 株 (6,300 株) |
| 共栄タンカー | 1,100 | 1,035.00 | 1,138,500 | 貸付有価証券 500 株 (500 株) |
| 乾汽船 | 20,900 | 1,119.00 | 23,387,100 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|--------------|---------|----------|---------------|-------------------------|
| | | | | 4,500 株 (1,500 株) |
| 日本航空 | 437,600 | 2,693.50 | 1,178,675,600 | |
| ANAホールディングス | 484,800 | 3,002.00 | 1,455,369,600 | 貸付有価証券 121,700 株 |
| パスコ | 1,200 | 1,896.00 | 2,275,200 | |
| トランコム | 5,200 | 5,470.00 | 28,444,000 | |
| 日新 | 13,500 | 3,795.00 | 51,232,500 | |
| 三菱倉庫 | 43,800 | 5,197.00 | 227,628,600 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| 三井倉庫ホールディングス | 16,700 | 4,605.00 | 76,903,500 | |
| 住友倉庫 | 47,600 | 2,553.00 | 121,522,800 | |
| 濱澤倉庫 | 8,100 | 3,090.00 | 25,029,000 | |
| 東陽倉庫 | 1,600 | 1,506.00 | 2,409,600 | |
| 日本トランシティ | 35,800 | 751.00 | 26,885,800 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| ケイヒン | 1,000 | 1,987.00 | 1,987,000 | |
| 中央倉庫 | 9,500 | 1,160.00 | 11,020,000 | 貸付有価証券 2,700 株 |
| 川西倉庫 | 1,100 | 1,131.00 | 1,244,100 | 貸付有価証券 100 株 |
| 安田倉庫 | 12,200 | 1,377.00 | 16,799,400 | |
| ファイズホールディングス | 900 | 1,012.00 | 910,800 | 貸付有価証券 400 株 (400 株) |
| 東洋埠頭 | 1,700 | 1,357.00 | 2,306,900 | |
| 上組 | 82,300 | 3,348.00 | 275,540,400 | 貸付有価証券 200 株 |
| サンリツ | 1,400 | 920.00 | 1,288,000 | |
| キムラユニティー | 2,800 | 1,836.00 | 5,140,800 | |
| キューソー流通システム | 9,100 | 1,208.00 | 10,992,800 | |
| 東海運 | 3,500 | 287.00 | 1,004,500 | 貸付有価証券 200 株 |
| エーアイティー | 11,200 | 1,793.00 | 20,081,600 | |
| 内外トランスライン | 7,100 | 2,491.00 | 17,686,100 | |
| 日本コンセプト | 6,500 | 1,860.00 | 12,090,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| NECネットエスアイ | 69,800 | 2,445.00 | 170,661,000 | |
| クロスキャット | 11,300 | 1,375.00 | 15,537,500 | 貸付有価証券 200 株 (100 株) |
| システナ | 270,800 | 263.00 | 71,220,400 | |
| デジタルアーツ | 11,300 | 4,170.00 | 47,121,000 | 貸付有価証券 200 株 (100 株) |
| 日鉄ソリューションズ | 30,500 | 4,975.00 | 151,737,500 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|------------------|---------|----------|---------------|----------------------------|
| | | | | 14,200 株 |
| キューブシステム | 9,500 | 1,100.00 | 10,450,000 | |
| コア | 7,900 | 1,902.00 | 15,025,800 | |
| 手間いらず | 3,000 | 3,205.00 | 9,615,000 | |
| ラクーンホールディングス | 13,400 | 669.00 | 8,964,600 | 貸付有価証券 2,700 株 |
| ソリトンシステムズ | 9,200 | 1,283.00 | 11,803,600 | |
| ソフトクリエイトホールディングス | 14,700 | 1,923.00 | 28,268,100 | |
| T I S | 189,200 | 3,221.00 | 609,413,200 | |
| テクミラホールディングス | 2,700 | 382.00 | 1,031,400 | 貸付有価証券 1,200 株 |
| グリー | 60,000 | 505.00 | 30,300,000 | |
| GMOペパボ | 2,200 | 1,376.00 | 3,027,200 | |
| コーニーテクモホールディングス | 112,100 | 1,420.50 | 159,238,050 | 貸付有価証券 11,400 株 |
| 三菱総合研究所 | 8,800 | 4,825.00 | 42,460,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| ボルテージ | 1,700 | 261.00 | 443,700 | 貸付有価証券 200 株 (100 株) |
| 電算 | 700 | 1,488.00 | 1,041,600 | |
| A G S | 2,500 | 1,059.00 | 2,647,500 | 貸付有価証券 1,200 株 |
| ファインデックス | 14,200 | 1,032.00 | 14,654,400 | |
| ブレインパッド | 14,900 | 1,194.00 | 17,790,600 | 貸付有価証券 700 株 (600 株) |
| K L a b | 32,900 | 252.00 | 8,290,800 | 貸付有価証券 15,400 株 (100 株) |
| ポールトゥワインホールディングス | 30,600 | 489.00 | 14,963,400 | 貸付有価証券 800 株 (200 株) |
| ネクソン | 392,600 | 2,569.00 | 1,008,589,400 | 貸付有価証券 2,200 株 (400 株) |
| アイスタイル | 59,800 | 529.00 | 31,634,200 | 貸付有価証券 26,400 株 |
| エムアップホールディングス | 21,900 | 1,088.00 | 23,827,200 | 貸付有価証券 8,500 株 |
| エイチーム | 11,900 | 659.00 | 7,842,100 | 貸付有価証券 200 株 (200 株) |
| エニグモ | 22,800 | 334.00 | 7,615,200 | 貸付有価証券 1,300 株 |
| テクノスジャパン | 5,300 | 610.00 | 3,233,000 | |
| e n i s h | 6,100 | 223.00 | 1,360,300 | 貸付有価証券 2,900 株 (100 株) |
| コロプラ | 60,800 | 614.00 | 37,331,200 | 貸付有価証券 1,200 株 |
| オルトプラス | 5,800 | 132.00 | 765,600 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|----------------------|--------|-----------|-------------|-----------------------------|
| | | | | 2,700 株 |
| ブロードリーフ | 84,900 | 528.00 | 44,827,200 | 貸付有価証券 1,300 株 (500 株) |
| クロス・マーケティング グループ | 2,800 | 501.00 | 1,402,800 | 貸付有価証券 300 株 (300 株) |
| デジタルハーツホールディングス | 11,200 | 942.00 | 10,550,400 | 貸付有価証券 700 株 (200 株) |
| メディアドゥ | 8,100 | 1,419.00 | 11,493,900 | |
| じげん | 52,200 | 652.00 | 34,034,400 | 貸付有価証券 2,400 株 (2,400 株) |
| ブイキューブ | 21,500 | 232.00 | 4,988,000 | 貸付有価証券 8,600 株 (4,300 株) |
| エンカレッジ・テクノロジ | 1,400 | 600.00 | 840,000 | |
| サイバーリンクス | 2,300 | 782.00 | 1,798,600 | |
| ディー・エル・イー | 4,300 | 162.00 | 696,600 | 貸付有価証券 2,000 株 |
| フィックスターズ | 18,000 | 1,941.00 | 34,938,000 | 貸付有価証券 2,200 株 |
| CARTA HOLDINGS | 8,400 | 1,704.00 | 14,313,600 | 貸付有価証券 3,900 株 |
| オプティム | 18,400 | 906.00 | 16,670,400 | 貸付有価証券 3,300 株 (3,200 株) |
| セレス | 7,200 | 2,191.00 | 15,775,200 | 貸付有価証券 700 株 |
| S H I F T | 11,900 | 14,400.00 | 171,360,000 | 貸付有価証券 3,900 株 (100 株) |
| ティーガイア | 18,700 | 2,025.00 | 37,867,500 | 貸付有価証券 500 株 |
| セック | 2,500 | 4,545.00 | 11,362,500 | |
| テクマトリックス | 32,700 | 1,793.00 | 58,631,100 | |
| プロシップ | 8,600 | 1,360.00 | 11,696,000 | |
| ガンホー・オンライン・エンターテイメント | 46,600 | 2,659.50 | 123,932,700 | 貸付有価証券 600 株 (600 株) |
| GMOペイメントゲートウェイ | 40,900 | 7,817.00 | 319,715,300 | 貸付有価証券 1,600 株 (1,000 株) |
| ザッパラス | 1,400 | 425.00 | 595,000 | 貸付有価証券 600 株 (200 株) |
| システムリサーチ | 12,300 | 1,543.00 | 18,978,900 | |
| インターネットイニシアティブ | 85,600 | 2,431.50 | 208,136,400 | 貸付有価証券 100 株 |
| さくらインターネット | 20,100 | 5,970.00 | 119,997,000 | 貸付有価証券 9,400 株 (1,900 株) |
| GMOグローバルサイン・ホールディングス | 5,500 | 2,712.00 | 14,916,000 | |
| SRAホールディングス | 9,200 | 3,995.00 | 36,754,000 | |
| システムインテグレータ | 1,800 | 368.00 | 662,400 | |

| | | | | |
|--------------------------|--------|----------|-------------|---------------------------|
| 朝日ネット | 19,200 | 642.00 | 12,326,400 | 貸付有価証券 100株 |
| e B A S E | 25,200 | 660.00 | 16,632,000 | |
| アバントグループ | 22,600 | 1,284.00 | 29,018,400 | |
| アドソル日進 | 7,500 | 1,625.00 | 12,187,500 | |
| ODKソリューションズ | 1,100 | 611.00 | 672,100 | |
| フリービット | 7,800 | 1,468.00 | 11,450,400 | 貸付有価証券 1,000株(200株) |
| コムチュア | 25,800 | 1,977.00 | 51,006,600 | |
| アステリア | 14,000 | 598.00 | 8,372,000 | 貸付有価証券 3,700株(2,200株) |
| イル | 10,000 | 2,776.00 | 27,760,000 | |
| マークライズ | 9,700 | 3,230.00 | 31,331,000 | |
| メディカル・データ・ビ ジョン | 21,400 | 552.00 | 11,812,800 | 貸付有価証券 9,100株(1,700株) |
| g u m i | 29,100 | 371.00 | 10,796,100 | 貸付有価証券 13,700株(1,200株) |
| ショーケース | 1,400 | 306.00 | 428,400 | 貸付有価証券 500株(500株) |
| モバイルファクトリー | 1,300 | 674.00 | 876,200 | |
| テラスカイ | 7,700 | 2,052.00 | 15,800,400 | 貸付有価証券 2,900株(2,400株) |
| デジタル・インフォメー ション・テクノロジ | 9,300 | 1,758.00 | 16,349,400 | |
| P C I ホールディングス | 2,400 | 933.00 | 2,239,200 | 貸付有価証券 400株(400株) |
| アイビーシー | 900 | 403.00 | 362,700 | 貸付有価証券 100株 |
| ネオジャパン | 6,000 | 1,509.00 | 9,054,000 | |
| P R T I M E S | 3,600 | 1,964.00 | 7,070,400 | 貸付有価証券 100株 |
| ラクス | 84,700 | 1,739.50 | 147,335,650 | 貸付有価証券 1,400株(1,100株) |
| ランドコンピュータ | 2,900 | 782.00 | 2,267,800 | |
| ダブルスタンダード | 5,400 | 1,743.00 | 9,412,200 | 貸付有価証券 1,200株 |
| オープンドア | 10,400 | 711.00 | 7,394,400 | 貸付有価証券 4,900株(700株) |
| マイネット | 1,900 | 330.00 | 627,000 | 貸付有価証券 500株 |
| アカツキ | 8,700 | 2,179.00 | 18,957,300 | |
| ベネフィットジャパン | 400 | 1,160.00 | 464,000 | 貸付有価証券 100株 |
| U b i c o m ホールディ ングス | 5,600 | 1,209.00 | 6,770,400 | 貸付有価証券 2,600株 |
| カナミックネットワーク | 22,500 | 490.00 | 11,025,000 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|-------------------|---------|----------|---------------|------------------------------|
| | | | | 700 株 (700 株) |
| ノムラシステムコーポレーション | 6,500 | 137.00 | 890,500 | 貸付有価証券 2,100 株 (2,100 株) |
| チェンジホールディングス | 39,000 | 1,195.00 | 46,605,000 | 貸付有価証券 18,300 株 (1,300 株) |
| シンクロ・フード | 3,800 | 562.00 | 2,135,600 | 貸付有価証券 1,800 株 (1,800 株) |
| オークネット | 6,600 | 2,602.00 | 17,173,200 | 貸付有価証券 2,800 株 |
| キャピタル・アセット・プランニング | 1,100 | 802.00 | 882,200 | 貸付有価証券 300 株 |
| セグエグループ | 5,500 | 539.00 | 2,964,500 | 貸付有価証券 2,600 株 (500 株) |
| エイトレッド | 900 | 1,490.00 | 1,341,000 | 貸付有価証券 200 株 (200 株) |
| マクロミル | 35,100 | 735.00 | 25,798,500 | |
| ビーグリー | 1,300 | 1,098.00 | 1,427,400 | |
| オロ | 6,500 | 2,710.00 | 17,615,000 | |
| ユーザーローカル | 7,600 | 2,212.00 | 16,811,200 | 貸付有価証券 1,000 株 |
| テモナ | 1,400 | 239.00 | 334,600 | |
| ニーズウェル | 3,300 | 790.00 | 2,607,000 | 貸付有価証券 1,100 株 (1,100 株) |
| マネーフォワード | 40,000 | 5,896.00 | 235,840,000 | 貸付有価証券 1,300 株 |
| サインポスト | 2,300 | 695.00 | 1,598,500 | 貸付有価証券 1,100 株 (700 株) |
| Sun Asterisks | 12,700 | 919.00 | 11,671,300 | 貸付有価証券 5,900 株 (800 株) |
| プラスアルファ・コンサルティング | 22,600 | 2,002.00 | 45,245,200 | 貸付有価証券 600 株 |
| 電算システムホールディングス | 7,900 | 2,735.00 | 21,606,500 | |
| Appier Group | 61,300 | 1,333.00 | 81,712,900 | 貸付有価証券 17,300 株 |
| ビジョナル | 20,900 | 7,880.00 | 164,692,000 | 貸付有価証券 4,800 株 (2,600 株) |
| ソルクシーズ | 4,800 | 335.00 | 1,608,000 | 貸付有価証券 800 株 |
| フェイス | 1,700 | 439.00 | 746,300 | 貸付有価証券 100 株 |
| プロトコーポレーション | 19,600 | 1,334.00 | 26,146,400 | |
| ハイマックス | 5,600 | 1,387.00 | 7,767,200 | |
| 野村総合研究所 | 387,600 | 4,074.00 | 1,579,082,400 | 貸付有価証券 26,300 株 |
| C E ホールディングス | 2,800 | 566.00 | 1,584,800 | 貸付有価証券 100 株 |

| | | | | |
|------------------------|--------|----------|-------------|------------------------------|
| 日本システム技術 | 14,900 | 1,666.00 | 24,823,400 | |
| インテージホールディングス | 20,200 | 1,476.00 | 29,815,200 | |
| 東邦システムサイエンス | 7,500 | 1,310.00 | 9,825,000 | |
| ソースネクスト | 81,900 | 183.00 | 14,987,700 | 貸付有価証券 38,400 株 (6,800 株) |
| インフォコム | 23,100 | 3,485.00 | 80,503,500 | 貸付有価証券 500 株 |
| シンプレクス・ホールディングス | 27,200 | 2,695.00 | 73,304,000 | |
| H E R O Z | 7,000 | 1,391.00 | 9,737,000 | 貸付有価証券 3,300 株 (1,100 株) |
| ラクスル | 43,200 | 929.00 | 40,132,800 | 貸付有価証券 12,800 株 |
| メルカリ | 87,300 | 1,918.00 | 167,441,400 | 貸付有価証券 34,800 株 |
| I P S | 5,200 | 2,378.00 | 12,365,600 | 貸付有価証券 100 株 |
| F I G | 6,900 | 367.00 | 2,532,300 | 貸付有価証券 3,100 株 |
| システムサポート | 6,900 | 2,028.00 | 13,993,200 | |
| イーソル | 12,900 | 835.00 | 10,771,500 | |
| 東海ソフト | 1,000 | 1,424.00 | 1,424,000 | |
| ウイングアーク 1 s t | 18,600 | 2,823.00 | 52,507,800 | |
| ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス | 6,000 | 1,007.00 | 6,042,000 | 貸付有価証券 300 株 (100 株) |
| サーバーワークス | 3,700 | 3,110.00 | 11,507,000 | |
| 東名 | 600 | 2,360.00 | 1,416,000 | 貸付有価証券 300 株 |
| ヴィッツ | 600 | 792.00 | 475,200 | |
| トビラシステムズ | 1,700 | 796.00 | 1,353,200 | 貸付有価証券 200 株 (200 株) |
| S a n s a n | 58,800 | 1,463.00 | 86,024,400 | 貸付有価証券 12,400 株 (200 株) |
| L i n k -U グループ | 1,100 | 616.00 | 677,600 | 貸付有価証券 100 株 |
| ギフティ | 15,700 | 1,222.00 | 19,185,400 | 貸付有価証券 4,100 株 (2,800 株) |
| メドレー | 24,000 | 3,600.00 | 86,400,000 | 貸付有価証券 11,100 株 (500 株) |
| ベース | 6,300 | 3,425.00 | 21,577,500 | 貸付有価証券 500 株 |
| J M D C | 30,500 | 2,952.50 | 90,051,250 | 貸付有価証券 3,800 株 (1,800 株) |
| フォーカスシステムズ | 12,000 | 1,238.00 | 14,856,000 | |
| クレスコ | 14,700 | 2,003.00 | 29,444,100 | |

| | | | | |
|-----------------------|-----------|-----------|---------------|---------------------------|
| フジ・メディア・ホールディングス | 171,900 | 1,880.50 | 323,257,950 | |
| オービック | 59,800 | 21,115.00 | 1,262,677,000 | 貸付有価証券 2,300 株 |
| ジャストシステム | 25,700 | 2,862.00 | 73,553,400 | |
| T D C ソフト | 33,500 | 1,166.00 | 39,061,000 | |
| L I N E ヤフー | 2,548,200 | 375.00 | 955,575,000 | 貸付有価証券 400,200 株 |
| トレンドマイクロ | 84,600 | 7,468.00 | 631,792,800 | |
| I D ホールディングス | 12,100 | 1,476.00 | 17,859,600 | |
| 日本オラクル | 34,200 | 11,950.00 | 408,690,000 | |
| アルファシステムズ | 4,700 | 3,130.00 | 14,711,000 | |
| フューチャー | 38,200 | 1,545.00 | 59,019,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| C A C H o l d i n g s | 9,600 | 1,970.00 | 18,912,000 | |
| S B テクノロジー | 7,600 | 2,946.00 | 22,389,600 | 貸付有価証券 1,000 株 (300 株) |
| トーセ | 1,700 | 692.00 | 1,176,400 | |
| オービックビジネスコンサルタント | 25,200 | 6,654.00 | 167,680,800 | 貸付有価証券 2,600 株 |
| アイテイフォー | 22,900 | 1,269.00 | 29,060,100 | |
| 東計電算 | 5,000 | 3,865.00 | 19,325,000 | |
| エックスネット | 800 | 1,480.00 | 1,184,000 | 貸付有価証券 300 株 (300 株) |
| 大塚商会 | 177,500 | 2,994.00 | 531,435,000 | |
| サイボウズ | 24,600 | 1,613.00 | 39,679,800 | 貸付有価証券 11,400 株 |
| 電通総研 | 21,700 | 5,400.00 | 117,180,000 | 貸付有価証券 4,400 株 (700 株) |
| A C C E S S | 18,600 | 1,558.00 | 28,978,800 | 貸付有価証券 4,100 株 (300 株) |
| デジタルガレージ | 28,600 | 2,726.00 | 77,963,600 | |
| EMシステムズ | 29,800 | 644.00 | 19,191,200 | 貸付有価証券 700 株 |
| ウェザーニューズ | 5,500 | 4,720.00 | 25,960,000 | 貸付有価証券 2,500 株 (100 株) |
| C I J | 44,600 | 459.00 | 20,471,400 | 貸付有価証券 200 株 |
| ビジネスエンジニアリング | 3,800 | 3,405.00 | 12,939,000 | |
| 日本エンタープライズ | 6,200 | 140.00 | 868,000 | 貸付有価証券 1,700 株 |
| WOWOW | 13,500 | 1,085.00 | 14,647,500 | |
| スカラ | 16,600 | 713.00 | 11,835,800 | 貸付有価証券 400 株 |

| | | | | |
|---------------------------|------------|-----------|---------------|------------------------------|
| インテリジェント ウェイブ | 3,200 | 1,110.00 | 3,552,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| ANY COLOR | 25,300 | 2,326.00 | 58,847,800 | 貸付有価証券 10,000 株 (4,200 株) |
| I M A G I C A G R O U P | 17,900 | 547.00 | 9,791,300 | 貸付有価証券 500 株 (400 株) |
| ネットワンシステムズ | 69,700 | 2,911.50 | 202,931,550 | |
| システムソフト | 62,300 | 61.00 | 3,800,300 | 貸付有価証券 26,400 株 (6,300 株) |
| アルゴグラフィックス | 16,400 | 4,155.00 | 68,142,000 | |
| マーべラス | 29,100 | 666.00 | 19,380,600 | |
| エイベックス | 30,500 | 1,217.00 | 37,118,500 | 貸付有価証券 1,100 株 |
| B I P R O G Y | 58,500 | 3,853.00 | 225,400,500 | |
| 都築電気 | 9,400 | 2,207.00 | 20,745,800 | |
| T B S ホールディングス | 90,000 | 4,126.00 | 371,340,000 | 貸付有価証券 3,500 株 |
| 日本テレビホールディングス | 158,500 | 2,116.00 | 335,386,000 | 貸付有価証券 13,700 株 (400 株) |
| 朝日放送グループホールディングス | 16,700 | 645.00 | 10,771,500 | 貸付有価証券 7,800 株 |
| テレビ朝日ホールディングス | 43,500 | 2,085.00 | 90,697,500 | |
| スカパー J S A T ホールディングス | 139,000 | 914.00 | 127,046,000 | 貸付有価証券 2,500 株 |
| テレビ東京ホールディングス | 12,900 | 3,065.00 | 39,538,500 | 貸付有価証券 3,600 株 |
| 日本B S 放送 | 2,100 | 902.00 | 1,894,200 | |
| ビジョン | 27,000 | 1,140.00 | 30,780,000 | |
| スマートバリュー | 1,700 | 479.00 | 814,300 | 貸付有価証券 500 株 |
| U—N E X T H O L D I N G S | 20,100 | 4,625.00 | 92,962,500 | 貸付有価証券 1,700 株 (600 株) |
| ワイヤレスゲート | 2,600 | 220.00 | 572,000 | 貸付有価証券 1,200 株 |
| 日本通信 | 176,200 | 201.00 | 35,416,200 | 貸付有価証券 20,600 株 (3,400 株) |
| クロップス | 800 | 1,101.00 | 880,800 | |
| 日本電信電話 | 53,238,000 | 162.30 | 8,640,527,400 | 貸付有価証券 89,800 株 |
| K D D I | 1,383,000 | 4,310.00 | 5,960,730,000 | 貸付有価証券 22,400 株 |
| ソフトバンク | 2,856,600 | 1,953.50 | 5,580,368,100 | 貸付有価証券 68,400 株 |
| 光通信 | 18,000 | 25,440.00 | 457,920,000 | 貸付有価証券 500 株 |
| エムティーアイ | 12,300 | 756.00 | 9,298,800 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|--------------------------|---------|-----------|---------------|------------------------------|
| | | | | 200 株 |
| GMOインターネットグループ | 65,600 | 2,549.50 | 167,247,200 | 貸付有価証券 1,000 株 (400 株) |
| ファイバーゲート | 9,600 | 1,160.00 | 11,136,000 | 貸付有価証券 300 株 |
| アイドママークティング コミュニケーション | 1,600 | 229.00 | 366,400 | |
| KADOKAWA | 94,600 | 3,004.00 | 284,178,400 | 貸付有価証券 3,400 株 |
| 学研ホールディングス | 32,800 | 924.00 | 30,307,200 | 貸付有価証券 100 株 |
| ゼンリン | 30,600 | 867.00 | 26,530,200 | 貸付有価証券 2,200 株 |
| 昭文社ホールディングス | 2,500 | 380.00 | 950,000 | 貸付有価証券 1,100 株 |
| インプレスホールディングス | 6,000 | 159.00 | 954,000 | |
| アイネット | 10,800 | 2,259.00 | 24,397,200 | |
| 松竹 | 9,300 | 9,305.00 | 86,536,500 | 貸付有価証券 4,000 株 |
| 東宝 | 99,600 | 5,074.00 | 505,370,400 | |
| 東映 | 29,600 | 3,810.00 | 112,776,000 | 貸付有価証券 1,000 株 |
| N T Tデータグループ | 468,000 | 2,301.00 | 1,076,868,000 | 貸付有価証券 8,900 株 |
| ピー・シー・エー | 10,300 | 1,979.00 | 20,383,700 | |
| ビジネスブレイン太田昭和 | 7,000 | 2,131.00 | 14,917,000 | |
| D T S | 37,500 | 4,165.00 | 156,187,500 | |
| スクウェア・エニックス・ホールディングス | 81,800 | 6,172.00 | 504,869,600 | 貸付有価証券 15,500 株 (4,300 株) |
| シーイーシー | 22,600 | 1,798.00 | 40,634,800 | |
| カプコン | 320,100 | 2,669.50 | 854,506,950 | 貸付有価証券 4,600 株 |
| アイ・エス・ビー | 9,100 | 1,429.00 | 13,003,900 | |
| ジャステック | 11,000 | 1,940.00 | 21,340,000 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| S C S K | 125,200 | 2,869.50 | 359,261,400 | 貸付有価証券 200 株 |
| N S W | 8,000 | 3,235.00 | 25,880,000 | |
| アイネス | 13,900 | 1,708.00 | 23,741,200 | |
| T K C | 31,900 | 3,530.00 | 112,607,000 | |
| 富士ソフト | 36,000 | 6,140.00 | 221,040,000 | 貸付有価証券 17,000 株 (400 株) |
| N S D | 63,100 | 2,944.00 | 185,766,400 | |
| コナミグループ | 67,000 | 10,290.00 | 689,430,000 | |

| | | | | |
|--------------------|---------|----------|---------------|-----------------------------|
| 福井コンピュータホールディングス | 11,100 | 2,530.00 | 28,083,000 | |
| J B C C ホールディングス | 11,900 | 3,135.00 | 37,306,500 | |
| ミロク情報サービス | 16,300 | 1,690.00 | 27,547,000 | 貸付有価証券 7,500 株 |
| ソフトバンクグループ | 882,900 | 7,877.00 | 6,954,603,300 | 貸付有価証券 900 株 |
| リヨーサン菱洋ホールディングス | 35,500 | 2,728.00 | 96,844,000 | 貸付有価証券 600 株 |
| 高千穂交易 | 6,700 | 3,640.00 | 24,388,000 | 貸付有価証券 2,800 株 |
| オルバヘルスケアホールディングス | 1,000 | 2,056.00 | 2,056,000 | 貸付有価証券 500 株 |
| 伊藤忠食品 | 4,200 | 7,560.00 | 31,752,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| エレマテック | 16,900 | 1,895.00 | 32,025,500 | |
| あらた | 28,900 | 3,295.00 | 95,225,500 | 貸付有価証券 100 株 |
| トーメンデバイス | 2,700 | 6,490.00 | 17,523,000 | |
| 東京エレクトロン デバイス | 18,800 | 4,875.00 | 91,650,000 | 貸付有価証券 5,700 株 |
| 円谷フィールズホールディングス | 32,400 | 1,772.00 | 57,412,800 | 貸付有価証券 15,300 株 |
| 双日 | 210,200 | 4,221.00 | 887,254,200 | |
| アルフレッサ ホールディングス | 189,500 | 2,380.50 | 451,104,750 | 貸付有価証券 300 株 |
| 横浜冷凍 | 47,500 | 1,051.00 | 49,922,500 | 貸付有価証券 2,400 株 |
| 神栄 | 900 | 1,850.00 | 1,665,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| ラサ商事 | 8,600 | 1,896.00 | 16,305,600 | |
| アルコニックス | 24,900 | 1,363.00 | 33,938,700 | |
| 神戸物産 | 146,100 | 3,413.00 | 498,639,300 | 貸付有価証券 800 株 (500 株) |
| ハイパー | 1,400 | 303.00 | 424,200 | |
| あい ホールディングス | 30,200 | 2,440.00 | 73,688,000 | |
| ディーブイエックス | 1,700 | 998.00 | 1,696,600 | |
| ダイワボウホールディングス | 83,600 | 2,734.50 | 228,604,200 | 貸付有価証券 200 株 |
| マクニカホールディングス | 44,700 | 6,564.00 | 293,410,800 | 貸付有価証券 9,100 株 (7,700 株) |
| ラクト・ジャパン | 7,400 | 2,707.00 | 20,031,800 | |
| グリムス | 7,900 | 2,185.00 | 17,261,500 | |
| バイタルケースケー・ホールディングス | 28,600 | 1,200.00 | 34,320,000 | 貸付有価証券 200 株 |

| | | | | |
|--------------------|---------|----------|-------------|---------------------------|
| 八洲電機 | 15,300 | 1,520.00 | 23,256,000 | |
| メディアスホールディングス | 11,000 | 815.00 | 8,965,000 | 貸付有価証券 5,100 株 |
| レスター | 16,100 | 2,902.00 | 46,722,200 | |
| ジオリーブグループ | 1,400 | 1,213.00 | 1,698,200 | |
| 大光 | 3,300 | 642.00 | 2,118,600 | 貸付有価証券 1,600 株 |
| O C H I ホールディングス | 1,400 | 1,520.00 | 2,128,000 | |
| T O K A I ホールディングス | 102,500 | 958.00 | 98,195,000 | |
| 黒谷 | 1,700 | 693.00 | 1,178,100 | 貸付有価証券 700 株 |
| C o m i n i x | 1,200 | 881.00 | 1,057,200 | |
| 三洋貿易 | 19,400 | 1,671.00 | 32,417,400 | |
| ビューティガレージ | 6,000 | 1,966.00 | 11,796,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| ワイン・パートナーズ | 12,200 | 1,161.00 | 14,164,200 | 貸付有価証券 4,700 株 |
| ミタチ産業 | 1,800 | 1,163.00 | 2,093,400 | 貸付有価証券 800 株 (800 株) |
| シップヘルスケアホールディングス | 67,800 | 2,397.00 | 162,516,600 | |
| 明治電機工業 | 7,000 | 1,615.00 | 11,305,000 | |
| デリカフーズホールディングス | 2,700 | 591.00 | 1,595,700 | |
| スターティアホールディングス | 1,600 | 1,440.00 | 2,304,000 | 貸付有価証券 800 株 (500 株) |
| コメダホールディングス | 46,300 | 2,576.00 | 119,268,800 | 貸付有価証券 6,000 株 (100 株) |
| ピーバンドットコム | 800 | 373.00 | 298,400 | |
| アセンテック | 7,200 | 544.00 | 3,916,800 | 貸付有価証券 1,300 株 (500 株) |
| 富士興産 | 1,800 | 1,812.00 | 3,261,600 | 貸付有価証券 800 株 (200 株) |
| 協栄産業 | 600 | 2,520.00 | 1,512,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| フルサト・マルカホールディングス | 16,800 | 2,274.00 | 38,203,200 | 貸付有価証券 100 株 |
| ヤマエグループホールディングス | 16,600 | 2,722.00 | 45,185,200 | 貸付有価証券 7,700 株 |
| 小野建 | 18,900 | 1,860.00 | 35,154,000 | |
| 南陽 | 2,600 | 1,217.00 | 3,164,200 | |
| 佐鳥電機 | 11,900 | 2,250.00 | 26,775,000 | 貸付有価証券 5,500 株 |
| エコートレーディング | 1,200 | 1,214.00 | 1,456,800 | 貸付有価証券 600 株 (600 株) |

| | | | | |
|---------------|---------|----------|-------------|-----------------------------|
| 伯東 | 10,800 | 5,080.00 | 54,864,000 | 貸付有価証券 5,000 株 |
| コンドーテック | 14,500 | 1,285.00 | 18,632,500 | |
| 中山福 | 3,300 | 352.00 | 1,161,600 | |
| ナガイレーベン | 23,800 | 2,414.00 | 57,453,200 | 貸付有価証券 100 株 |
| 三菱食品 | 17,400 | 5,480.00 | 95,352,000 | |
| 松田産業 | 14,400 | 2,746.00 | 39,542,400 | |
| 第一興商 | 73,100 | 1,816.50 | 132,786,150 | 貸付有価証券 1,000 株 |
| メディパルホールディングス | 192,000 | 2,477.00 | 475,584,000 | 貸付有価証券 5,300 株 |
| S PK | 8,400 | 2,128.00 | 17,875,200 | |
| 萩原電気ホールディングス | 8,100 | 4,245.00 | 34,384,500 | |
| アズワン | 58,500 | 2,638.00 | 154,323,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| スズデン | 6,600 | 1,868.00 | 12,328,800 | 貸付有価証券 100 株 |
| 尾家産業 | 1,500 | 1,623.00 | 2,434,500 | |
| シモジマ | 12,600 | 1,237.00 | 15,586,200 | |
| ドウシシャ | 17,500 | 2,071.00 | 36,242,500 | 貸付有価証券 300 株 |
| 小津産業 | 1,400 | 1,776.00 | 2,486,400 | 貸付有価証券 600 株 (500 株) |
| 高速 | 11,200 | 2,205.00 | 24,696,000 | |
| たけびし | 7,200 | 2,071.00 | 14,911,200 | |
| リックス | 4,300 | 4,480.00 | 19,264,000 | |
| 丸文 | 16,800 | 1,436.00 | 24,124,800 | 貸付有価証券 100 株 |
| ハピネット | 16,000 | 2,981.00 | 47,696,000 | 貸付有価証券 2,900 株 (100 株) |
| 橋本総業ホールディングス | 7,500 | 1,323.00 | 9,922,500 | 貸付有価証券 3,400 株 |
| 日本ライフライン | 50,600 | 1,238.00 | 62,642,800 | 貸付有価証券 3,100 株 |
| タカショ一 | 16,400 | 517.00 | 8,478,800 | 貸付有価証券 7,700 株 (900 株) |
| I DOM | 49,900 | 1,385.00 | 69,111,500 | 貸付有価証券 3,200 株 (3,200 株) |
| 進和 | 11,500 | 2,800.00 | 32,200,000 | |
| エスケイジャパン | 1,500 | 837.00 | 1,255,500 | 貸付有価証券 700 株 (100 株) |
| ダイトロン | 7,400 | 3,200.00 | 23,680,000 | |
| シークス | 26,900 | 1,627.00 | 43,766,300 | 貸付有価証券 700 株 (700 株) |

| | | | | |
|---------------------|-----------|----------|----------------|----------------------------------|
| 田中商事 | 1,800 | 791.00 | 1,423,800 | |
| オーハシテクニカ | 9,900 | 1,585.00 | 15,691,500 | 貸付有価証券 400 株 |
| 白銅 | 5,300 | 2,685.00 | 14,230,500 | 貸付有価証券 3,100 株 |
| ダイコー通産 | 600 | 1,400.00 | 840,000 | |
| 伊藤忠商事 | 1,269,200 | 7,260.00 | 9,214,392,000 | |
| 丸紅 | 1,566,100 | 3,056.00 | 4,786,001,600 | 貸付有価証券 10,100 株 |
| 高島 | 4,300 | 1,098.00 | 4,721,400 | 貸付有価証券 300 株 |
| 長瀬産業 | 86,600 | 3,149.00 | 272,703,400 | 貸付有価証券 400 株 |
| 蝶理 | 11,800 | 3,670.00 | 43,306,000 | |
| 豊田通商 | 165,400 | 9,787.00 | 1,618,769,800 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| 三共生興 | 26,200 | 758.00 | 19,859,600 | |
| 兼松 | 78,900 | 2,699.00 | 212,951,100 | 貸付有価証券 1,300 株 |
| ツカモトコーゴーポレーション | 900 | 1,188.00 | 1,069,200 | |
| 三井物産 | 1,414,100 | 7,879.00 | 11,141,693,900 | |
| 日本紙パルプ商事 | 9,000 | 6,020.00 | 54,180,000 | |
| カメイ | 20,100 | 2,029.00 | 40,782,900 | |
| 東都水産 | 300 | 6,230.00 | 1,869,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| OUGホールディングス | 900 | 2,560.00 | 2,304,000 | |
| スターゼン | 13,000 | 2,688.00 | 34,944,000 | |
| 山善 | 57,200 | 1,397.00 | 79,908,400 | 貸付有価証券 26,800 株 (18,500 株) |
| 椿本興業 | 11,700 | 2,267.00 | 26,523,900 | |
| 住友商事 | 1,142,700 | 4,243.00 | 4,848,476,100 | |
| 内田洋行 | 7,600 | 7,090.00 | 53,884,000 | |
| 三菱商事 | 3,625,400 | 3,385.00 | 12,271,979,000 | |
| 第一実業 | 17,800 | 2,215.00 | 39,427,000 | |
| キヤノンマーケティング ジャパン | 43,700 | 4,416.00 | 192,979,200 | |
| 西華産業 | 7,400 | 3,975.00 | 29,415,000 | |
| 佐藤商事 | 13,100 | 1,671.00 | 21,890,100 | |
| 東京産業 | 17,200 | 656.00 | 11,283,200 | 貸付有価証券 2,400 株 |
| ユアサ商事 | 14,700 | 5,910.00 | 86,877,000 | |

| | | | | |
|-------------------|---------|----------|-------------|----------------------------|
| 神鋼商事 | 4,700 | 6,820.00 | 32,054,000 | 貸付有価証券 100株 |
| トルク | 4,500 | 247.00 | 1,111,500 | 貸付有価証券 1,000株 |
| 阪和興業 | 33,900 | 6,320.00 | 214,248,000 | |
| 正栄食品工業 | 12,600 | 4,185.00 | 52,731,000 | 貸付有価証券 5,900株 |
| カナデン | 14,200 | 1,515.00 | 21,513,000 | |
| R Y O D E N | 15,200 | 2,548.00 | 38,729,600 | |
| 岩谷産業 | 43,000 | 9,100.00 | 391,300,000 | 貸付有価証券 5,400株 |
| ナイス | 2,000 | 1,787.00 | 3,574,000 | |
| ニチモウ | 2,000 | 2,034.00 | 4,068,000 | |
| 極東貿易 | 11,300 | 1,779.00 | 20,102,700 | 貸付有価証券 700株(400株) |
| アステナホールディングス | 35,500 | 498.00 | 17,679,000 | |
| 三愛オブリ | 44,000 | 2,128.00 | 93,632,000 | |
| 稻畑産業 | 37,300 | 3,320.00 | 123,836,000 | 貸付有価証券 600株(100株) |
| G S I クレオス | 10,100 | 2,241.00 | 22,634,100 | |
| 明和産業 | 22,300 | 718.00 | 16,011,400 | |
| クワザワホールディングス | 2,300 | 1,003.00 | 2,306,900 | 貸付有価証券 1,000株 |
| ワキタ | 31,200 | 1,577.00 | 49,202,400 | 貸付有価証券 7,700株 |
| 東邦ホールディングス | 51,000 | 4,060.00 | 207,060,000 | 貸付有価証券 23,900株(14,500株) |
| サンゲツ | 43,500 | 3,015.00 | 131,152,500 | 貸付有価証券 200株 |
| ミツウロコグループホールディングス | 24,100 | 1,303.00 | 31,402,300 | 貸付有価証券 1,300株 |
| シナネンホールディングス | 5,200 | 4,940.00 | 25,688,000 | 貸付有価証券 100株 |
| 伊藤忠エネクス | 46,800 | 1,577.00 | 73,803,600 | |
| サンリオ | 153,300 | 2,713.50 | 415,979,550 | 貸付有価証券 1,100株 |
| サンワテクノス | 9,600 | 2,233.00 | 21,436,800 | |
| 新光商事 | 25,400 | 1,008.00 | 25,603,200 | 貸付有価証券 4,700株(2,800株) |
| トーホー | 7,300 | 3,255.00 | 23,761,500 | |
| 三信電気 | 7,600 | 2,185.00 | 16,606,000 | 貸付有価証券 100株 |
| 東陽テクニカ | 17,400 | 1,499.00 | 26,082,600 | |

| | | | | |
|---------------------------------|---------|----------|-------------|---------------------------|
| モスフードサービス | 27,800 | 3,395.00 | 94,381,000 | 貸付有価証券 300株 |
| 加賀電子 | 17,200 | 5,850.00 | 100,620,000 | 貸付有価証券 300株 |
| ソーダニッカ | 17,900 | 1,097.00 | 19,636,300 | 貸付有価証券 200株 |
| 立花エレテック | 12,500 | 2,955.00 | 36,937,500 | |
| フォーバル | 7,400 | 1,289.00 | 9,538,600 | 貸付有価証券 3,400株 |
| P A L T A C | 25,400 | 4,736.00 | 120,294,400 | |
| 三谷産業 | 33,000 | 359.00 | 11,847,000 | 貸付有価証券 500株 |
| 太平洋興発 | 2,300 | 802.00 | 1,844,600 | |
| 西本W i s m e t t a c ホールディングス | 4,800 | 5,790.00 | 27,792,000 | 貸付有価証券 300株(200株) |
| ヤマシタヘルスケアホー ルディングス | 500 | 2,765.00 | 1,382,500 | 貸付有価証券 200株 |
| コーア商事ホールディン グス | 13,200 | 839.00 | 11,074,800 | 貸付有価証券 6,200株 |
| K P P グループホールデ ィングス | 48,900 | 745.00 | 36,430,500 | 貸付有価証券 3,100株 |
| ヤマタネ | 8,300 | 2,707.00 | 22,468,100 | |
| 丸紅建材リース | 500 | 3,170.00 | 1,585,000 | |
| 泉州電業 | 11,700 | 5,810.00 | 67,977,000 | |
| トラスコ中山 | 39,600 | 2,650.00 | 104,940,000 | |
| オートバックスセブン | 65,700 | 1,533.50 | 100,750,950 | 貸付有価証券 1,100株(400株) |
| モリト | 13,500 | 1,545.00 | 20,857,500 | |
| 加藤産業 | 23,400 | 4,350.00 | 101,790,000 | |
| 北恵 | 1,600 | 860.00 | 1,376,000 | |
| イエローハット | 30,000 | 2,043.00 | 61,290,000 | |
| J K ホールディングス | 14,500 | 1,053.00 | 15,268,500 | |
| 日伝 | 12,400 | 2,920.00 | 36,208,000 | 貸付有価証券 2,700株 |
| 北沢産業 | 3,800 | 339.00 | 1,288,200 | 貸付有価証券 600株(100株) |
| 杉本商事 | 9,100 | 2,577.00 | 23,450,700 | |
| 因幡電機産業 | 48,900 | 3,655.00 | 178,729,500 | |
| 東テク | 18,900 | 3,060.00 | 57,834,000 | 貸付有価証券 100株 |
| ミスミグループ本社 | 285,100 | 2,838.50 | 809,256,350 | 貸付有価証券 12,300株(6,700株) |
| アルテック | 3,300 | 278.00 | 917,400 | 貸付有価証券 400株 |

| | | | | |
|--------------------|--------|----------|-------------|--------------------------|
| タキヒヨー | 1,500 | 1,194.00 | 1,791,000 | 貸付有価証券 700株(100株) |
| 藏王産業 | 1,100 | 2,550.00 | 2,805,000 | |
| スズケン | 67,400 | 4,754.00 | 320,419,600 | |
| ジェコス | 11,300 | 1,017.00 | 11,492,100 | |
| グローセル | 5,300 | 747.00 | 3,959,100 | |
| サンエー | 14,400 | 4,685.00 | 67,464,000 | 貸付有価証券 300株 |
| カワチ薬品 | 14,800 | 2,827.00 | 41,839,600 | |
| エービーシー・マート | 82,600 | 3,225.00 | 266,385,000 | 貸付有価証券 3,800株(1,100株) |
| ハードオフコーポレーション | 7,500 | 1,880.00 | 14,100,000 | |
| アスクル | 45,600 | 2,336.00 | 106,521,600 | 貸付有価証券 6,200株(700株) |
| ゲオホールディングス | 21,200 | 2,009.00 | 42,590,800 | 貸付有価証券 400株(400株) |
| アダストリア | 22,800 | 3,515.00 | 80,142,000 | 貸付有価証券 4,600株 |
| ジーフット | 5,100 | 283.00 | 1,443,300 | 貸付有価証券 100株 |
| シー・ヴィ・エス・バイ エリア | 800 | 572.00 | 457,600 | 貸付有価証券 100株 |
| くら寿司 | 22,100 | 4,660.00 | 102,986,000 | 貸付有価証券 2,100株(1,900株) |
| キャンドゥ | 6,700 | 2,838.00 | 19,014,600 | 貸付有価証券 400株(100株) |
| I Kホールディングス | 2,200 | 438.00 | 963,600 | 貸付有価証券 900株 |
| パルグループホールディ ングス | 37,100 | 1,830.00 | 67,893,000 | 貸付有価証券 900株 |
| エディオン | 74,700 | 1,578.00 | 117,876,600 | 貸付有価証券 10,300株 |
| サーラコーポレーション | 39,700 | 796.00 | 31,601,200 | 貸付有価証券 100株 |
| ワッツ | 2,700 | 687.00 | 1,854,900 | 貸付有価証券 1,100株 |
| ハローズ | 8,600 | 4,510.00 | 38,786,000 | |
| フジオフードグループ本 社 | 21,200 | 1,412.00 | 29,934,400 | 貸付有価証券 9,900株 |
| あみやき亭 | 4,600 | 6,110.00 | 28,106,000 | 貸付有価証券 2,000株 |
| ひらまつ | 15,000 | 264.00 | 3,960,000 | 貸付有価証券 7,000株 |
| 大黒天物産 | 5,800 | 7,890.00 | 45,762,000 | 貸付有価証券 2,700株 |
| ハニーズホールディング ス | 16,800 | 1,723.00 | 28,946,400 | 貸付有価証券 7,800株 |

| | | | | |
|-------------------|---------|----------|-------------|---------------------------|
| ファーマライズホールディングス | 1,400 | 656.00 | 918,400 | 貸付有価証券 100株 |
| アルペン | 15,600 | 2,018.00 | 31,480,800 | 貸付有価証券 7,300株 |
| ハブ | 2,100 | 792.00 | 1,663,200 | 貸付有価証券 400株(400株) |
| クオールホールディングス | 26,000 | 1,850.00 | 48,100,000 | |
| ジンズホールディングス | 14,400 | 3,530.00 | 50,832,000 | 貸付有価証券 4,400株 |
| ビックカメラ | 113,000 | 1,469.00 | 165,997,000 | 貸付有価証券 800株 |
| D C Mホールディングス | 99,800 | 1,492.00 | 148,901,600 | 貸付有価証券 4,900株(300株) |
| M o n o t a R O | 267,700 | 1,805.00 | 483,198,500 | 貸付有価証券 84,700株 |
| 東京一番フーズ | 1,800 | 515.00 | 927,000 | 貸付有価証券 800株 |
| DDグループ | 4,100 | 1,262.00 | 5,174,200 | 貸付有価証券 2,000株 |
| きちりホールディングス | 1,800 | 911.00 | 1,639,800 | 貸付有価証券 600株 |
| J. フロント リテイリング | 216,700 | 1,450.50 | 314,323,350 | 貸付有価証券 1,700株(1,700株) |
| ドトール・日レスホールディングス | 33,500 | 2,084.00 | 69,814,000 | 貸付有価証券 400株(400株) |
| マツキヨココカラ&カンパニー | 343,500 | 2,297.00 | 789,019,500 | 貸付有価証券 10,900株(500株) |
| プロンコビリー | 11,100 | 3,715.00 | 41,236,500 | 貸付有価証券 5,200株 |
| Z O Z O | 120,300 | 3,362.00 | 404,448,600 | 貸付有価証券 52,600株(300株) |
| トレジャー・ファクトリー | 11,700 | 1,705.00 | 19,948,500 | 貸付有価証券 4,800株 |
| 物語コーポレーション | 31,500 | 4,060.00 | 127,890,000 | 貸付有価証券 11,600株(500株) |
| 三越伊勢丹ホールディングス | 318,100 | 2,316.00 | 736,719,600 | 貸付有価証券 1,200株(1,200株) |
| H a m e e | 7,600 | 1,238.00 | 9,408,800 | 貸付有価証券 900株(900株) |
| マーケットエンタープライズ | 500 | 710.00 | 355,000 | |
| ウエルシアホールディングス | 97,900 | 2,299.00 | 225,072,100 | 貸付有価証券 18,500株(2,000株) |
| クリエイト S Dホールディングス | 26,800 | 3,440.00 | 92,192,000 | 貸付有価証券 12,500株(300株) |
| 丸善C H I ホールディングス | 7,400 | 334.00 | 2,471,600 | 貸付有価証券 1,800株 |
| ミサワ | 1,300 | 618.00 | 803,400 | |

| | | | | |
|-----------------------|-----------|-----------|---------------|------------------------------|
| ティーライフ | 900 | 1,405.00 | 1,264,500 | 貸付有価証券 400 株 (100 株) |
| エー・ピーホールディングス | 1,500 | 937.00 | 1,405,500 | 貸付有価証券 700 株 |
| チムニー | 1,900 | 1,287.00 | 2,445,300 | 貸付有価証券 800 株 |
| シュッピン | 17,000 | 1,390.00 | 23,630,000 | |
| オイシックス・ラ・大地 | 25,400 | 1,202.00 | 30,530,800 | 貸付有価証券 11,900 株 (7,400 株) |
| ネクステージ | 43,100 | 2,898.00 | 124,903,800 | 貸付有価証券 19,800 株 (100 株) |
| ジョイフル本田 | 54,900 | 2,199.00 | 120,725,100 | 貸付有価証券 2,400 株 (100 株) |
| エターナルホスピタリティグループ | 7,000 | 3,975.00 | 27,825,000 | 貸付有価証券 3,200 株 |
| ホットランド | 14,500 | 2,121.00 | 30,754,500 | 貸付有価証券 4,300 株 |
| すかいらーくホールディングス | 258,100 | 2,207.00 | 569,626,700 | 貸付有価証券 19,500 株 |
| S F P ホールディングス | 9,100 | 2,061.00 | 18,755,100 | 貸付有価証券 4,400 株 |
| 綿半ホールディングス | 14,600 | 1,568.00 | 22,892,800 | |
| ヨシックスホールディングス | 4,400 | 2,715.00 | 11,946,000 | 貸付有価証券 400 株 (400 株) |
| ユナイテッド・スーパー・マーケット・ホール | 52,700 | 894.00 | 47,113,800 | 貸付有価証券 24,700 株 (800 株) |
| ゴルフダイジェスト・オンライン | 8,500 | 590.00 | 5,015,000 | 貸付有価証券 3,800 株 (900 株) |
| B E E N O S | 11,200 | 2,231.00 | 24,987,200 | 貸付有価証券 2,300 株 (2,200 株) |
| あさひ | 17,500 | 1,410.00 | 24,675,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| 日本調剤 | 12,400 | 1,430.00 | 17,732,000 | 貸付有価証券 5,300 株 |
| コスモス薬品 | 16,000 | 13,655.00 | 218,480,000 | 貸付有価証券 7,500 株 |
| トーエル | 2,800 | 780.00 | 2,184,000 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| セブン＆アイ・ホールディングス | 1,933,000 | 2,026.50 | 3,917,224,500 | |
| クリエイト・レストランツ・ホールディング | 127,800 | 1,082.00 | 138,279,600 | 貸付有価証券 60,300 株 |
| ツルハホールディングス | 39,600 | 9,977.00 | 395,089,200 | 貸付有価証券 4,700 株 |
| サンマルクホールディングス | 15,200 | 2,086.00 | 31,707,200 | |
| フェリシモ | 1,400 | 904.00 | 1,265,600 | 貸付有価証券 100 株 |
| トリドールホールディング | 52,900 | 3,746.00 | 198,163,400 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|----------------------|---------|----------|-------------|-----------------------------|
| グス | | | | 9,300 株 (1,200 株) |
| TOKYO BASE | 20,100 | 304.00 | 6,110,400 | |
| ウイルプラスホールディングス | 1,200 | 1,000.00 | 1,200,000 | 貸付有価証券 500 株 (500 株) |
| JMホールディングス | 14,200 | 2,696.00 | 38,283,200 | |
| サツドラホールディングス | 2,600 | 873.00 | 2,269,800 | 貸付有価証券 1,200 株 (1,200 株) |
| アレンザホールディングス | 14,100 | 1,084.00 | 15,284,400 | |
| 串カツ田中ホールディングス | 5,000 | 1,662.00 | 8,310,000 | |
| バロックジャパンリミテッド | 14,700 | 777.00 | 11,421,900 | 貸付有価証券 6,900 株 (400 株) |
| クスリのアオキホールディングス | 56,800 | 2,905.00 | 165,004,000 | 貸付有価証券 26,600 株 |
| 力の源ホールディングス | 10,900 | 1,540.00 | 16,786,000 | 貸付有価証券 4,500 株 |
| FOOD & LIFE COMPANIE | 100,700 | 3,038.00 | 305,926,600 | |
| メディカルシステムネットワーク | 20,400 | 640.00 | 13,056,000 | |
| 一家ホールディングス | 1,600 | 693.00 | 1,108,800 | 貸付有価証券 700 株 |
| ジャパンクラフトホールディングス | 4,900 | 158.00 | 774,200 | 貸付有価証券 800 株 (100 株) |
| はるやまホールディングス | 3,000 | 603.00 | 1,809,000 | 貸付有価証券 1,400 株 |
| ノジマ | 54,800 | 1,764.00 | 96,667,200 | 貸付有価証券 200 株 |
| カッパ・クリエイト | 29,700 | 1,600.00 | 47,520,000 | 貸付有価証券 14,000 株 |
| ライトオン | 4,700 | 388.00 | 1,823,600 | 貸付有価証券 2,300 株 |
| 良品計画 | 224,800 | 2,541.50 | 571,329,200 | 貸付有価証券 19,600 株 |
| パリミキホールディングス | 7,900 | 399.00 | 3,152,100 | 貸付有価証券 3,400 株 (400 株) |
| アドヴァングループ | 16,100 | 1,050.00 | 16,905,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| アルビス | 6,200 | 2,646.00 | 16,405,200 | |
| コナカ | 7,500 | 393.00 | 2,947,500 | 貸付有価証券 3,400 株 |
| ハウス オブ ローゼ | 800 | 1,592.00 | 1,273,600 | 貸付有価証券 300 株 |
| G-7ホールディングス | 20,600 | 1,338.00 | 27,562,800 | |
| イオン北海道 | 55,800 | 957.00 | 53,400,600 | 貸付有価証券 300 株 |
| コジマ | 36,400 | 834.00 | 30,357,600 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|---------------------------------|---------|----------|---------------|-----------------------------|
| | | | | 12,200 株 |
| ヒマラヤ | 2,200 | 917.00 | 2,017,400 | 貸付有価証券 200 株 |
| コーナン商事 | 23,100 | 4,655.00 | 107,530,500 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| エコス | 7,000 | 2,381.00 | 16,667,000 | |
| ワタミ | 19,900 | 925.00 | 18,407,500 | |
| マルシェ | 2,200 | 246.00 | 541,200 | 貸付有価証券 1,000 株 (200 株) |
| パン・パシフィック・インターナショナルホ | 381,300 | 3,735.00 | 1,424,155,500 | 貸付有価証券 300 株 |
| 西松屋チェーン | 37,200 | 2,228.00 | 82,881,600 | 貸付有価証券 1,400 株 |
| ゼンショーホールディングス | 96,200 | 6,028.00 | 579,893,600 | 貸付有価証券 6,800 株 |
| 幸楽苑ホールディングス | 14,000 | 1,318.00 | 18,452,000 | 貸付有価証券 6,400 株 (100 株) |
| ハーツレイ | 1,900 | 898.00 | 1,706,200 | |
| サイゼリヤ | 27,900 | 5,400.00 | 150,660,000 | 貸付有価証券 1,100 株 (200 株) |
| V T ホールディングス | 73,100 | 515.00 | 37,646,500 | 貸付有価証券 200 株 |
| 魚力 | 6,600 | 2,378.00 | 15,694,800 | |
| ボプラ | 1,700 | 226.00 | 384,200 | 貸付有価証券 800 株 |
| フジ・コーポレーション | 9,000 | 1,815.00 | 16,335,000 | |
| ユナイテッドアローズ | 22,200 | 1,813.00 | 40,248,600 | |
| ハイディ日高 | 28,000 | 2,860.00 | 80,080,000 | |
| YU-WA C r e a t i o n H o l d i | 3,500 | 143.00 | 500,500 | 貸付有価証券 1,700 株 (1,600 株) |
| コロワイド | 81,200 | 1,899.50 | 154,239,400 | 貸付有価証券 38,100 株 |
| 壱番屋 | 74,600 | 1,084.00 | 80,866,400 | 貸付有価証券 600 株 (600 株) |
| トップカルチャー | 2,000 | 154.00 | 308,000 | 貸付有価証券 400 株 |
| P L A N T | 1,400 | 1,803.00 | 2,524,200 | 貸付有価証券 300 株 |
| スギホールディングス | 114,100 | 2,333.00 | 266,195,300 | 貸付有価証券 800 株 (100 株) |
| 薬王堂ホールディングス | 9,200 | 2,845.00 | 26,174,000 | |
| スクロール | 28,100 | 991.00 | 27,847,100 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| ヨンドシーホールディングス | 17,900 | 1,892.00 | 33,866,800 | 貸付有価証券 7,400 株 |
| 木曽路 | 28,600 | 2,409.00 | 68,897,400 | 貸付有価証券 10,600 株 |

| | | | | |
|------------------|----------|------------|---------------|--------------------------------|
| S R S ホールディングス | 31, 100 | 1, 119. 00 | 34, 800, 900 | 貸付有価証券 14, 200 株 |
| 千趣会 | 34, 700 | 317. 00 | 10, 999, 900 | 貸付有価証券 16, 300 株 |
| リテールパートナーズ | 28, 000 | 1, 726. 00 | 48, 328, 000 | 貸付有価証券 1, 700 株 (100 株) |
| 上新電機 | 18, 700 | 2, 532. 00 | 47, 348, 400 | 貸付有価証券 100 株 |
| 日本瓦斯 | 100, 000 | 2, 504. 00 | 250, 400, 000 | 貸付有価証券 800 株 (500 株) |
| ロイヤルホールディングス | 33, 300 | 2, 498. 00 | 83, 183, 400 | 貸付有価証券 16, 000 株 |
| 東天紅 | 500 | 915. 00 | 457, 500 | 貸付有価証券 200 株 |
| いなげや | 18, 400 | 1, 258. 00 | 23, 147, 200 | 貸付有価証券 200 株 |
| チヨダ | 18, 000 | 905. 00 | 16, 290, 000 | |
| ライフコーポレーション | 19, 800 | 3, 945. 00 | 78, 111, 000 | 貸付有価証券 800 株 |
| リンガーハット | 24, 400 | 2, 271. 00 | 55, 412, 400 | 貸付有価証券 11, 400 株 (2, 300 株) |
| M r M a x H D | 23, 800 | 648. 00 | 15, 422, 400 | |
| デンアライド | 8, 500 | 292. 00 | 2, 482, 000 | 貸付有価証券 3, 800 株 (1, 100 株) |
| A O K I ホールディングス | 40, 500 | 1, 305. 00 | 52, 852, 500 | |
| オークワ | 27, 200 | 945. 00 | 25, 704, 000 | 貸付有価証券 100 株 |
| コメリ | 29, 000 | 3, 820. 00 | 110, 780, 000 | 貸付有価証券 1, 500 株 (100 株) |
| 青山商事 | 40, 400 | 1, 587. 00 | 64, 114, 800 | 貸付有価証券 4, 400 株 |
| しまむら | 44, 300 | 7, 712. 00 | 341, 641, 600 | 貸付有価証券 2, 900 株 |
| はせがわ | 3, 000 | 343. 00 | 1, 029, 000 | |
| 高島屋 | 130, 500 | 2, 311. 50 | 301, 650, 750 | 貸付有価証券 10, 600 株 (2, 500 株) |
| 松屋 | 32, 000 | 957. 00 | 30, 624, 000 | 貸付有価証券 6, 800 株 |
| エイチ・ツー・オーリティリング | 83, 600 | 1, 858. 00 | 155, 328, 800 | 貸付有価証券 1, 900 株 |
| 近鉄百貨店 | 8, 100 | 2, 166. 00 | 17, 544, 600 | 貸付有価証券 500 株 |
| 丸井グループ | 125, 300 | 2, 393. 50 | 299, 905, 550 | 貸付有価証券 1, 800 株 |
| アクシアル リテイリング | 51, 500 | 1, 019. 00 | 52, 478, 500 | |
| 井筒屋 | 3, 000 | 521. 00 | 1, 563, 000 | 貸付有価証券 1, 400 株 |

| | | | | |
|-------------------------------|----------|-------------|------------------|--------------------------------|
| イオン | 640, 100 | 3, 336. 00 | 2, 135, 373, 600 | 貸付有価証券 44, 600 株 (300 株) |
| イズミ | 33, 500 | 3, 553. 00 | 119, 025, 500 | 貸付有価証券 100 株 |
| 平和堂 | 31, 600 | 2, 445. 00 | 77, 262, 000 | 貸付有価証券 500 株 |
| フジ | 29, 000 | 1, 964. 00 | 56, 956, 000 | 貸付有価証券 12, 700 株 |
| ヤオコー | 22, 400 | 8, 516. 00 | 190, 758, 400 | |
| ゼビオホールディングス | 25, 600 | 973. 00 | 24, 908, 800 | 貸付有価証券 200 株 |
| ケーズホールディングス | 126, 800 | 1, 489. 50 | 188, 868, 600 | 貸付有価証券 7, 700 株 (6, 400 株) |
| O l y m p i c グループ | 2, 800 | 508. 00 | 1, 422, 400 | |
| 日産東京販売ホールディングス | 9, 300 | 541. 00 | 5, 031, 300 | 貸付有価証券 100 株 |
| シルバーライフ | 5, 100 | 896. 00 | 4, 569, 600 | 貸付有価証券 1, 600 株 |
| G e n k y D r u g S t o r e s | 8, 300 | 5, 800. 00 | 48, 140, 000 | 貸付有価証券 2, 600 株 |
| ナルミヤ・インターナショナル | 1, 000 | 1, 366. 00 | 1, 366, 000 | |
| ブックオフグループホールディングス | 12, 300 | 1, 677. 00 | 20, 627, 100 | 貸付有価証券 5, 700 株 (800 株) |
| ギフトホールディングス | 8, 000 | 2, 603. 00 | 20, 824, 000 | |
| AINホールディングス | 26, 000 | 5, 992. 00 | 155, 792, 000 | 貸付有価証券 9, 000 株 (8, 200 株) |
| 元気寿司 | 10, 700 | 2, 838. 00 | 30, 366, 600 | 貸付有価証券 5, 000 株 |
| ヤマダホールディングス | 580, 700 | 433. 30 | 251, 617, 310 | 貸付有価証券 96, 100 株 (7, 400 株) |
| アークランズ | 56, 200 | 1, 931. 00 | 108, 522, 200 | 貸付有価証券 25, 600 株 |
| ニトリホールディングス | 68, 700 | 20, 685. 00 | 1, 421, 059, 500 | 貸付有価証券 500 株 |
| グルメ杵屋 | 15, 300 | 1, 067. 00 | 16, 325, 100 | 貸付有価証券 7, 200 株 |
| 愛眼 | 4, 600 | 183. 00 | 841, 800 | 貸付有価証券 2, 100 株 |
| ケーユーホールディングス | 8, 800 | 1, 147. 00 | 10, 093, 600 | |
| 吉野家ホールディングス | 69, 500 | 2, 859. 50 | 198, 735, 250 | 貸付有価証券 32, 600 株 (300 株) |
| 松屋フーズホールディングス | 8, 900 | 5, 490. 00 | 48, 861, 000 | |
| サガミホールディングス | 28, 300 | 1, 518. 00 | 42, 959, 400 | 貸付有価証券 10, 700 株 |
| 関西フードマーケット | 12, 800 | 1, 885. 00 | 24, 128, 000 | |

| | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|---------------|-----------------------------|
| 王将フードサービス | 14,000 | 7,620.00 | 106,680,000 | |
| ミニストップ | 13,700 | 1,540.00 | 21,098,000 | 貸付有価証券 6,200 株 |
| アークス | 34,600 | 3,005.00 | 103,973,000 | |
| バローホールディングス | 36,000 | 2,416.00 | 86,976,000 | 貸付有価証券 1,200 株 |
| ベルク | 9,400 | 7,540.00 | 70,876,000 | 貸付有価証券 400 株 |
| 大庄 | 10,200 | 1,225.00 | 12,495,000 | 貸付有価証券 4,700 株 |
| ファーストリテイリング | 106,200 | 40,720.00 | 4,324,464,000 | 貸付有価証券 200 株 (200 株) |
| サンドラッグ | 63,700 | 4,289.00 | 273,209,300 | 貸付有価証券 2,600 株 |
| サックスパー ホールディングス | 15,900 | 840.00 | 13,356,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| ヤマザワ | 1,300 | 1,244.00 | 1,617,200 | |
| やまや | 1,300 | 3,105.00 | 4,036,500 | 貸付有価証券 600 株 |
| ベルーナ | 45,400 | 639.00 | 29,010,600 | 貸付有価証券 7,300 株 |
| いよぎんホールディングス | 209,100 | 1,244.50 | 260,224,950 | |
| しづおかフィナンシャルグループ | 390,500 | 1,477.00 | 576,768,500 | |
| ちゅうぎんフィナンシャルグループ | 148,000 | 1,442.00 | 213,416,000 | |
| 楽天銀行 | 81,500 | 3,275.00 | 266,912,500 | 貸付有価証券 1,800 株 |
| 京都フィナンシャルグループ | 222,700 | 2,820.00 | 628,014,000 | 貸付有価証券 5,100 株 |
| 島根銀行 | 1,700 | 569.00 | 967,300 | 貸付有価証券 400 株 |
| じもとホールディングス | 5,200 | 385.00 | 2,002,000 | 貸付有価証券 2,400 株 (400 株) |
| めぶきフィナンシャルグループ | 814,500 | 565.40 | 460,518,300 | 貸付有価証券 1,000 株 |
| 東京きらぼしフィナンシャルグループ | 22,500 | 4,375.00 | 98,437,500 | |
| 九州フィナンシャルグループ | 340,100 | 1,066.00 | 362,546,600 | 貸付有価証券 600 株 (200 株) |
| ゆうちょ銀行 | 1,931,300 | 1,592.00 | 3,074,629,600 | 貸付有価証券 157,500 株 |
| 富山第一銀行 | 55,800 | 914.00 | 51,001,200 | 貸付有価証券 7,300 株 |
| コンコルディア・フィナンシャルグループ | 943,000 | 852.30 | 803,718,900 | 貸付有価証券 3,500 株 (3,500 株) |
| 西日本フィナンシャルホールディングス | 98,400 | 2,053.00 | 202,015,200 | 貸付有価証券 2,200 株 |

| | | | | |
|-------------------|------------|----------|----------------|---------------------------|
| 三十三フィナンシャルグループ | 15,700 | 2,069.00 | 32,483,300 | 貸付有価証券 400株 |
| 第四北越フィナンシャルグループ | 27,600 | 4,540.00 | 125,304,000 | 貸付有価証券 200株 |
| ひろぎんホールディングス | 250,100 | 1,161.50 | 290,491,150 | 貸付有価証券 35,900株 |
| おきなわフィナンシャルグループ | 15,000 | 2,676.00 | 40,140,000 | |
| 十六フィナンシャルグループ | 22,800 | 4,610.00 | 105,108,000 | 貸付有価証券 800株 |
| 北國フィナンシャルホールディングス | 18,500 | 4,745.00 | 87,782,500 | 貸付有価証券 1,000株(500株) |
| プロクレアホールディングス | 20,100 | 1,890.00 | 37,989,000 | 貸付有価証券 400株 |
| あいちフィナンシャルグループ | 36,100 | 2,965.00 | 107,036,500 | |
| あおぞら銀行 | 126,300 | 2,415.50 | 305,077,650 | 貸付有価証券 59,500株(3,200株) |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 10,703,400 | 1,593.00 | 17,050,516,200 | 貸付有価証券 417,700株 |
| りそなホールディングス | 2,032,600 | 966.10 | 1,963,694,860 | 貸付有価証券 54,200株 |
| 三井住友トラスト・ホールディングス | 631,600 | 3,279.00 | 2,071,016,400 | 貸付有価証券 21,000株 |
| 三井住友フィナンシャルグループ | 1,249,600 | 9,000.00 | 11,246,400,000 | 貸付有価証券 300株(300株) |
| 千葉銀行 | 489,800 | 1,297.50 | 635,515,500 | 貸付有価証券 700株 |
| 群馬銀行 | 341,100 | 1,061.50 | 362,077,650 | 貸付有価証券 48,500株(600株) |
| 武蔵野銀行 | 24,500 | 3,150.00 | 77,175,000 | 貸付有価証券 100株(100株) |
| 千葉興業銀行 | 37,400 | 1,047.00 | 39,157,800 | 貸付有価証券 2,800株 |
| 筑波銀行 | 77,100 | 289.00 | 22,281,900 | 貸付有価証券 5,700株(2,000株) |
| 七十七銀行 | 51,200 | 4,500.00 | 230,400,000 | 貸付有価証券 1,000株(1,000株) |
| 秋田銀行 | 11,800 | 2,192.00 | 25,865,600 | |
| 山形銀行 | 19,500 | 1,165.00 | 22,717,500 | 貸付有価証券 100株 |
| 岩手銀行 | 11,100 | 2,506.00 | 27,816,600 | 貸付有価証券 600株 |
| 東邦銀行 | 139,000 | 326.00 | 45,314,000 | 貸付有価証券 12,000株(1,100株) |
| 東北銀行 | 2,900 | 1,211.00 | 3,511,900 | |
| ふくおかフィナンシャルグループ | 153,100 | 4,189.00 | 641,335,900 | 貸付有価証券 4,900株 |
| スルガ銀行 | 154,900 | 1,028.00 | 159,237,200 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|---------------------|-----------|----------|---------------|----------------------------------|
| | | | | 24,700 株 (2,200 株) |
| 八十二銀行 | 377,100 | 1,061.00 | 400,103,100 | 貸付有価証券 4,400 株 |
| 山梨中央銀行 | 19,700 | 1,814.00 | 35,735,800 | 貸付有価証券 300 株 |
| 大垣共立銀行 | 33,500 | 2,296.00 | 76,916,000 | 貸付有価証券 2,000 株 (300 株) |
| 福井銀行 | 15,700 | 1,892.00 | 29,704,400 | 貸付有価証券 1,000 株 |
| 清水銀行 | 7,000 | 1,565.00 | 10,955,000 | |
| 富山銀行 | 1,000 | 1,857.00 | 1,857,000 | 貸付有価証券 400 株 |
| 滋賀銀行 | 29,200 | 4,070.00 | 118,844,000 | 貸付有価証券 1,400 株 |
| 南都銀行 | 26,400 | 3,115.00 | 82,236,000 | |
| 百五銀行 | 165,300 | 650.00 | 107,445,000 | 貸付有価証券 8,200 株 |
| 紀陽銀行 | 62,900 | 1,834.00 | 115,358,600 | 貸付有価証券 1,700 株 |
| ほくほくフィナンシャル グループ | 108,800 | 1,942.00 | 211,289,600 | 貸付有価証券 2,600 株 (900 株) |
| 山陰合同銀行 | 110,000 | 1,257.00 | 138,270,000 | 貸付有価証券 3,800 株 (1,100 株) |
| 鳥取銀行 | 2,000 | 1,378.00 | 2,756,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| 百十四銀行 | 17,300 | 2,821.00 | 48,803,300 | 貸付有価証券 500 株 |
| 四国銀行 | 25,800 | 1,125.00 | 29,025,000 | |
| 阿波銀行 | 24,600 | 2,631.00 | 64,722,600 | 貸付有価証券 3,300 株 |
| 大分銀行 | 10,600 | 2,976.00 | 31,545,600 | 貸付有価証券 500 株 |
| 宮崎銀行 | 10,600 | 3,260.00 | 34,556,000 | |
| 佐賀銀行 | 10,300 | 2,217.00 | 22,835,100 | |
| 琉球銀行 | 37,400 | 1,203.00 | 44,992,200 | |
| セブン銀行 | 550,900 | 267.30 | 147,255,570 | 貸付有価証券 237,800 株 (3,800 株) |
| みずほフィナンシャルグ ループ | 2,372,300 | 3,067.00 | 7,275,844,100 | 貸付有価証券 1,900 株 |
| 高知銀行 | 2,000 | 925.00 | 1,850,000 | |
| 山口フィナンシャルグル ープ | 172,300 | 1,612.00 | 277,747,600 | 貸付有価証券 6,700 株 |
| 名古屋銀行 | 11,200 | 7,050.00 | 78,960,000 | 貸付有価証券 900 株 |
| 北洋銀行 | 266,300 | 464.00 | 123,563,200 | 貸付有価証券 200 株 |

| | | | | |
|----------------------|-----------|----------|---------------|------------------------------|
| 大光銀行 | 1,900 | 1,478.00 | 2,808,200 | |
| 愛媛銀行 | 23,700 | 1,159.00 | 27,468,300 | 貸付有価証券 700 株 |
| トマト銀行 | 2,100 | 1,207.00 | 2,534,700 | |
| 京葉銀行 | 72,400 | 789.00 | 57,123,600 | |
| 栃木銀行 | 87,800 | 360.00 | 31,608,000 | 貸付有価証券 2,600 株 |
| 北日本銀行 | 5,700 | 2,535.00 | 14,449,500 | |
| 東和銀行 | 32,300 | 643.00 | 20,768,900 | 貸付有価証券 200 株 |
| 福島銀行 | 6,200 | 295.00 | 1,829,000 | 貸付有価証券 1,500 株 (1,200 株) |
| 大東銀行 | 2,500 | 702.00 | 1,755,000 | 貸付有価証券 1,100 株 |
| トモニホールディングス | 166,300 | 417.00 | 69,347,100 | |
| フィデアホールディングス | 18,200 | 1,537.00 | 27,973,400 | 貸付有価証券 700 株 |
| 池田泉州ホールディングス | 243,800 | 395.00 | 96,301,000 | 貸付有価証券 18,000 株 (7,900 株) |
| F P G | 65,400 | 2,145.00 | 140,283,000 | 貸付有価証券 1,000 株 (1,000 株) |
| ジャパンインベストメントアドバイザー | 28,500 | 1,272.00 | 36,252,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| マーキュリアホールディングス | 3,000 | 1,110.00 | 3,330,000 | |
| S B I ホールディングス | 282,000 | 3,970.00 | 1,119,540,000 | 貸付有価証券 5,400 株 |
| 日本アジア投資 | 4,300 | 232.00 | 997,600 | 貸付有価証券 200 株 (200 株) |
| ジャフコ グループ | 52,400 | 1,796.50 | 94,136,600 | 貸付有価証券 13,300 株 (100 株) |
| 大和証券グループ本社 | 1,361,500 | 1,161.50 | 1,581,382,250 | 貸付有価証券 4,000 株 (3,600 株) |
| 野村ホールディングス | 2,955,600 | 887.30 | 2,622,503,880 | 貸付有価証券 40,700 株 |
| 岡三証券グループ | 154,300 | 743.00 | 114,644,900 | 貸付有価証券 49,500 株 |
| 丸三証券 | 58,500 | 1,024.00 | 59,904,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| 東洋証券 | 46,600 | 369.00 | 17,195,400 | 貸付有価証券 5,700 株 (2,000 株) |
| 東海東京フィナンシャル・ホールディングス | 208,700 | 569.00 | 118,750,300 | 貸付有価証券 11,700 株 |
| 光世証券 | 1,300 | 642.00 | 834,600 | 貸付有価証券 600 株 (500 株) |
| 水戸証券 | 51,900 | 535.00 | 27,766,500 | 貸付有価証券 800 株 |
| いちよし証券 | 32,900 | 808.00 | 26,583,200 | |

| | | | | |
|---------------------------|-----------|----------|---------------|------------------------|
| 松井証券 | 86,500 | 805.00 | 69,632,500 | 貸付有価証券 200株(200株) |
| マネックスグループ | 172,100 | 782.00 | 134,582,200 | 貸付有価証券 8,400株 |
| 極東証券 | 24,100 | 1,523.00 | 36,704,300 | 貸付有価証券 5,400株 |
| 岩井コスモホールディングス | 20,000 | 2,333.00 | 46,660,000 | |
| アイザワ証券グループ | 25,400 | 1,694.00 | 43,027,600 | 貸付有価証券 2,500株(600株) |
| マネーパートナーズグループ | 6,100 | 279.00 | 1,701,900 | 貸付有価証券 2,000株 |
| スパークス・グループ | 19,600 | 1,819.00 | 35,652,400 | |
| 小林洋行 | 2,500 | 335.00 | 837,500 | 貸付有価証券 1,200株 |
| かんぽ生命保険 | 179,000 | 2,970.00 | 531,630,000 | 貸付有価証券 4,200株 |
| F P パートナー | 4,700 | 4,580.00 | 21,526,000 | 貸付有価証券 900株 |
| S O M P O ホールディングス | 793,200 | 3,166.00 | 2,511,271,200 | 貸付有価証券 3,300株 |
| アニコム ホールディングス | 59,700 | 592.00 | 35,342,400 | 貸付有価証券 200株 |
| M S & A D インシュアランスグループホール | 1,180,500 | 2,902.50 | 3,426,401,250 | 貸付有価証券 2,100株 |
| 第一生命ホールディングス | 826,400 | 3,616.00 | 2,988,262,400 | 貸付有価証券 179,400株 |
| 東京海上ホールディングス | 1,716,000 | 5,115.00 | 8,777,340,000 | 貸付有価証券 24,400株 |
| T & D ホールディングス | 471,900 | 2,689.00 | 1,268,939,100 | |
| アドバンスクリエイト | 13,500 | 1,024.00 | 13,824,000 | 貸付有価証券 100株 |
| N E X Y Z . G r o u p | 1,900 | 621.00 | 1,179,900 | |
| 全国保証 | 46,000 | 5,668.00 | 260,728,000 | 貸付有価証券 1,400株(100株) |
| あんしん保証 | 2,500 | 220.00 | 550,000 | |
| ジェイリース | 11,800 | 1,302.00 | 15,363,600 | |
| イントラスト | 2,200 | 872.00 | 1,918,400 | |
| 日本モーゲージサービス | 3,200 | 445.00 | 1,424,000 | 貸付有価証券 1,200株 |
| C a s a | 2,300 | 848.00 | 1,950,400 | 貸付有価証券 500株 |
| S B I アルヒ | 16,900 | 856.00 | 14,466,400 | |
| プレミアグループ | 29,700 | 2,279.00 | 67,686,300 | 貸付有価証券 600株(600株) |
| ネットプロテクションズホールディングス | 58,400 | 214.00 | 12,497,600 | 貸付有価証券 200株 |

| | | | | |
|-------------------|-----------|-----------|---------------|------------------------------|
| クレディセゾン | 111,400 | 2,949.50 | 328,574,300 | 貸付有価証券 3,500 株 |
| 芙蓉総合リース | 16,200 | 13,000.00 | 210,600,000 | 貸付有価証券 800 株 |
| みずほリース | 147,200 | 1,103.00 | 162,361,600 | 貸付有価証券 3,200 株 |
| 東京センチュリー | 131,400 | 1,503.50 | 197,559,900 | 貸付有価証券 7,300 株 |
| 日本証券金融 | 64,600 | 1,617.00 | 104,458,200 | |
| アイフル | 258,700 | 430.00 | 111,241,000 | 貸付有価証券 900 株 |
| リコーリース | 16,700 | 5,190.00 | 86,673,000 | 貸付有価証券 1,600 株 |
| イオンフィナンシャルサービス | 100,900 | 1,322.50 | 133,440,250 | 貸付有価証券 600 株 |
| アコム | 313,600 | 406.00 | 127,321,600 | 貸付有価証券 7,100 株 |
| ジャックス | 18,700 | 5,640.00 | 105,468,000 | |
| オリエントコーポレーション | 57,400 | 1,002.00 | 57,514,800 | 貸付有価証券 12,400 株 (3,600 株) |
| オリックス | 1,054,000 | 3,368.00 | 3,549,872,000 | 貸付有価証券 19,500 株 |
| 三菱H C キャピタル | 783,100 | 1,032.50 | 808,550,750 | 貸付有価証券 14,900 株 (5,700 株) |
| 九州リースサービス | 2,300 | 1,196.00 | 2,750,800 | 貸付有価証券 400 株 |
| 日本取引所グループ | 453,100 | 3,590.00 | 1,626,629,000 | |
| イー・ギャランティ | 28,600 | 1,726.00 | 49,363,600 | |
| アサックス | 2,600 | 852.00 | 2,215,200 | |
| NECキャピタルソリューション | 8,600 | 3,815.00 | 32,809,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| r o b o t h o m e | 48,600 | 158.00 | 7,678,800 | 貸付有価証券 1,400 株 (100 株) |
| 大東建託 | 64,400 | 16,705.00 | 1,075,802,000 | 貸付有価証券 4,800 株 |
| いちご | 202,400 | 415.00 | 83,996,000 | 貸付有価証券 8,500 株 (4,700 株) |
| 日本駐車場開発 | 209,200 | 201.00 | 42,049,200 | 貸付有価証券 81,200 株 (300 株) |
| スター・マイカ・ホールディングス | 20,400 | 643.00 | 13,117,200 | |
| S R E ホールディングス | 7,600 | 4,230.00 | 32,148,000 | 貸付有価証券 3,100 株 |
| A D ワークスグループ | 14,900 | 250.00 | 3,725,000 | 貸付有価証券 2,900 株 (2,400 株) |
| ヒューリック | 410,000 | 1,509.00 | 618,690,000 | 貸付有価証券 41,200 株 |
| 野村不動産ホールディングス | 97,800 | 4,525.00 | 442,545,000 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|------------------|---------|----------|-------------|-----------------------------|
| グス | | | | 6,500 株 (4,700 株) |
| 三重交通グループホールディングス | 37,600 | 558.00 | 20,980,800 | 貸付有価証券 17,700 株 (900 株) |
| サムティ | 28,000 | 2,710.00 | 75,880,000 | |
| ディア・ライフ | 30,000 | 1,059.00 | 31,770,000 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| コーチー・アール・イー | 1,900 | 780.00 | 1,482,000 | 貸付有価証券 900 株 (900 株) |
| 地主 | 13,400 | 2,648.00 | 35,483,200 | |
| プレサンス・コード・ポレーション | 23,200 | 1,813.00 | 42,061,600 | 貸付有価証券 500 株 |
| ハウスコム | 900 | 945.00 | 850,500 | |
| JPMC | 10,200 | 1,304.00 | 13,300,800 | |
| サンセイランディック | 1,700 | 1,040.00 | 1,768,000 | |
| エストラスト | 600 | 752.00 | 451,200 | |
| フージャースホールディングス | 27,100 | 1,112.00 | 30,135,200 | |
| オープンハウスグループ | 64,400 | 4,889.00 | 314,851,600 | 貸付有価証券 900 株 |
| 東急不動産ホールディングス | 528,400 | 1,169.00 | 617,699,600 | 貸付有価証券 4,800 株 (1,400 株) |
| 飯田グループホールディングス | 168,400 | 2,070.00 | 348,588,000 | 貸付有価証券 19,200 株 (400 株) |
| イーグランド | 900 | 1,539.00 | 1,385,100 | |
| ムゲンエステート | 3,900 | 1,461.00 | 5,697,900 | |
| ビーロット | 4,000 | 1,042.00 | 4,168,000 | |
| ファースト・プラザーズ | 1,200 | 1,272.00 | 1,526,400 | 貸付有価証券 400 株 |
| And Do ホールディングス | 10,600 | 1,272.00 | 13,483,200 | 貸付有価証券 4,900 株 |
| シーアール・イー | 7,800 | 1,402.00 | 10,935,600 | |
| ケイアイスター不動産 | 8,500 | 3,820.00 | 32,470,000 | 貸付有価証券 1,600 株 (1,500 株) |
| アグレ都市デザイン | 1,000 | 1,491.00 | 1,491,000 | 貸付有価証券 500 株 |
| グッドコムアセット | 16,300 | 832.00 | 13,561,600 | 貸付有価証券 6,900 株 (900 株) |
| ジェイ・エス・ビー | 8,700 | 2,856.00 | 24,847,200 | 貸付有価証券 100 株 |
| ロードスター・キャピタル | 11,400 | 3,655.00 | 41,667,000 | |
| テンポイノベーション | 1,800 | 910.00 | 1,638,000 | 貸付有価証券 800 株 |
| グローバル・リンク・マネジメント | 1,100 | 2,718.00 | 2,989,800 | |
| フェイスネットワーク | 1,600 | 1,629.00 | 2,606,400 | |

| | | | | |
|------------------------|-------------|-------------|------------------|-------------------------------|
| 霞ヶ関キャピタル | 7, 200 | 18, 280. 00 | 131, 616, 000 | 貸付有価証券 3, 300 株 (1, 000 株) |
| パーク 2 4 | 114, 100 | 1, 782. 50 | 203, 383, 250 | 貸付有価証券 3, 700 株 (900 株) |
| パラカ | 5, 500 | 1, 939. 00 | 10, 664, 500 | |
| ミガロホールディングス | 900 | 2, 760. 00 | 2, 484, 000 | 貸付有価証券 400 株 |
| 三井不動産 | 2, 438, 300 | 1, 577. 50 | 3, 846, 418, 250 | 貸付有価証券 87, 700 株 |
| 三菱地所 | 1, 148, 900 | 2, 933. 00 | 3, 369, 723, 700 | 貸付有価証券 3, 700 株 |
| 平和不動産 | 28, 500 | 3, 965. 00 | 113, 002, 500 | 貸付有価証券 200 株 (200 株) |
| 東京建物 | 153, 500 | 2, 553. 50 | 391, 962, 250 | 貸付有価証券 6, 200 株 |
| 京阪神ビルディング | 32, 800 | 1, 620. 00 | 53, 136, 000 | 貸付有価証券 1, 300 株 (600 株) |
| 住友不動産 | 254, 200 | 5, 502. 00 | 1, 398, 608, 400 | |
| テーオーシー | 31, 300 | 759. 00 | 23, 756, 700 | 貸付有価証券 100 株 |
| レオパレス 2 1 | 175, 900 | 512. 00 | 90, 060, 800 | 貸付有価証券 29, 000 株 |
| スタートコーポレーション | 25, 200 | 3, 590. 00 | 90, 468, 000 | 貸付有価証券 100 株 |
| フジ住宅 | 22, 100 | 798. 00 | 17, 635, 800 | |
| 空港施設 | 24, 700 | 622. 00 | 15, 363, 400 | |
| 明和地所 | 11, 300 | 999. 00 | 11, 288, 700 | 貸付有価証券 5, 000 株 (500 株) |
| ゴールドクロスト | 14, 300 | 2, 578. 00 | 36, 865, 400 | 貸付有価証券 400 株 |
| エスリード | 8, 300 | 3, 760. 00 | 31, 208, 000 | |
| 日神グループホールディングス | 28, 200 | 547. 00 | 15, 425, 400 | 貸付有価証券 100 株 |
| 日本エスコン | 32, 900 | 1, 106. 00 | 36, 387, 400 | 貸付有価証券 1, 700 株 (100 株) |
| M I R A R T H ホールディングス | 80, 700 | 502. 00 | 40, 511, 400 | 貸付有価証券 1, 600 株 |
| A V A N T I A | 3, 300 | 826. 00 | 2, 725, 800 | 貸付有価証券 200 株 |
| イオンモール | 91, 100 | 1, 838. 50 | 167, 487, 350 | 貸付有価証券 5, 700 株 (1, 100 株) |
| 毎日コムネット | 2, 200 | 805. 00 | 1, 771, 000 | 貸付有価証券 1, 000 株 (400 株) |
| ファースト住建 | 2, 400 | 1, 077. 00 | 2, 584, 800 | 貸付有価証券 100 株 |
| カチタス | 47, 200 | 1, 885. 00 | 88, 972, 000 | 貸付有価証券 4, 900 株 |
| トーセイ | 29, 200 | 2, 400. 00 | 70, 080, 000 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|-------------------|----------|------------|---------------|--------------------------------|
| | | | | 400 株 |
| 穴吹興産 | 1, 400 | 2, 146. 00 | 3, 004, 400 | 貸付有価証券 500 株 (500 株) |
| サンフロンティア不動産 | 26, 000 | 2, 030. 00 | 52, 780, 000 | 貸付有価証券 300 株 |
| F J ネクストホールディングス | 18, 500 | 1, 379. 00 | 25, 511, 500 | 貸付有価証券 100 株 |
| インテリックス | 1, 400 | 568. 00 | 795, 200 | |
| ランドビジネス | 2, 100 | 262. 00 | 550, 200 | 貸付有価証券 200 株 (100 株) |
| サンネクスタグループ | 1, 900 | 1, 040. 00 | 1, 976, 000 | 貸付有価証券 800 株 |
| グランディハウス | 14, 800 | 573. 00 | 8, 480, 400 | 貸付有価証券 2, 100 株 (400 株) |
| 日本空港ビルディング | 62, 200 | 5, 758. 00 | 358, 147, 600 | 貸付有価証券 2, 300 株 |
| 明豊ファシリティワークス | 3, 100 | 882. 00 | 2, 734, 200 | |
| L I F U L L | 44, 800 | 169. 00 | 7, 571, 200 | 貸付有価証券 18, 900 株 |
| M I X I | 39, 400 | 2, 486. 00 | 97, 948, 400 | 貸付有価証券 15, 500 株 |
| ジェイエイシーリクルートメント | 66, 300 | 751. 00 | 49, 791, 300 | |
| 日本M&Aセンターホールディングス | 292, 300 | 763. 30 | 223, 112, 590 | 貸付有価証券 7, 300 株 |
| メンバーズ | 6, 300 | 930. 00 | 5, 859, 000 | 貸付有価証券 400 株 |
| 中広 | 1, 000 | 461. 00 | 461, 000 | 貸付有価証券 400 株 |
| UT グループ | 23, 800 | 3, 330. 00 | 79, 254, 000 | |
| アイティメディア | 7, 000 | 1, 825. 00 | 12, 775, 000 | 貸付有価証券 3, 200 株 |
| ケアネット | 37, 500 | 572. 00 | 21, 450, 000 | 貸付有価証券 8, 100 株 (1, 900 株) |
| E・J ホールディングス | 10, 700 | 1, 868. 00 | 19, 987, 600 | |
| オープンアップグループ | 55, 100 | 2, 010. 00 | 110, 751, 000 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| コシダカホールディングス | 54, 900 | 867. 00 | 47, 598, 300 | 貸付有価証券 4, 900 株 (700 株) |
| アルトナー | 2, 600 | 2, 214. 00 | 5, 756, 400 | |
| パソナグループ | 22, 300 | 2, 249. 00 | 50, 152, 700 | 貸付有価証券 10, 100 株 (9, 700 株) |
| C D S | 1, 500 | 1, 792. 00 | 2, 688, 000 | |
| リンクアンドモチベーション | 52, 800 | 483. 00 | 25, 502, 400 | 貸付有価証券 3, 500 株 (1, 000 株) |
| エス・エム・エス | 64, 300 | 2, 049. 50 | 131, 782, 850 | 貸付有価証券 400 株 |

| | | | | |
|----------------------|-----------|----------|-------------|----------------------------------|
| サニーサイドアップグループ | 2,100 | 704.00 | 1,478,400 | |
| パーソルホールディングス | 1,867,500 | 225.90 | 421,868,250 | 貸付有価証券 74,900 株 (13,100 株) |
| リニカル | 4,000 | 414.00 | 1,656,000 | 貸付有価証券 1,100 株 |
| クックパッド | 50,200 | 165.00 | 8,283,000 | 貸付有価証券 20,300 株 (9,300 株) |
| エスクリ | 2,500 | 291.00 | 727,500 | 貸付有価証券 1,200 株 |
| アイ・ケイ・ケイホール ディングス | 3,000 | 767.00 | 2,301,000 | 貸付有価証券 1,400 株 |
| 学情 | 9,300 | 1,789.00 | 16,637,700 | 貸付有価証券 2,800 株 (900 株) |
| スタジオアリス | 9,200 | 2,035.00 | 18,722,000 | 貸付有価証券 4,300 株 (200 株) |
| エブコ | 1,700 | 833.00 | 1,416,100 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| N J S | 4,000 | 3,100.00 | 12,400,000 | 貸付有価証券 1,800 株 |
| 綜合警備保障 | 306,400 | 862.90 | 264,392,560 | |
| カカクコム | 119,100 | 1,912.50 | 227,778,750 | |
| アイロムグループ | 7,400 | 1,850.00 | 13,690,000 | |
| セントケア・ホールディ ング | 13,300 | 877.00 | 11,664,100 | 貸付有価証券 4,800 株 |
| サイネックス | 1,000 | 752.00 | 752,000 | 貸付有価証券 400 株 |
| ルネサンス | 14,300 | 982.00 | 14,042,600 | 貸付有価証券 5,300 株 |
| ディップ | 28,100 | 2,778.00 | 78,061,800 | 貸付有価証券 600 株 (100 株) |
| デジタルホールディング ス | 9,500 | 1,048.00 | 9,956,000 | 貸付有価証券 500 株 |
| 新日本科学 | 16,700 | 1,402.00 | 23,413,400 | 貸付有価証券 7,800 株 (700 株) |
| キャリアデザインセンタ ー | 1,100 | 1,705.00 | 1,875,500 | |
| エムスリー | 362,500 | 1,623.50 | 588,518,750 | 貸付有価証券 2,500 株 |
| ツカダ・グローバルホー ルディング | 3,900 | 479.00 | 1,868,100 | 貸付有価証券 200 株 |
| プラス | 800 | 705.00 | 564,000 | 貸付有価証券 300 株 |
| ウェルネット | 5,400 | 585.00 | 3,159,000 | |
| ワールドホールディング ス | 8,300 | 2,388.00 | 19,820,400 | |
| ディー・エヌ・エー | 65,200 | 1,570.50 | 102,396,600 | 貸付有価証券 4,700 株 |

| | | | | |
|--------------------|---------|----------|-------------|----------------------------|
| 博報堂DYホールディングス | 234,000 | 1,489.50 | 348,543,000 | 貸付有価証券 22,600株(1,900株) |
| ぐるなび | 34,200 | 337.00 | 11,525,400 | 貸付有価証券 16,000株(5,900株) |
| タカミヤ | 24,900 | 517.00 | 12,873,300 | 貸付有価証券 100株 |
| ファンコミュニケーションズ | 25,700 | 410.00 | 10,537,000 | 貸付有価証券 4,500株 |
| ライク | 6,800 | 1,692.00 | 11,505,600 | 貸付有価証券 3,100株 |
| A o b a - B B T | 2,300 | 380.00 | 874,000 | 貸付有価証券 1,000株 |
| エスプール | 52,700 | 328.00 | 17,285,600 | 貸付有価証券 21,800株(8,500株) |
| WD Bホールディングス | 9,400 | 2,230.00 | 20,962,000 | 貸付有価証券 900株 |
| ティア | 4,100 | 457.00 | 1,873,700 | |
| C D G | 700 | 1,232.00 | 862,400 | |
| アドウェイズ | 25,200 | 399.00 | 10,054,800 | 貸付有価証券 300株(100株) |
| バリューコマース | 16,100 | 1,111.00 | 17,887,100 | 貸付有価証券 3,500株(1,000株) |
| インフォマート | 190,400 | 307.00 | 58,452,800 | 貸付有価証券 23,100株(21,800株) |
| J P ホールディングス | 46,900 | 428.00 | 20,073,200 | |
| C L ホールディングス | 4,300 | 1,361.00 | 5,852,300 | 貸付有価証券 2,000株 |
| プレステージ・インターナショナル | 85,900 | 706.00 | 60,645,400 | 貸付有価証券 6,600株(200株) |
| アミューズ | 11,200 | 1,609.00 | 18,020,800 | 貸付有価証券 1,500株 |
| ドリームインキュベータ | 6,300 | 2,444.00 | 15,397,200 | 貸付有価証券 100株(100株) |
| クイック | 12,700 | 2,271.00 | 28,841,700 | |
| T A C | 3,000 | 181.00 | 543,000 | 貸付有価証券 300株 |
| 電通グループ | 180,300 | 4,251.00 | 766,455,300 | 貸付有価証券 1,700株 |
| テイクアンドギヴ・ニーズ | 7,900 | 1,029.00 | 8,129,100 | |
| ぴあ | 6,300 | 3,045.00 | 19,183,500 | |
| イオンファンタジー | 6,600 | 2,244.00 | 14,810,400 | 貸付有価証券 3,200株 |
| シーティーエス | 23,200 | 746.00 | 17,307,200 | 貸付有価証券 300株(300株) |
| H. U. グループホールディングス | 53,700 | 2,197.50 | 118,005,750 | 貸付有価証券 3,400株(500株) |

| | | | | |
|--------------------|-----------|----------|---------------|------------------------------|
| アルプス技研 | 17,400 | 2,842.00 | 49,450,800 | |
| 日本空調サービス | 19,700 | 875.00 | 17,237,500 | |
| オリエンタルランド | 970,800 | 4,445.00 | 4,315,206,000 | 貸付有価証券 13,600 株 |
| ダスキン | 40,000 | 3,279.00 | 131,160,000 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| 明光ネットワークジャパン | 22,300 | 720.00 | 16,056,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| ファルコホールディングス | 8,100 | 2,220.00 | 17,982,000 | |
| 秀英予備校 | 1,300 | 310.00 | 403,000 | 貸付有価証券 600 株 |
| ラウンドワン | 172,800 | 694.00 | 119,923,200 | 貸付有価証券 1,500 株 |
| リゾートトラスト | 79,700 | 2,640.00 | 210,408,000 | 貸付有価証券 700 株 (700 株) |
| ビー・エム・エル | 22,600 | 3,020.00 | 68,252,000 | 貸付有価証券 200 株 |
| リソー教育 | 93,800 | 275.00 | 25,795,000 | 貸付有価証券 44,000 株 (5,600 株) |
| 早稲田アカデミー | 10,200 | 1,512.00 | 15,422,400 | 貸付有価証券 4,700 株 (200 株) |
| ユー・エス・エス | 411,600 | 1,324.00 | 544,958,400 | 貸付有価証券 16,000 株 (4,800 株) |
| 東京個別指導学院 | 21,700 | 410.00 | 8,897,000 | 貸付有価証券 500 株 |
| サイバーエージェント | 405,400 | 1,002.50 | 406,413,500 | 貸付有価証券 35,100 株 |
| 楽天グループ | 1,574,100 | 807.70 | 1,271,400,570 | 貸付有価証券 28,500 株 (900 株) |
| クリーク・アンド・リバーワーク | 9,200 | 1,710.00 | 15,732,000 | 貸付有価証券 4,100 株 (400 株) |
| SBIグローバルアセットマネジメント | 35,900 | 675.00 | 24,232,500 | 貸付有価証券 100 株 |
| ジー・オー・ダブリュー | 35,900 | 376.00 | 13,498,400 | |
| 山田コンサルティンググループ | 8,000 | 1,938.00 | 15,504,000 | |
| セントラルスポーツ | 6,900 | 2,462.00 | 16,987,800 | 貸付有価証券 3,200 株 |
| フルキャストホールディングス | 17,500 | 1,518.00 | 26,565,000 | |
| エン・ジャパン | 29,900 | 2,785.00 | 83,271,500 | 貸付有価証券 3,800 株 (3,800 株) |
| リソルホールディングス | 600 | 5,040.00 | 3,024,000 | |
| テクノプロ・ホールディングス | 107,400 | 2,747.50 | 295,081,500 | |
| アトラグループ | 1,800 | 167.00 | 300,600 | 貸付有価証券 900 株 |

| | | | | |
|---------------------|-----------|----------|---------------|-----------------------------|
| アイ・アールジャパンホールディングス | 9,500 | 1,200.00 | 11,400,000 | 貸付有価証券 4,400 株 (700 株) |
| K e e P e r 技研 | 11,300 | 3,885.00 | 43,900,500 | 貸付有価証券 5,000 株 (1,000 株) |
| ファーストロジック | 1,900 | 502.00 | 953,800 | |
| 三機サービス | 1,100 | 1,277.00 | 1,404,700 | 貸付有価証券 500 株 (100 株) |
| G u n o s y | 14,600 | 727.00 | 10,614,200 | 貸付有価証券 4,400 株 (300 株) |
| デザインワン・ジャパン | 1,800 | 131.00 | 235,800 | 貸付有価証券 800 株 |
| イー・ガーディアン | 8,800 | 1,750.00 | 15,400,000 | 貸付有価証券 500 株 |
| リブセンス | 2,800 | 223.00 | 624,400 | |
| ジャパンマテリアル | 56,100 | 2,354.00 | 132,059,400 | |
| ベクトル | 21,900 | 1,325.00 | 29,017,500 | 貸付有価証券 1,800 株 (600 株) |
| ウチヤマホールディングス | 2,600 | 338.00 | 878,800 | 貸付有価証券 1,200 株 |
| チャーム・ケア・コーポレーション | 15,300 | 1,645.00 | 25,168,500 | |
| キャリアリンク | 6,700 | 2,515.00 | 16,850,500 | |
| I B J | 14,000 | 554.00 | 7,756,000 | 貸付有価証券 3,200 株 (1,200 株) |
| アサンテ | 9,100 | 1,660.00 | 15,106,000 | 貸付有価証券 2,500 株 |
| バリューHR | 16,000 | 1,349.00 | 21,584,000 | 貸付有価証券 5,200 株 |
| M&A キャピタルパートナーズ | 14,800 | 2,177.00 | 32,219,600 | 貸付有価証券 2,600 株 |
| ライドオンエクスプレスホールディングス | 7,300 | 1,050.00 | 7,665,000 | |
| E R I ホールディングス | 1,700 | 2,371.00 | 4,030,700 | |
| アビスト | 1,000 | 3,280.00 | 3,280,000 | |
| シグマクシス・ホールディングス | 24,000 | 1,451.00 | 34,824,000 | |
| ウィルグループ | 15,300 | 1,069.00 | 16,355,700 | 貸付有価証券 100 株 |
| エスクロー・エージェント・ジャパン | 7,400 | 142.00 | 1,050,800 | 貸付有価証券 800 株 |
| メドピア | 14,700 | 690.00 | 10,143,000 | |
| レアジョブ | 1,200 | 687.00 | 824,400 | 貸付有価証券 500 株 |
| リクルートホールディングス | 1,321,200 | 6,936.00 | 9,163,843,200 | |
| エラン | 24,300 | 949.00 | 23,060,700 | 貸付有価証券 1,600 株 (1,100 株) |

| | | | | |
|--------------------------------------|-----------|----------|---------------|--------------------------|
| 土木管理総合試験所 | 2,800 | 323.00 | 904,400 | |
| 日本郵政 | 2,155,700 | 1,518.50 | 3,273,430,450 | |
| ベルシステム24ホールディングス | 19,700 | 1,553.00 | 30,594,100 | 貸付有価証券 800株(800株) |
| 鎌倉新書 | 15,600 | 564.00 | 8,798,400 | 貸付有価証券 7,700株(200株) |
| SMN | 1,200 | 303.00 | 363,600 | 貸付有価証券 500株 |
| 一蔵 | 800 | 566.00 | 452,800 | 貸付有価証券 300株 |
| グローバルキッズCOM P A N Y | 1,100 | 635.00 | 698,500 | 貸付有価証券 400株 |
| エアトリ | 13,400 | 1,383.00 | 18,532,200 | 貸付有価証券 6,200株 |
| アトラエ | 13,900 | 453.00 | 6,296,700 | 貸付有価証券 1,600株(800株) |
| ストライク | 9,000 | 4,130.00 | 37,170,000 | 貸付有価証券 300株 |
| ソラスト | 50,600 | 496.00 | 25,097,600 | |
| セラク | 5,600 | 1,064.00 | 5,958,400 | 貸付有価証券 700株 |
| インソース | 39,800 | 919.00 | 36,576,200 | 貸付有価証券 2,800株(1,400株) |
| ベイカレント・コンサル ティング | 134,800 | 3,362.00 | 453,197,600 | 貸付有価証券 17,700株 |
| O r c h e s t r a H o l d i n g s | 4,000 | 1,002.00 | 4,008,000 | 貸付有価証券 200株(200株) |
| アイモバイル | 23,300 | 445.00 | 10,368,500 | 貸付有価証券 1,800株 |
| キャリアインデックス | 2,100 | 174.00 | 365,400 | 貸付有価証券 1,000株(700株) |
| M S - J a p a n | 7,500 | 1,191.00 | 8,932,500 | |
| 船場 | 1,300 | 1,289.00 | 1,675,700 | |
| ジャパンエレベーターサ ービスホールディング | 59,400 | 2,492.00 | 148,024,800 | 貸付有価証券 100株 |
| フルテック | 900 | 1,117.00 | 1,005,300 | |
| グリーンズ | 2,200 | 2,331.00 | 5,128,200 | |
| ツナググループ・ホール ディングス | 1,700 | 687.00 | 1,167,900 | |
| G a m e W i t h | 2,600 | 283.00 | 735,800 | 貸付有価証券 1,200株(200株) |
| M S & C o n s u l t i n g | 800 | 601.00 | 480,800 | |
| ウェルビー | 1,800 | 1,085.00 | 1,953,000 | |
| エル・ティー・エス | 2,100 | 2,407.00 | 5,054,700 | |
| ミダックホールディング ス | 11,100 | 1,465.00 | 16,261,500 | 貸付有価証券 900株 |

| | | | | |
|---------------------------------|--------|----------|-------------|------------------------------|
| キュービーネットホールディングス | 10,500 | 1,122.00 | 11,781,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| R P A ホールディングス | 24,900 | 259.00 | 6,449,100 | 貸付有価証券 11,600 株 (4,700 株) |
| スプリックス | 1,800 | 781.00 | 1,405,800 | |
| マネジメントソリューションズ | 7,900 | 1,924.00 | 15,199,600 | 貸付有価証券 3,700 株 (700 株) |
| プロレド・パートナーズ | 4,500 | 447.00 | 2,011,500 | 貸付有価証券 300 株 (100 株) |
| a n d f a c t o r y | 1,800 | 313.00 | 563,400 | 貸付有価証券 900 株 |
| テノ. ホールディングス | 800 | 454.00 | 363,200 | |
| フロンティア・マネジメント | 4,600 | 1,498.00 | 6,890,800 | |
| ピアラ | 1,100 | 292.00 | 321,200 | 貸付有価証券 200 株 |
| コブロ・ホールディングス | 2,000 | 1,617.00 | 3,234,000 | |
| ギークス | 800 | 512.00 | 409,600 | 貸付有価証券 400 株 |
| アンビスホールディングス | 39,300 | 2,266.00 | 89,053,800 | 貸付有価証券 5,700 株 (900 株) |
| カーブスホールディングス | 50,100 | 783.00 | 39,228,300 | 貸付有価証券 1,100 株 |
| フォーラムエンジニアリング | 25,000 | 900.00 | 22,500,000 | 貸付有価証券 400 株 |
| F a s t F i t n e s s J a p a n | 6,300 | 1,064.00 | 6,703,200 | 貸付有価証券 500 株 (500 株) |
| ダイレクトマーケティングミックス | 18,900 | 240.00 | 4,536,000 | 貸付有価証券 2,400 株 (2,400 株) |
| ポピンズ | 2,700 | 1,300.00 | 3,510,000 | 貸付有価証券 200 株 (100 株) |
| L I T A L I C O | 14,300 | 1,935.00 | 27,670,500 | 貸付有価証券 1,800 株 |
| コンフィデンス・インターワークス | 500 | 1,600.00 | 800,000 | |
| アドバンテッジリスクマネジメント | 3,100 | 390.00 | 1,209,000 | 貸付有価証券 500 株 |
| リログループ | 91,900 | 1,684.00 | 154,759,600 | 貸付有価証券 12,700 株 |
| 東祥 | 12,800 | 693.00 | 8,870,400 | 貸付有価証券 5,700 株 (100 株) |
| I D & E ホールディングス | 11,100 | 4,555.00 | 50,560,500 | |
| ビーウィズ | 3,700 | 2,017.00 | 7,462,900 | 貸付有価証券 1,700 株 (400 株) |
| T R E ホールディングス | 35,100 | 1,241.00 | 43,559,100 | 貸付有価証券 900 株 (100 株) |
| 人・夢・技術グループ | 7,500 | 1,726.00 | 12,945,000 | |

| | | | | |
|--------------------------|---------|-----------|---------------|----------------------------------|
| N I S S O ホールディングス | 15,900 | 865.00 | 13,753,500 | 貸付有価証券 7,500 株 |
| 大栄環境 | 33,300 | 2,657.00 | 88,478,100 | 貸付有価証券 400 株 (400 株) |
| 日本管財ホールディングス | 19,200 | 2,573.00 | 49,401,600 | |
| M&A総研ホールディングス | 19,500 | 4,490.00 | 87,555,000 | 貸付有価証券 4,400 株 (4,000 株) |
| エイチ・アイ・エス | 53,300 | 1,708.00 | 91,036,400 | 貸付有価証券 24,200 株 (20,800 株) |
| ラックランド | 8,300 | 1,866.00 | 15,487,800 | 貸付有価証券 3,900 株 (100 株) |
| 共立メンテナンス | 57,600 | 3,337.00 | 192,211,200 | 貸付有価証券 8,600 株 |
| イチネンホールディングス | 19,400 | 1,692.00 | 32,824,800 | |
| 建設技術研究所 | 9,400 | 4,785.00 | 44,979,000 | |
| スペース | 12,000 | 1,004.00 | 12,048,000 | |
| 燐ホールディングス | 17,200 | 1,093.00 | 18,799,600 | |
| スバル興業 | 6,400 | 2,798.00 | 17,907,200 | |
| 東京アートル | 2,200 | 1,135.00 | 2,497,000 | 貸付有価証券 100 株 (100 株) |
| タナベコンサルティング グループ | 7,100 | 1,004.00 | 7,128,400 | |
| ナガワ | 5,700 | 7,600.00 | 43,320,000 | 貸付有価証券 2,700 株 |
| 東京都競馬 | 15,400 | 4,325.00 | 66,605,000 | 貸付有価証券 4,500 株 (1,900 株) |
| 常磐興産 | 2,300 | 1,205.00 | 2,771,500 | 貸付有価証券 1,100 株 |
| カナモト | 28,400 | 2,710.00 | 76,964,000 | 貸付有価証券 800 株 |
| ニシオホールディングス | 15,200 | 4,100.00 | 62,320,000 | |
| トランス・コスモス | 22,800 | 3,265.00 | 74,442,000 | 貸付有価証券 800 株 (100 株) |
| 乃村工藝社 | 80,000 | 857.00 | 68,560,000 | 貸付有価証券 100 株 |
| 藤田観光 | 7,300 | 7,250.00 | 52,925,000 | 貸付有価証券 3,400 株 |
| K N T - C T ホールディ ングス | 10,900 | 1,292.00 | 14,082,800 | 貸付有価証券 400 株 |
| トーカイ | 16,200 | 2,126.00 | 34,441,200 | 貸付有価証券 200 株 |
| 白洋舎 | 900 | 2,493.00 | 2,243,700 | 貸付有価証券 400 株 |
| セコム | 186,800 | 10,730.00 | 2,004,364,000 | |
| セントラル警備保障 | 9,900 | 2,757.00 | 27,294,300 | |

| | | | | |
|---------------------------------|--------|----------|---------------------------|------------------|
| 丹青社 | 35,500 | 879.00 | 31,204,500 | |
| メイテックグループホールディングス | 62,500 | 3,106.00 | 194,125,000 | 貸付有価証券 200株 |
| 応用地質 | 17,100 | 2,374.00 | 40,595,400 | |
| 船井総研ホールディングス | 36,700 | 2,412.00 | 88,520,400 | |
| 進学会ホールディングス | 1,600 | 243.00 | 388,800 | 貸付有価証券 700株 |
| オオバ | 4,100 | 1,127.00 | 4,620,700 | 貸付有価証券 2,000株 |
| いであ | 1,700 | 2,528.00 | 4,297,600 | |
| 学究社 | 7,300 | 2,145.00 | 15,658,500 | |
| イオンディライト | 19,700 | 3,725.00 | 73,382,500 | 貸付有価証券 500株 |
| ナック | 15,600 | 535.00 | 8,346,000 | |
| ダイセキ | 37,400 | 3,040.00 | 113,696,000 | 貸付有価証券 1,600株 |
| ステップ | 6,700 | 1,979.00 | 13,259,300 | |
| 小計 銘柄数：2,123 組入時価比率：97.5% | | | 687,263,505,710 100.0% | |
| 合計 | | | 687,263,505,710 | |

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024年5月10日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

| 種類 | 2024年5月10日現在 | | |
|----------|----------------|---|----------------------------|
| | 契約額等(円) | | 時価(円) |
| | うち1年超 | | |
| 市場取引 | | | |
| 株価指数先物取引 | | | |
| 買建 | 17,735,967,388 | — | 17,656,630,000 △79,657,653 |
| 合計 | 17,735,967,388 | — | 17,656,630,000 △79,657,653 |

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)ならびに同規則第 284 条および第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 24 期中間計算期間(2024 年 5 月 11 日から 2024 年 11 月 10 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年1月14日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）の2024年5月11日から2024年11月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）の2024年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年5月11日から2024年11月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | 第23期 (2024年5月10日現在) | 第24期中間計算期間末 (2024年11月10日現在) |
|-----------------|------------------------|--------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 1,771,915 | 1,713,257 |
| 親投資信託受益証券 | 559,074,184 | 519,194,537 |
| 未収入金 | 1,841,791 | 100,400 |
| 未収利息 | 3 | 11 |
| 流動資産合計 | 562,687,893 | 521,008,205 |
| 資産合計 | 562,687,893 | 521,008,205 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 128,488 | - |
| 未払解約金 | 1,717,009 | 72,715 |
| 未払受託者報酬 | 147,716 | 146,588 |
| 未払委託者報酬 | 1,388,489 | 1,377,882 |
| その他未払費用 | 8,795 | 8,734 |
| 流動負債合計 | 3,390,497 | 1,605,919 |
| 負債合計 | 3,390,497 | 1,605,919 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 256,976,850 | 235,597,795 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 302,320,546 | 283,804,491 |
| （分配準備積立金） | 146,236,658 | 129,184,593 |
| 元本等合計 | 559,297,396 | 519,402,286 |
| 純資産合計 | 559,297,396 | 519,402,286 |
| 負債純資産合計 | 562,687,893 | 521,008,205 |

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第23期中間計算期間 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 | 第24期中間計算期間 自 2024年5月11日 至 2024年11月10日 |
|---------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | - | 966 |
| 有価証券売買等損益 | 23,159,003 | 7,639,477 |
| 営業収益合計 | 23,159,003 | 7,640,443 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 151 | - |
| 受託者報酬 | 141,456 | 146,588 |
| 委託者報酬 | 1,329,627 | 1,377,882 |

| | | |
|-------------------------------------------|-------------|-------------|
| その他費用 | 8,423 | 8,734 |
| 営業費用合計 | 1,479,657 | 1,533,204 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 21,679,346 | 6,107,239 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 21,679,346 | 6,107,239 |
| 中間純利益又は中間純損失(△) | 21,679,346 | 6,107,239 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△) | 1,009,448 | △545,846 |
| 期首剰余金又は期首次損金(△) | 240,644,193 | 302,320,546 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 12,329,314 | 10,714,686 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 12,329,314 | 10,714,686 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 15,537,797 | 35,883,826 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 15,537,797 | 35,883,826 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金(△) | 258,105,608 | 283,804,491 |

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。 |
| 4. その他 | 当ファンドの中間計算期間は、2024年5月11日から2024年11月10日までとなっております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 第23期 2024年5月10日現在 | 第24期中間計算期間末 2024年11月10日現在 |
|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計算期間の末における受益権の総数 256,976,850口 | 1. 中間計算期間の末における受益権の総数 235,597,795口 |
| 2. 計算期間の末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2,1765円 (10,000口当たり純資産額) (21,765円) | 2. 中間計算期間の末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2,2046円 (10,000口当たり純資産額) (22,046円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 第23期 2024年5月10日現在 | 第24期中間計算期間末 2024年11月10日現在 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第 23 期 | | 第 24 期中間計算期間 | |
|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 自 2023 年 5 月 11 日 | 至 2024 年 5 月 10 日 | 自 2024 年 5 月 11 日 | 至 2024 年 11 月 10 日 |
| 期首元本額 | 259, 797, 535 円 | 期首元本額 | 256, 976, 850 円 |
| 期中追加設定元本額 | 21, 504, 923 円 | 期中追加設定元本額 | 9, 123, 648 円 |
| 期中一部解約元本額 | 24, 325, 608 円 | 期中一部解約元本額 | 30, 502, 703 円 |

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「国内債券マザーファンド」および「国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券マザーファンド

貸借対照表

(単位 : 円)

(2024 年 11 月 10 日現在)

| 資産の部 | |
|------------------|-------------------|
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 1, 563, 247, 043 |
| 国債証券 | 21, 382, 659, 560 |
| 未収利息 | 45, 167, 069 |
| 前払費用 | 3, 400, 445 |
| 流動資産合計 | 22, 994, 474, 117 |
| 資産合計 | 22, 994, 474, 117 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 1, 517, 489, 500 |
| 未払解約金 | 24, 573, 759 |
| 流動負債合計 | 1, 542, 063, 259 |
| 負債合計 | 1, 542, 063, 259 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 17, 032, 998, 451 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | 4, 419, 412, 407 |
| 元本等合計 | 21, 452, 410, 858 |
| 純資産合計 | 21, 452, 410, 858 |
| 負債純資産合計 | 22, 994, 474, 117 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|--------------------|---------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 国債証券 原則として時価で評価しております。 |
|--------------------|---------------------------|

| | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 2. 費用・収益の計上基準 | 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(貸借対照表に関する注記)

2024年11月10日現在

| | |
|----------------------------|-----------|
| 1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1,2595円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (12,595円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年11月10日現在

| | |
|---------------------------------------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | |
| 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2. 時価の算定方法 | |
| 国債証券 | |
| (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 | |
| コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 | |
| これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | |

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年11月10日現在

| | |
|------------------------------------|-----------------|
| 期首 | 2024年5月11日 |
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額 | 14,314,586,900円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 3,555,705,159円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 837,293,608円 |
| 期末元本額 | 17,032,998,451円 |
| 期末元本額の内訳* | |
| バランスセレクト30 | 604,778,404円 |
| バランスセレクト50 | 681,808,776円 |
| バランスセレクト70 | 389,487,122円 |
| ネクストコア | 120,660,421円 |
| 野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用） | 187,435,735円 |
| 野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用） | 1,163,564,858円 |
| バランスセレクト30（確定拠出年金向け） | 32,773,105円 |
| バランスセレクト50（確定拠出年金向け） | 81,114,096円 |
| バランスセレクト70（確定拠出年金向け） | 37,949,373円 |
| 野村日本国債インデックスファンド（確定拠出年金向け） | 4,549,173,238円 |
| 国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け） | 203,901,564円 |
| 野村DC運用戦略ファンド | 7,281,715,724円 |
| 野村DC運用戦略ファンド（マイルド） | 1,698,636,035円 |

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年11月10日現在)

資産の部

流動資産

| | |
|---------|----------------|
| コール・ローン | 25,314,507,901 |
|---------|----------------|

| | |
|------------------|-----------------|
| 株式 | 749,408,311,100 |
| 派生商品評価勘定 | 589,719,523 |
| 未収入金 | 17,865,100 |
| 未収配当金 | 7,163,742,330 |
| 未収利息 | 165,487 |
| その他未収収益 | 83,100,465 |
| 差入委託証拠金 | 647,807,329 |
| 流動資産合計 | 783,225,219,235 |
| 資産合計 | 783,225,219,235 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 10,072,030 |
| 未払解約金 | 954,047,750 |
| 未払利息 | 824,816 |
| 有価証券貸借取引受入金 | 14,207,982,194 |
| 流動負債合計 | 15,172,926,790 |
| 負債合計 | 15,172,926,790 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 245,995,299,159 |
| 剩余金 | |
| 期末剩余金又は期末欠損金 (△) | 522,056,993,286 |
| 元本等合計 | 768,052,292,445 |
| 純資産合計 | 768,052,292,445 |
| 負債純資産合計 | 783,225,219,235 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 2024年11月10日現在 | | |
|-------------------------------|--|----------------------|
| 1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | | |
| 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) | | 3,1222円 (31,222円) |
| 2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券 | | |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024 年 11 月 10 日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。

派生商品評価勘定

先物取引

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 11 月 10 日現在

| 期首 | 2024 年 5 月 11 日 |
|------------------------------------|-------------------|
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額 | 229,552,252,758 円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 29,268,804,973 円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 12,825,758,572 円 |
| 期末元本額 | 245,995,299,159 円 |
| 期末元本額の内訳* | |
| バランスセレクト 30 | 90,885,721 円 |
| バランスセレクト 50 | 210,695,585 円 |
| バランスセレクト 70 | 361,021,786 円 |
| 野村世界 6 資産分散投信 (安定コース) | 1,522,285,562 円 |
| 野村世界 6 資産分散投信 (分配コース) | 2,257,461,289 円 |
| 野村世界 6 資産分散投信 (成長コース) | 12,497,522,035 円 |
| 野村資産設計ファンド 2015 | 22,119,264 円 |
| 野村資産設計ファンド 2020 | 24,509,854 円 |
| 野村資産設計ファンド 2025 | 35,550,578 円 |
| 野村資産設計ファンド 2030 | 64,346,809 円 |
| 野村資産設計ファンド 2035 | 69,085,144 円 |
| 野村資産設計ファンド 2040 | 123,828,232 円 |
| 野村日本株インデックス (野村投資一任口座向け) | 20,751,900,841 円 |
| のむラップ・ファンド (保守型) | 1,494,288,830 円 |
| のむラップ・ファンド (普通型) | 15,622,659,584 円 |
| のむラップ・ファンド (積極型) | 10,550,900,102 円 |
| 野村資産設計ファンド 2045 | 28,979,704 円 |
| 野村インデックスファンド・TOPIX | 2,421,040,768 円 |
| マイ・ロード | 1,813,502,058 円 |
| ネクストコア | 17,510,974 円 |
| 野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型 | 886,378,850 円 |
| 野村TOPIXインデックス (野村SMA・EW向け) | 3,676,497,162 円 |
| 野村世界 6 資産分散投信 (配分変更コース) | 1,039,388,631 円 |
| 野村資産設計ファンド 2050 | 32,809,840 円 |
| 野村ターゲットデートファンド 2016 2026-2028 年目標型 | 5,866,109 円 |
| 野村ターゲットデートファンド 2016 2029-2031 年目標型 | 4,613,998 円 |
| 野村ターゲットデートファンド 2016 2032-2034 年目標型 | 4,205,900 円 |
| 野村ターゲットデートファンド 2016 2035-2037 年目標型 | 4,053,644 円 |
| のむラップ・ファンド (やや保守型) | 441,031,499 円 |
| のむラップ・ファンド (やや積極型) | 2,295,881,455 円 |
| インデックス・ブレンド (タイプ I) | 3,091,602 円 |
| インデックス・ブレンド (タイプ II) | 2,538,607 円 |

| | |
|------------------------------------------------|------------------|
| インデックス・ブレンド（タイプIII） | 21,660,980 円 |
| インデックス・ブレンド（タイプIV） | 9,872,624 円 |
| インデックス・ブレンド（タイプV） | 37,320,509 円 |
| 野村6資産均等バランス | 5,295,799,476 円 |
| 世界6資産分散ファンド | 103,261,864 円 |
| 野村資産設計ファンド2060 | 32,733,746 円 |
| はじめてのNISA・日本株式インデックス（TOPIX） | 627,478,914 円 |
| ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式 | 4,084,385,572 円 |
| グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用） | 139,914,813 円 |
| グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用） | 95,027,403 円 |
| グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用） | 188,952,459 円 |
| グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用） | 93,686,977 円 |
| ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用） | 1,361,276 円 |
| ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用） | 3,248,858 円 |
| ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用） | 450,085 円 |
| 野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用） | 1,268,673,717 円 |
| 野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用） | 6,334,277 円 |
| 野村・国内株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用） | 19,904,032 円 |
| 野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用） | 7,237,292 円 |
| 野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用） | 63,321,153 円 |
| 野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用） | 115,192,107 円 |
| 野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用） | 3,244,148,855 円 |
| 野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用） | 20,854,448 円 |
| ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用） | 128,513,168 円 |
| ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX（適格機関投資家専用） | 4,968,812,924 円 |
| 野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用） | 19,178,689 円 |
| 野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用） | 120,362,392 円 |
| 野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用） | 1,234,415 円 |
| 野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付） | 117,937,378 円 |
| バランスセレクト30（確定拠出年金向け） | 4,918,935 円 |
| バランスセレクト50（確定拠出年金向け） | 25,062,547 円 |
| バランスセレクト70（確定拠出年金向け） | 35,169,616 円 |
| 国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け） | 84,037,063 円 |
| マイバランス30（確定拠出年金向け） | 6,932,404,617 円 |
| マイバランス50（確定拠出年金向け） | 22,301,843,489 円 |
| マイバランス70（確定拠出年金向け） | 30,934,769,221 円 |
| 野村国内株式インデックスファンド・TOPIX（確定拠出年金向け） | 42,161,450,229 円 |
| マイバランスDC30 | 3,181,139,510 円 |
| マイバランスDC50 | 6,077,067,391 円 |
| マイバランスDC70 | 7,650,945,132 円 |
| 野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX | 14,381,555,173 円 |
| 野村DC運用戦略ファンド | 1,055,036,195 円 |
| 野村DC運用戦略ファンド（マイルド） | 76,458,525 円 |
| マイターゲット2050（確定拠出年金向け） | 2,300,094,556 円 |
| マイターゲット2030（確定拠出年金向け） | 1,959,099,813 円 |
| マイターゲット2040（確定拠出年金向け） | 1,937,988,787 円 |
| 野村世界6資産分散投信（DC）安定コース | 17,688,111 円 |
| 野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース | 8,980,413 円 |
| 野村世界6資産分散投信（DC）成長コース | 181,621,833 円 |
| 野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030 | 56,664,748 円 |
| 野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040 | 63,766,016 円 |
| 野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050 | 49,355,648 円 |
| マイターゲット2035（確定拠出年金向け） | 1,220,949,253 円 |
| マイターゲット2045（確定拠出年金向け） | 1,017,318,889 円 |
| マイターゲット2055（確定拠出年金向け） | 797,031,292 円 |
| マイターゲット2060（確定拠出年金向け） | 1,157,947,246 円 |
| 野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060 | 47,908,237 円 |

| | |
|--------------------------------|---------------|
| マイターゲット 2065 (確定拠出年金向け) | 487,390,981 円 |
| 多資産分散投資ファンド（バランス 10）(確定拠出年金向け) | 167,370,995 円 |
| みらいバランス・株式 10 (富士通企業年金基金DC向け) | 221,218,611 円 |
| 野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ) | 182,616,476 円 |
| マイターゲット 2070 (確定拠出年金向け) | 5,117,191 円 |

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)

2024 年 11 月 29 日現在

| | |
|-------------------------|---------------|
| I 資産総額 | 514,629,428円 |
| II 負債総額 | 504,072円 |
| III 純資産総額 (I - II) | 514,125,356円 |
| IV 発行済口数 | 236,254,962 口 |
| V 1 口当たり純資産額 (III / IV) | 2.1761円 |

(参考) 国内債券マザーファンド

2024 年 11 月 29 日現在

| | |
|-------------------------|------------------|
| I 資産総額 | 21,880,335,994円 |
| II 負債総額 | 443,826,910円 |
| III 純資産総額 (I - II) | 21,436,509,084円 |
| IV 発行済口数 | 17,067,555,424 口 |
| V 1 口当たり純資産額 (III / IV) | 1.2560円 |

(参考) 国内株式マザーファンド

2024 年 11 月 29 日現在

| | |
|-------------------------|-------------------|
| I 資産総額 | 803,047,512,214円 |
| II 負債総額 | 50,199,679,013円 |
| III 純資産総額 (I - II) | 752,847,833,201円 |
| IV 発行済口数 | 246,612,518,121 口 |
| V 1 口当たり純資産額 (III / IV) | 3.0528円 |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2024年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

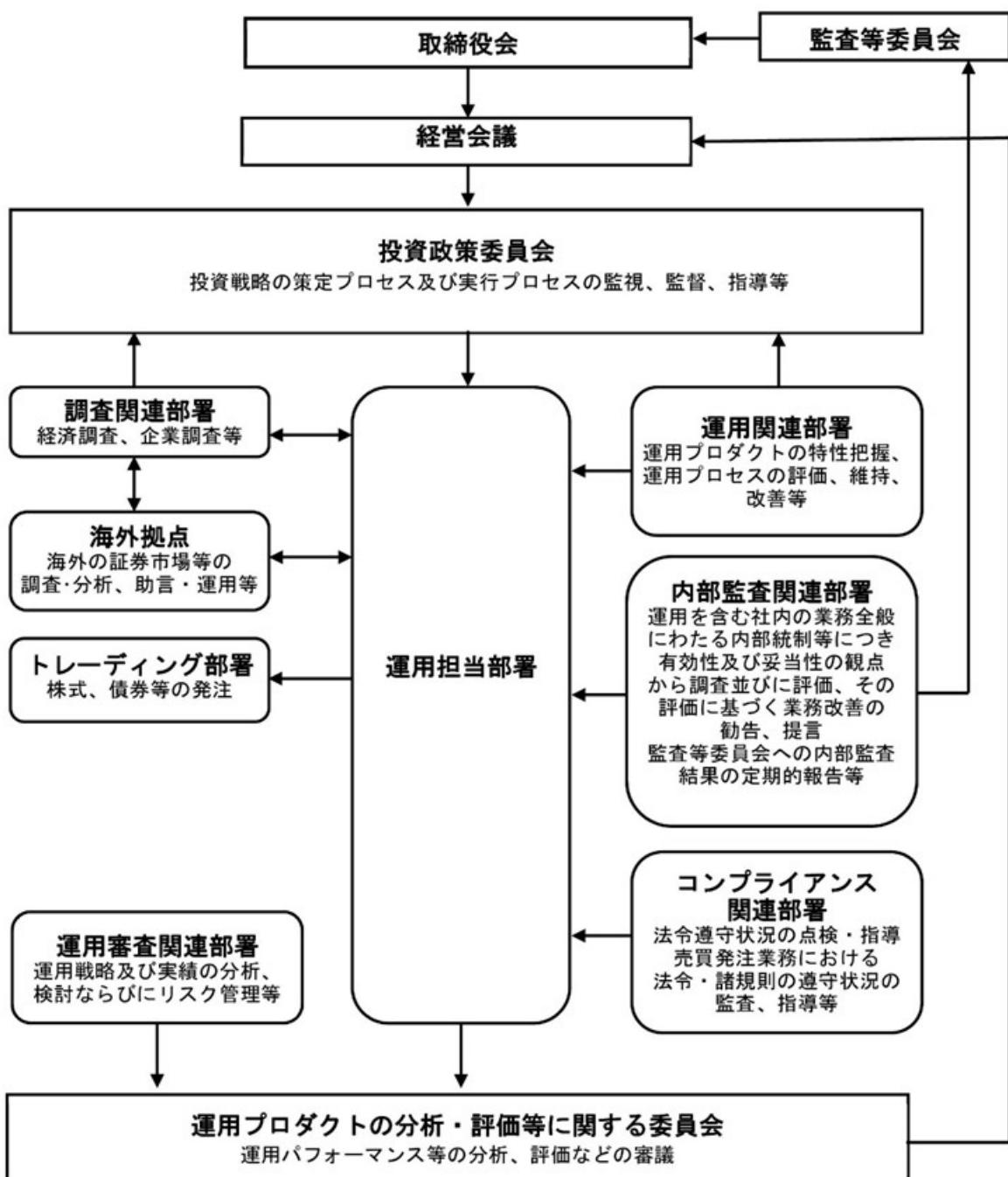
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2024 年 11 月 29 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 929 | 54,891,081 |
| 単位型株式投資信託 | 159 | 661,756 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 6,705,728 |
| 単位型公社債投資信託 | 427 | 771,780 |
| 合計 | 1,529 | 63,030,347 |

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、他の記載内容が存在しないと判断したため、他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

| | | 前事業年度 (2023年3月31日) | | 当事業年度 (2024年3月31日) | |
|----------|------|-----------------------|--------|-----------------------|--|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | | 1,865 | | 7,405 | |
| 金銭の信託 | | 42,108 | | 44,745 | |
| 有価証券 | | 21,900 | | - | |
| 前払金 | | 11 | | 7 | |
| 前払費用 | | 775 | | 852 | |
| 未収入金 | | 1,775 | | 1,023 | |
| 未収委託者報酬 | | 26,116 | | 31,788 | |
| 未収運用受託報酬 | | 3,780 | | 5,989 | |
| 短期貸付金 | | 1,001 | | 757 | |
| 未収還付法人税等 | | 2,083 | | - | |
| その他 | | 84 | | 169 | |
| 貸倒引当金 | | △15 | | △18 | |
| 流動資産計 | | 101,486 | | 92,719 | |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 1,335 | 945 | |
| 建物 | ※2 | 906 | | 595 | |
| 器具備品 | ※2 | 428 | | 350 | |
| 無形固定資産 | | | 5,563 | 5,658 | |
| ソフトウェア | | 5,562 | | 5,658 | |
| その他 | | 0 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | | 16,336 | 17,314 | |
| 投資有価証券 | | 1,793 | | 1,813 | |
| 関係会社株式 | | 10,025 | | 9,535 | |
| 長期差入保証金 | | 520 | | 519 | |
| 長期前払費用 | | 10 | | 10 | |
| 前払年金費用 | | 1,553 | | 1,875 | |
| 繰延税金資産 | | 2,340 | | 2,651 | |
| その他 | | 92 | | 908 | |
| 固定資産計 | | 23,235 | | 23,918 | |
| 資産合計 | | 124,722 | | 116,638 | |

| | | 前事業年度 (2023年3月31日) | | 当事業年度 (2024年3月31日) | |
|--------------|------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | - | | |
| 関係会社短期借入金 | | | 124 | | 13,700 |
| 預り金 | | | 17,378 | | 123 |
| 未払金 | | 0 | | | 11,404 |
| 未払収益分配金 | | 57 | | 1 | |
| 未払償還金 | | 8,409 | | 39 | |
| 未払手数料 | | 8,911 | | 10,312 | |
| 関係会社未払金 | | | | 1,052 | |
| 未払費用 | ※1 | | 9,682 | | 12,507 |
| 未払法人税等 | | | 1,024 | | 8,095 |
| 未払消費税等 | | | 500 | | 1,590 |
| 前受収益 | | | 22 | | 15 |
| 賞与引当金 | | | 3,635 | | 4,543 |
| その他 | | | 46 | | 24 |
| 流動負債計 | | | 32,414 | | 52,005 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 2,940 | | 2,759 |
| 時効後支払損引当金 | | | 595 | | 602 |
| 資産除去債務 | | | 1,123 | | 1,123 |
| 固定負債計 | | | 4,659 | | 4,484 |
| 負債合計 | | | 37,074 | | 56,490 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | 87,419 | | 59,820 |
| 資本金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 13,729 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| その他資本剰余金 | | 2,000 | | 2,000 | |
| 利益剰余金 | | | 56,509 | | 28,910 |
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 55,823 | | 28,225 | |
| 別途積立金 | | 24,606 | | - | |
| 繰越利益剰余金 | | 31,217 | | 28,225 | |
| 評価・換算差額等 | | | 229 | | 327 |
| その他有価証券評価差額金 | | | 229 | | 327 |
| 純資産合計 | | | 87,648 | | 60,147 |
| 負債・純資産合計 | | | 124,722 | | 116,638 |

(2) 【損益計算書】

| | | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | |
|-----------|------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|--|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | 113,491 | | 124,722 | |
| 運用受託報酬 | | 18,198 | | 21,188 | |
| その他営業収益 | | 331 | | 291 | |
| 営業収益計 | | 132,021 | | 146,202 | |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | 38,684 | | 43,258 | |
| 広告宣伝費 | | 1,187 | | 1,054 | |
| 公告費 | | 0 | | 0 | |
| 調査費 | | 29,050 | | 33,107 | |
| 調査費 | | 6,045 | 6,797 | | |
| 委託調査費 | | 23,004 | 26,310 | | |
| 委託計算費 | | 1,363 | | 1,377 | |
| 営業雑経費 | | 3,302 | | 3,670 | |
| 通信費 | | 89 | 92 | | |
| 印刷費 | | 903 | 820 | | |
| 協会費 | | 83 | 85 | | |
| 諸経費 | | 2,225 | 2,671 | | |
| 営業費用計 | | 73,587 | | 82,468 | |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | 11,316 | | 13,068 | |
| 役員報酬 | | 226 | 259 | | |
| 給料・手当 | | 7,752 | 7,985 | | |
| 賞与 | | 3,337 | 4,822 | | |
| 交際費 | | 78 | | 87 | |
| 寄付金 | | 115 | | 117 | |
| 旅費交通費 | | 283 | | 323 | |
| 租税公課 | | 963 | | 990 | |
| 不動産賃借料 | | 1,232 | | 1,235 | |
| 退職給付費用 | | 829 | | 893 | |
| 固定資産減価償却費 | | 2,409 | | 2,292 | |
| 諸経費 | | 12,439 | | 12,483 | |
| 一般管理費計 | | 29,669 | | 31,491 | |
| 営業利益 | | 28,763 | | 32,242 | |

| | | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | |
|--------------|------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|--------|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | ※1 | 7,645 | | 7,054 | |
| 受取利息 | | 45 | | 48 | |
| 為替差益 | | 49 | | 146 | |
| その他 | | 637 | | 625 | |
| 営業外収益計 | | | 8,377 | | 7,875 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 支払利息 | | - | | 123 | |
| 金銭の信託運用損 | | 1,736 | | 782 | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 10 | | 14 | |
| その他 | | 8 | | 47 | |
| 営業外費用計 | | | 1,755 | | 967 |
| 経常利益 | | | 35,385 | | 39,149 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 10 | | - | |
| 株式報酬受入益 | | 46 | | 28 | |
| 特別利益計 | | | 57 | | 28 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 16 | | 5 | |
| 関係会社株式評価損 | | - | | 490 | |
| 固定資産除却損 | ※2 | 52 | | 31 | |
| 特別損失計 | | | 69 | | 527 |
| 税引前当期純利益 | | | 35,374 | | 38,651 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 8,890 | | 10,821 |
| 法人税等調整額 | | | 419 | | △354 |
| 当期純利益 | | | 26,064 | | 28,183 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | | | 株 主 資 本 合 計 | |
|---------------------|--------------|-----------------------|---------------------|--------------|-----------------|---------------------|---------------------|---------|-------------------|--|
| | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | | |
| | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,030 | 55,322 | 86,232 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | | | | △24,877 | △24,877 | △24,877 | |
| 当期純利益 | | | | | | | 26,064 | 26,064 | 26,064 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | — | 1,186 | 1,186 | 1,186 | |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,217 | 56,509 | 87,419 | |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|----------------------------|------------------------|---------|
| | そ の 他 有 値 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 计 | |
| 当期首残高 | 174 | 174 | 86,407 |
| 当期変動額 | | | |
| 剩余金の配当 | | | △24,877 |
| 当期純利益 | | | 26,064 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 54 | 54 | 54 |
| 当期変動額合計 | 54 | 54 | 1,240 |
| 当期末残高 | 229 | 229 | 87,648 |

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | | | 株 主 資 本 合 計 | |
|-------------------------|--------------|---------------------|-----------------------|---------------------|--------------|-----------------------|--------------|---------|-------------------|--|
| | 資 本 準 備 金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | 資 本 資 本 剰 余 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 積 立 金 | | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,217 | 56,509 | 87,419 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | | | | △55,782 | △55,782 | △55,782 | |
| 当期純利益 | | | | | | | 28,183 | 28,183 | 28,183 | |
| 別途積立金の取崩 | | | | | | △24,606 | 24,606 | - | - | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | △24,606 | △2,991 | △27,598 | △27,598 | |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | - | 28,225 | 28,910 | 59,820 | |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|--------------|------------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 229 | 229 | 87,648 |
| 当期変動額 | | | |
| 剩余金の配当 | | | △55,782 |
| 当期純利益 | | | 28,183 |
| 別途積立金の取崩 | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 97 | 97 | 97 |
| 当期変動額合計 | 97 | 97 | △27,500 |
| 当期末残高 | 327 | 327 | 60,147 |

[重要な会計方針]

| | | | | | | | |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|------|-------|------|-------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの … (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p> | | | | | | |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 | | | | | | |
| 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価法 | | | | | | |
| 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 | | | | | | |
| 5. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="663 927 997 1017"> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6~15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4~15年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> | 建物 | 6年 | 附属設備 | 6~15年 | 器具備品 | 4~15年 |
| 建物 | 6年 | | | | | | |
| 附属設備 | 6~15年 | | | | | | |
| 器具備品 | 4~15年 | | | | | | |
| 6. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> | | | | | | |

| | |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7. 収益及び費用の計上基準 | <p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p> |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

| 前事業年度末 (2023年3月31日) | 当事業年度末 (2024年3月31日) |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円 | ※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円 |
| ※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 合計 1,559 | ※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948 |

◇ 損益計算書関係

| 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円 | ※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円 |
| ※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52 | ※2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31 |

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度期首株式数 | 前事業年度増加株式数 | 前事業年度減少株式数 | 前事業年度末株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式 | 5,150,693 株 | — | — | 5,150,693 株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 24,877 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,830 円 |
| 基準日 | 2022年3月31日 |
| 効力発生日 | 2022年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 55,782 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 10,830 円 |
| 基準日 | 2023年3月31日 |

効力発生日

2023年6月30日

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式 | 5,150,693 株 | — | — | 5,150,693 株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|-----------|-----------------|
| 配当金の総額 | 55,782 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 10,830 円 |
| 基準日 | 2023 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2023 年 6 月 30 日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|-----------|-----------------|
| 配当金の総額 | 28,174 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 5,470 円 |
| 基準日 | 2024 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2024 年 6 月 28 日 |

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------|--------------|--------|----|
| (1) 金銭の信託 | 42,108 | 42,108 | - |
| 資産計 | 42,108 | 42,108 | - |
| (2) その他（デリバティブ取引） | 46 | 46 | - |
| 負債計 | 46 | 46 | - |

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| | 前事業年度（百万円） |
|---------------|------------|
| 市場価格のない株式等（※） | 10,261 |
| 組合出資金等 | 1,557 |
| 合計 | 11,819 |

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 1,865 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 42,108 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 26,116 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 3,780 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 21,900 | - | - | - |
| 短期貸付金 | 1,001 | | | |
| 合計 | 96,772 | - | - | - |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区分 | 貸借対照表計上額（単位：百万円） | | | |
|-----------------|------------------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | - | 42,108 | - | 42,108 |
| 資産計 | - | 42,108 | - | 42,108 |
| デリバティブ取引（通貨関連） | - | 46 | - | 46 |
| 負債計 | - | 46 | - | 46 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しております、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------|--------------|--------|----|
| (1) 金銭の信託 | 44,745 | 44,745 | - |
| 資産計 | 44,745 | 44,745 | - |
| (2) その他 (デリバティブ取引) | 24 | 24 | - |
| 負債計 | 24 | 24 | - |

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| | 当事業年度 (百万円) |
|----------------|-------------|
| 市場価格のない株式等 (※) | 9,710 |
| 組合出資金等 | 1,638 |
| 合計 | 11,348 |

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|----------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 7,405 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 44,745 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 31,788 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 5,989 | - | - | - |
| 短期貸付金 | 757 | - | - | - |
| 合計 | 90,685 | - | - | - |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区分 | 貸借対照表計上額（単位：百万円） | | | |
|-----------------|------------------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | - | 44,745 | - | 44,745 |
| 資産計 | - | 44,745 | - | 44,745 |
| デリバティブ取引（通貨関連） | - | 24 | - | 24 |
| 負債計 | - | 24 | - | 24 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分 | 当事業年度 (百万円) |
|--------|----------------|
| 子会社株式 | 9,919 |
| 関連会社株式 | 106 |

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------------------------------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの 譲渡性預金 | 21,900 | 21,900 | - |
| 小計 | 21,900 | 21,900 | - |
| 合計 | 21,900 | 21,900 | - |

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|----|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 66 | - | 16 |
| 合計 | 66 | - | 16 |

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分 | 当事業年度 (百万円) |
|--------|----------------|
| 子会社株式 | 9,428 |
| 関連会社株式 | 106 |

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|----|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 36 | - | 5 |
| 合計 | 36 | - | 5 |

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち一年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 米ドル | 952 | - | △46 | △46 |

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち一年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 米ドル | 730 | - | △24 | △24 |

◇ 退職給付関係

| 前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | |
|---------------------------------------------------------------------|------------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要 | |
| 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 | |
| 2. 確定給付制度 | |
| (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 | |
| 退職給付債務の期首残高 | 21,967 百万円 |
| 勤務費用 | 853 |
| 利息費用 | 188 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △1,476 |
| 退職給付の支払額 | △1,133 |
| その他 | △83 |
| 退職給付債務の期末残高 | 20,314 |
| (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 | |
| 年金資産の期首残高 | 19,687 百万円 |
| 期待運用収益 | 462 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △716 |
| 事業主からの拠出額 | 819 |
| 退職給付の支払額 | △874 |
| 年金資産の期末残高 | 19,378 |
| (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 | |
| 積立型制度の退職給付債務 | 17,386 百万円 |
| 年金資産 | △19,378 |
| △1,991 | |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,927 |
| 未積立退職給付債務 | 935 |
| 未認識数理計算上の差異 | 398 |
| 未認識過去勤務費用 | 53 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,387 |
| 退職給付引当金 | 2,940 |
| 前払年金費用 | △1,553 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,387 |
| (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 | |
| 勤務費用 | 853 百万円 |
| 利息費用 | 188 |
| 期待運用収益 | △462 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 127 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △52 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 653 |
| (5) 年金資産に関する事項 | |
| ①年金資産の主な内容 | |
| 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 | |
| 債券 | 34% |
| 株式 | 27% |
| 生保一般勘定 | 11% |
| 生保特別勘定 | 7% |
| その他 | 21% |
| 合計 | 100% |

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----------------|--------|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 1. 4% |
| 退職一時金制度の割引率 | 1. 1% |
| 長期期待運用収益率 | 2. 35% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 20, 314 百万円 |
| 勤務費用 | 802 |
| 利息費用 | 275 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △1, 024 |
| 退職給付の支払額 | △1, 150 |
| その他 | △11 |
| 退職給付債務の期末残高 | 19, 205 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-------------|
| 年金資産の期首残高 | 19, 378 百万円 |
| 期待運用収益 | 455 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1, 415 |
| 事業主からの拠出額 | 848 |
| 退職給付の支払額 | △850 |
| 年金資産の期末残高 | 21, 247 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|----------------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 16, 431 百万円 |
| 年金資産 | △21, 247 |
| | △4, 815 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2, 774 |
| 未積立退職給付債務 | △2, 041 |
| 未認識数理計算上の差異 | 2, 923 |
| 未認識過去勤務費用 | 1 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 883 |

| | |
|----------------------|---------|
| 退職給付引当金 | 2, 759 |
| 前払年金費用 | △1, 875 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 883 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|----------------|---------|
| 勤務費用 | 802 百万円 |
| 利息費用 | 275 |
| 期待運用収益 | △455 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 86 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △52 |

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|--------|------|
| 債券 | 31% |
| 株式 | 32% |
| 生保一般勘定 | 9% |
| 生保特別勘定 | 7% |
| その他 | 21% |
| 合計 | 100% |

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----------------|--------|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 1. 8% |
| 退職一時金制度の割引率 | 1. 3% |
| 長期期待運用収益率 | 2. 35% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 前事業年度末 (2023年3月31日) | 当事業年度末 (2024年3月31日) |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| 繰延税金資産 | 百万円 |
| 賞与引当金 | 1,138 |
| 退職給付引当金 | 911 |
| 関係会社株式評価減 | 1,010 |
| 未払事業税 | 227 |
| 投資有価証券評価減 | 11 |
| 減価償却超過額 | 331 |
| 時効後支払損引当金 | 184 |
| 関係会社株式売却損 | 505 |
| ゴルフ会員権評価減 | 78 |
| 資産除去債務 | 348 |
| 未払社会保険料 | 85 |
| その他 | 44 |
| 繰延税金資産小計 | <u>4,878</u> |
| 評価性引当額 | <u>△1,696</u> |
| 繰延税金資産合計 | <u>3,181</u> |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △171 |
| 関係会社株式評価益 | △84 |
| その他有価証券評価差額金 | △102 |
| 前払年金費用 | △481 |
| 繰延税金負債合計 | <u>△840</u> |
| 繰延税金資産の純額 | <u>2,340</u> |
| | |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 | 31.0% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.3% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △6.4% |
| タックスヘイブン税制 | 2.1% |
| 外国税額控除 | △0.6% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.7% |
| その他 | △0.8% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>26.3%</u> |
| | |
| 法定実効税率 | 31.0% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.2% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △5.4% |
| タックスヘイブン税制 | 1.2% |
| 外国税額控除 | △0.3% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.5% |
| その他 | △0.2% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>27.0%</u> |

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0% を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

| | 前事業年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 | 当事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 |
|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 期首残高 | 1,123 | 1,123 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | - | - |
| 資産除去債務の履行による減少 | - | - |
| 期末残高 | 1,123 | 1,123 |

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 区分 | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|---------|----------------------------------------|
| 委託者報酬 | 113,491 百万円 |
| 運用受託報酬 | 17,245 百万円 |
| 成功報酬（注） | 952 百万円 |
| その他営業収益 | 331 百万円 |
| 合計 | 132,021 百万円 |

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 区分 | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|---------|----------------------------------------|
| 委託者報酬 | 124,707 百万円 |
| 運用受託報酬 | 19,131 百万円 |
| 成功報酬（注） | 2,071 百万円 |
| その他営業収益 | 291 百万円 |
| 合計 | 146,202 百万円 |

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|---------------------|------|------------|-------|----------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| 子会社 | ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク | ケイマン | 2,500(米ドル) | 資金管理 | 直接 100% | 資産の賃貸借 | 資金の貸付 | 5,736 | 短期貸付金 | 1,001 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 6,489 | | |
| | | | | | | | 貸付金利息 | 44 | 未収利息 | 11 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------|----------|--------|-------------|-------|----------------|---------------------------------------------|-----------------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | — | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1) | 27,180 | 未払手数料 | 5,773 |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|---------|----------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,493 (百万円) | 証券持株会社業 | 被所有 100% | 経営管理 | 資金の借入 | 141,800 | 短期借入金 | 13,700 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 128,100 | | |
| | | | | | | | 借入金利息 | 123 | 未払利息 | 19 |

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|---------------------|------|----------------|-------|----------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| 子会社 | ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク | ケイマン | 2,500 (米ドル) | 資金管理 | 直接 100% | 資産の賃貸借 | 資金の貸付 | 2,856 | 短期貸付金 | 757 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 3,081 | | |
| | | | | | | | 貸付金利息 | 48 | 未収利息 | 9 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------|----------|--------|-----------------|-------|----------------|------------------------------------------------|------------------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | — | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行手数料の委託等役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1) | 30,272 | 未払手数料 | 7,148 |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

| 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 17,016 円 74 銭 | 1株当たり純資産額 11,677 円 62 銭 |
| 1株当たり当期純利益 5,060 円 34 銭 | 1株当たり当期純利益 5,471 円 85 銭 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 26,064 百万円 普通株式に係る当期純利益 26,064 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株 | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 28,183 百万円 普通株式に係る当期純利益 28,183 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株 |

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

| | | 2024年9月30日現在 |
|----------|------|--------------|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 5,222 |
| 金銭の信託 | | 47,595 |
| 未収委託者報酬 | | 35,191 |
| 未収運用受託報酬 | | 6,723 |
| 短期貸付金 | | 1,427 |
| その他 | | 1,233 |
| 貸倒引当金 | | △21 |
| 流動資産計 | | 97,372 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | ※1 | 761 |
| 無形固定資産 | | 6,247 |
| ソフトウェア | | 6,246 |
| その他 | | 0 |
| 投資その他の資産 | | 15,876 |
| 投資有価証券 | | 1,503 |
| 関係会社株式 | | 9,535 |
| 長期差入保証金 | | 521 |
| 前払年金費用 | | 2,189 |
| 繰延税金資産 | | 2,020 |
| その他 | | 105 |
| 固定資産計 | | 22,884 |
| 資産合計 | | 120,257 |

| | | 2024年9月30日現在 |
|--------------|------|--------------|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 短期借入金 | | 28,300 |
| 未払金 | | 11,764 |
| 未払収益分配金 | | 1 |
| 未払償還金 | | 38 |
| 未払手数料 | | 11,479 |
| 関係会社未払金 | | 244 |
| 未払費用 | | 11,699 |
| 未払法人税等 | | 6,872 |
| 未払消費税等 | | 1,584 |
| 賞与引当金 | | 2,843 |
| その他 | | 130 |
| 流動負債計 | | 63,195 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 2,678 |
| 時効後支払損引当金 | | 609 |
| 資産除去債務 | | 1,123 |
| 固定負債計 | | 4,410 |
| 負債合計 | | 67,606 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | 52,360 |
| 資本金 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 |
| その他資本剰余金 | | 2,000 |
| 利益剰余金 | | 21,450 |
| 利益準備金 | | 685 |
| その他利益剰余金 | | 20,765 |
| 繰越利益剰余金 | | 20,765 |
| 評価・換算差額等 | | 290 |
| その他有価証券評価差額金 | | 290 |
| 純資産合計 | | 52,651 |
| 負債・純資産合計 | | 120,257 |

◇ 中間損益計算書

| | | 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日 |
|--------------|------|-----------------------------|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 75,441 |
| 運用受託報酬 | | 11,445 |
| その他営業収益 | | 153 |
| 営業収益計 | | 87,039 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 27,091 |
| 調査費 | | 18,872 |
| その他営業費用 | | 3,159 |
| 営業費用計 | | 49,123 |
| 一般管理費 | ※1 | 16,272 |
| 営業利益 | | 21,643 |
| 営業外収益 | ※2 | 6,924 |
| 営業外費用 | ※3 | 285 |
| 経常利益 | | 28,282 |
| 特別利益 | ※4 | 23 |
| 特別損失 | ※5 | 13 |
| 税引前中間純利益 | | 28,292 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 6,931 |
| 法人税等調整額 | | 646 |
| 中間純利益 | | 20,713 |

◇ 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | | 株 主 資 本 合 計 | |
|---------------------------|------------|-------------------|-------------------|--------------|-------------------|--------------------------|---------|-------------------|--|
| | 資本剩余金 | | | 利益剰余金 | | | | | |
| | 資 本 準備金 | その他 資 本 剩余金 | 資 本 剩余金 合 計 | 利 益 準 備 金 | その他 利 益 剰余金 | 利 益 剝 越 利 益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 28,225 | 28,910 | 59,820 | |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | | | △28,174 | △28,174 | △28,174 | |
| 中間純利益 | | | | | | 20,713 | 20,713 | 20,713 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — | — | — | △7,460 | △7,460 | △7,460 | |
| 当中間期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 20,765 | 21,450 | 52,360 | |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------------|------------------|----------------|---------|
| | その他有価証 券評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 327 | 327 | 60,147 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剩余金の配当 | | | △28,174 |
| 中間純利益 | | | 20,713 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | △36 | △36 | △36 |
| 当中間期変動額合計 | △36 | △36 | △7,496 |
| 当中間期末残高 | 290 | 290 | 52,651 |

[重要な会計方針]

| | |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等 |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 5. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6~15年 器具備品 4~15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
| 6. 引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 |

7. 収益及び費用の計上基準

受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[注記事項]

◇ 中間貸借対照表関係

| 2024年9月30日現在 | |
|-------------------|-------------------------------------------|
| ※1 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,133 百万円 |
| ※2 消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。 |

◇ 中間損益計算書関係

| 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日 | |
|-----------------------------|-----------|
| ※1 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 185 百万円 |
| 無形固定資産 | 949 百万円 |
| ※2 営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取配当金 | 6,350 百万円 |
| ※3 営業外費用のうち主要なもの | |
| 支払利息 | 105 百万円 |
| 雑損 | 169 百万円 |
| ※4 特別利益の内訳 | |
| 株式報酬受入益 | 23 百万円 |
| ※5 特別損失の内訳 | |
| 固定資産除却損 | 13 百万円 |

◇ 中間株主資本等変動計算書関係

| 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日 | |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| 1 発行済株式に関する事項 | |
| 株式の種類 | 当事業年度期首 |
| 普通株式 | 5,150,693 株 |
| 増加 | — |
| 減少 | — |
| 当中間会計期間末 | 5,150,693 株 |
| 2 配当に関する事項 | |
| 配当金支払額 | 2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 |
| ・普通株式の配当に関する事項 | |
| (1) 配当金の総額 | 28,174 百万円 |
| (2) 1株当たり配当額 | 5,470 円 |
| (3) 基準日 | 2024年3月31日 |
| (4) 効力発生日 | 2024年6月28日 |

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------|----------------|--------|----|
| (1) 金銭の信託 | 47,595 | 47,595 | - |
| (2) その他（デリバティブ取引） | 126 | 126 | - |
| 資産計 | 47,722 | 47,722 | - |

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|---------------|---------------------|
| 市場価格のない株式等（※） | 9,710 |
| 組合出資金等 | 1,328 |
| 合計 | 11,038 |

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 中間貸借対照表計上額（単位：百万円） | | | |
|-----------------|--------------------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | - | 47,595 | - | 47,595 |
| デリバティブ取引（通貨関連） | - | 126 | - | 126 |
| 資産計 | - | 47,722 | - | 47,722 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 (2024年9月30日)

1. 売買目的有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

| 区分 | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) |
|--------|----------------------|
| 子会社株式 | 9,428 |
| 関連会社株式 | 106 |

4. その他有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,328百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間 (2024年9月30日)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち一年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 米ドル | 1,550 | - | 126 | 126 |

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

| | 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日 |
|----------------|-----------------------------|
| 期首残高 | 1,123 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | - |
| 時の経過による調整額 | - |
| 中間期末残高 | 1,123 |

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| 区分 | 当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) |
|---------|------------------------------------------|
| 委託者報酬 | 75,439 百万円 |
| 運用受託報酬 | 10,634 百万円 |
| 成功報酬（注） | 811 百万円 |
| その他営業収益 | 153 百万円 |
| 合計 | 87,039 百万円 |

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1株当たり情報

| 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日 | |
|------------------------------------------------------|---------------|
| 1株当たり純資産額 | 10,222 円 13 錢 |
| 1株当たり中間純利益 | 4,021 円 58 錢 |
| (注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載していません。 | |
| 2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 | |
| 中間純利益 | 20,713 百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | — |
| 普通株式に係る中間純利益 | 20,713 百万円 |
| 期中平均株式数 | 5,150 千株 |

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け))

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の公社債および株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内債券マザーファンド受益証券および国内株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債および株式に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資比率は以下を基本とし、原則として3ヵ月毎にリバランスを行ないます。

国内債券マザーファンド受益証券：50%

国内株式マザーファンド受益証券：50%

② 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の75%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 有価証券先物取引等は約款第23条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第24条の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

第1計算期末は収益分配を行ないません。第2計算期間以降の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算

日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投

資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 前項の規定にかかわらず、受益者が第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

第15条 （削除）

第16条 （削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第17条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次

に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条及び第24条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第18条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券マザーファンド受益証券（以下「国内債券マザーファンド」といいます。）および国内株式マザーファンド受益証券（以下「国内株式マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの

8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

9. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の

うち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と国内株式マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。

④ 前項において国内株式マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第18条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第27条において同じ。）、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条および第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式は、第19条の運用の基本方針の範囲内で、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と国内株式マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において国内株式マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

いいます。) の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混藏寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

(一括登録)

第30条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、

委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は、平成14年4月12日から平成14年5月10日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除く）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除く）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以後の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資)

第42条 収益分配金は、原則として、第1計算期間を除く毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

② 販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第43条 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

② 一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第44条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については第42条に規定する交付開始前に、償還金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第2項に規定する支払日まで

に、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行

いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第52条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告

し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 53 条 第 47 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第 47 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第 47 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 53 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 54 条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 54 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 55 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 42 条第 3 項および第 43 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条（受益証券の種類）から第 16 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 4 月 12 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資は行いません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第32条第1項、第32条第2項、第35条第1項、第36条第1項および第38条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)
8. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
9. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
10. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といへ、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券

の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図することができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第17条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第17条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第19条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第20条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第22条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第23条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第24条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第25条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第26条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第27条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第28条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第29条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第30条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第31条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第32条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第34条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第35条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第39条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第36条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第39条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第37条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第38条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第39条の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第39条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第40条 第32条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第32条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第32条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第41条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。
(運用報告書)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。
(公告)

第43条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第44条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受け権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託 (前項に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権 (会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債 (総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) の新株予約権に限ります。) の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権 (前号のものを除きます。) の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従つて評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなつた場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混藏寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第44条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社